

令和 3 年 3 月定例会 建設経済常任委員会記録

令和 3 年 3 月 12 日（金）

令和 3 年 3 月 15 日（月）

令和 3 年 3 月 16 日（火）

令和 3 年 3 月 17 日（水）

令和 3 年 3 月 18 日（木）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

令和3年3月12日（金）	7 頁
令和3年3月15日（月）	71 頁
令和3年3月16日（火）	151 頁
令和3年3月17日（水）	225 頁
令和3年3月18日（木）	243 頁

令和３年３月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 12 日（金）	審査日程の決定 建設課・維持管理課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第 1、3 号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査 議案乙第 1、4、5 号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第 1、3～5 号 〔採決〕

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	3 月 15 日（月）	建設課審査 議案乙第 6 号、議案甲第 6 号 〔説明、質疑〕 維持管理課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 16 日（火）	農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第 6 号、議案甲第 4 号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第 6、9 号、議案甲第 5 号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査 議案乙第 6、10、11 号 〔説明、質疑〕
第 4 日	3 月 17 日（水）	所管事務調査 新産業集積エリア整備事業について 〔説明、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 5 日	3 月 18 日（木）	現地視察 50戸連たんの運用（江島町） 鳥栖駅東6号線ほか1路線整備事業（藤木町） 国土交通省・今町線道路改良事業（田代昌町） 都市公園遊具等改修事業（ハツ並公園ステージ）（弥生が丘） 自由討議 議案審査 議案乙第6、9～11号、議案甲第4～6号 〔総括、採決〕

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 3 年 3 月 11 日付託〕

議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）〔可決〕

議案乙第 3 号令和 2 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案乙第 4 号令和 2 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）〔可決〕

議案乙第 5 号令和 2 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 3 号）〔可決〕

〔令和 3 年 3 月 12 日 委員会議決〕

議案乙第 6 号令和 3 年度鳥栖市一般会計予算〔可決〕

議案乙第 9 号令和 3 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算〔可決〕

議案乙第 10 号令和 3 年度鳥栖市水道事業会計予算〔可決〕

議案乙第 11 号令和 3 年度鳥栖市下水道事業会計予算〔可決〕

議案甲第 4 号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 5 号鳥栖市工場立地法準則条例〔可決〕

議案甲第 6 号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例〔可決〕

〔令和 3 年 3 月 18 日 委員会議決〕

令和 3 年 3 月 12 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則

古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 松隈 久雄

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成

商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和

農 林 課 長 佐藤 正己

農 林 課 長 補 佐 兼 農 政 係 長 中牟田 恒

農 林 課 農 村 整 備 係 長 中垣 秀隆

農 業 委 員 会 事 務 局 長 倉地 信夫

農 業 委 員 会 事 務 局 振 興 係 長 久保山智博

上 下 水 道 局 管 理 課 長 古賀 和教

上 下 水 道 局 管 理 課 総 務 係 長 小森 敏幸

上 下 水 道 局 管 理 課 業 務 係 長 小柳 洋介

上 下 水 道 局 事 業 課 長 日吉 和裕

上 下 水 道 局 事 業 課 浄 水 場 長 平塚 俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形 伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀 咲子

建 設 部 長	松 雪 努
建 設 部 次 長 兼 建 設 課 長	佐 藤 晃一
建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事	三 澄 洋文
建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐	庄 山 裕一
建 設 課 庶 務 住 宅 係 長	安 永 伸也
建 設 課 整 備 係 長	立 石 佳照
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長	江 藤 誠
維 持 管 理 課 長	大 石 泰之
維 持 管 理 課 管 理 係 長	斉 藤 了介
維 持 管 理 課 維 持 係 長	山 下 美知
建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	藤 川 博一
都 市 計 画 課 長 補 佐 兼 公 園 緑 地 係 長	本 田 一也
都 市 計 画 課 庶 務 係 長	古 澤 貴裕
国 道 ・ 交 通 対 策 課 長	中 内 利和
国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長	増 田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

審査日程の決定

建設課・維持管理課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第3号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第4号令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第5号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第3号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第4号令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第5号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

〔採決〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開会

松隈清之委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

松隈清之委員長

初めに委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議いたしました日程案を御手元にお配りしております。

まず、本日12日でございますが、補正予算の審議となります。順番としては、建設部、それから経済部。今日、補正予算に関しては採決の予定です。

来週になりますが、15日につきまして当初予算、条例について、建設部、経済部の順で審査をいたしまして、予定としては、15日が建設部。16日が経済部という予定になっております。17日は予備日となっております。

現地視察に関しましては、後ほど副委員長のほうから御確認をさせていただきます。いつも経済部を先に審査をしていたんですけれども、今回は建設部と。

定例会ごとに建設部、経済部を交互に審査していこうかなと今思っておりますので、そのつもりでお願いをいたします。日程案につきましては、以上の……、現地を確認しましょうかね。現地、副委員長のほうからお願いします。

西依義規副委員長

おはようございます。一応、日程上では3月18日に現地視察となっております。これいつまで……できるだけ早いうちに私のほうまで申しつけください。よろしくお願いします。

松隈清之委員長

今何か希望するところ、お持ちの方いらっしゃいますか。

齊藤正治委員

江島町の50戸連たんの視察をお願いしたいと思います。

松隈清之委員長

今、江島町の50戸連たんについて視察をしたいということでございますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。いいですか。

もしあるようでしたら、今日中に西依副委員長のほうまでお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時 1 分休憩

~~~~~

午前10時2分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



松隈清之委員長

審査に入ります前に、建設部長のほうから一言御挨拶をお願いします。

松雪努建設部長

おはようございます。令和３年３月定例会、建設経済常任委員会、補正予算先議ということで、本日御審議いただく議案につきまして、建設部関係につきましては、議案乙第１号の補正予算となっております。

補正の主なものとしたしましては、決算見込みによる調整、それから国の補正に伴うものとなっております。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いたします。

~~~~~

## 建設課・維持管理課

### 議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

#### 松隈清之委員長

これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 佐藤晃一建設部次長兼建設課長

おはようございます。

最初に、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算のうち、建設課分について御説明申し上げます。

それでは、補正予算資料をお願いいたします。

2ページをお願いします。歳入の主なものですが、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料の収入見込みによる補正でございます。

3ページをお願いします。項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、国の補正予算の内示に伴う補正でございます。事業の概要につきましては、歳出のほうで御説明いたします。同じく節3住宅費国庫補助金につきましては、既設の公営住宅改善事業、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業の決算見込みによる補正でございます。

4ページをお願いいたします。項2県補助金、目5土木費県補助金、節3住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断、耐震改修の決算見込みによる補正でございます。

7ページをお願いいたします。項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、国の補正予算の内示に伴う市債を補正したものでございます。続きまして、歳出について申し上げます。

8ページをお願いいたします。項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

10ページをお願いいたします。項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費、節15工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴うものでございます。これにつきましては、主要事項説明書にて御説明いたします。



12ページをお願いいたします。轟木・衛生処理場線につきましては、図の赤の斜線部分で示している部分の工事を補正により予定しております。図の右側のほうが南でございます。県道に接する部分は、県が購入していただいて負担金として工事を完了しておりますが、その北側80メートルほどの工事を予定しております。

13ページをお願いいたします。飯田・水屋線につきましては、これも図面の右側のほうが南になります。赤の斜線でしておりますところが田んぼを買収している部分の歩道の部分については既に発注しておりますが、残りの車道部分について、斜線部分900メートルの工事を予定しております。

14ページをお願いいたします。項4都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

15ページをお願いいたします。項3都市計画費、目3街路事業費、節13委託料につきましては、決算見込みによる補正でございます。

16ページをお願いいたします。項5住宅費、目1、住宅管理費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

17ページをお願いいたします。目2住宅改善費の主なものといたしましては、本鳥栖アパートの給湯設備改修工事の決算見込みにより委託料を補正するものでございます。また、木造住宅の耐震診断、耐震改修事業の決算見込みにより、節19負担金、補助及び交付金を補正するものでございます。

次に繰越明許計算書について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。項2道路橋梁費、道路整備交付金事業に係る予算を繰り越すものでございます。田代大官町・萱方線につきましては、物件移転協議等に時間を要しているため、今回の工事期間に乗り入れを有する隣接店舗の外構工事等に時間を要したため、本年5月末の完了を見込んでおり、轟木・衛生処理場線につきましては、物件移転協議等に時間を要しておりまして、年度内での工事完了が困難となったため、6月末の工事完了を見込んでおります。

また、1月末に成立しました国の補正予算に対応することとしまして、今年9月末の工事完了を見込んでおります。飯田・酒井東線と飯田・水屋線につきましては、スマートインターチェンジ本体と県のアクセス道路の計画に左右される部分がありまして、これらの計画策定に時間を要していること、また、轟木・衛生処理場線と同様に、国の補正予算への対応も加わりましたことから、本年9月末の完了を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、既設公営住宅改善事業に係る予算を繰り越すものでございます。前田アパートトイレ洋式化工事の入札が不調であったこと。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、これ住宅内での間の工事になりますので、工事発注を見合せたもので、令和3年の12月の工事完了を見込んでおります。

以上、令和2年度一般会計のうち建設課分の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### **大石泰之維持管理課長**

続きまして、維持管理課分につきまして御説明いたします。

20ページをお願いいたします。歳入の主なものでございます。款14分担金及び負担金、項1分担金、目2土木費分担金、節1土木費分担金につきましては、神辺町上の車地区の急傾斜地崩壊対策事業の決算見込みに伴い、受益者負担金を減額補正するものでございます。

続きまして、款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の決算見込額でございます。

次のページをお願いいたします。款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和2年度に発生いたしました災害復旧工事に係る国の負担金を補正するものでございます。

項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業に係る国の補正予算の内示に伴い国の補助金を補正するものでございます。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1河川費県補助金につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の決算見込みに伴い県補助金を補正するものでございます。

23ページをお願いいたします。款18財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節1土地売却収入につきましては、法定外公共物払下げに伴う土地売却収入でございます。

24ページをお願いいたします。款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業に係る国の補正予算の内示に伴い起債額を補正するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

25ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節11需用費につきましては、道路照明等電気代、鳥栖駅前トイレ等上下水道代の決算見込みに伴い、光熱水費を減額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2土木橋梁費、目2道路維持費につきましては、決算見込みに伴い減額補正をするものでございます。

27ページをお願いいたします。目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。内容につきまして、28ページをお願いいたします。

今泉・田代大官町線につきましては、当初予算におきまして本通町交差点から大正町交差点の先までを実施しておりますが、その先890メートルの区間の舗装工事を実施する予定といたしております。

続きまして、29ページをお願いいたします。目4橋梁維持費、節13委託料並びに節15工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。橋梁点検につきましては、虹の橋の1橋を行います。また、補修工事につきましては、山浦跨線橋の一部分につきましてはの工事を行う予定としております。

30ページをお願いいたします。目5交通安全対策事業費、節13委託料並びに節15工事請負費につきましては、今後、道路交差点照明のLEDへの更新を進めてまいりたいと考えておりますが、まずは生産中止となります水銀灯の更新分として国の補正予算の内示に伴い増額補正を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。項3河川費、目2土砂災害対策費、節15工事費につきましては、先ほどと同じく、急傾斜地崩壊対策事業の決算見込みに伴い減額補正するものでございます。

次に繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。道路側溝等整備事業につきましては、沿線住民との調整及び入札不調による再入札のためなどの理由から、工事請負費を本年6月まで繰り越すことといたしております。次に道路舗装事業につきましては、交通管理者との協議や沿線企業との調整等に不測の日数を要したこと、また、今年度の国の補正予算に対応するもので履行期間を本年12月末までといたしております。次に、橋梁長寿命化事業につきましては、関係機関との調整協議に不測の日数を要したこと、また、今年度の国の補正予算に対応するもので、履行期間を本年12月末までといたしております。

次に交通安全施設整備事業につきましても同様に、今年度の国の補正予算に対応するもので、履行期間を本年12月末までといたしております。

次に道路防災対策事業につきましては、現地調査に不測の日数を要したことから工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

次のページをお願いいたします。河川浚渫改良事業につきましては、民有地との調整に不測の日数を要したことから、委託料を本年5月末まで、工事請負費を本年6月末までそれぞれ繰り越すことといたしております。

次に土木施設災害復旧費につきましては、河内・大峠線の災害復旧事業であり、履行期間を本年5月末までといたしております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

ありがとうございます。説明が終わりました。これより質疑を行います。

ございませんか。

#### **小石弘和委員**

繰越明許費ね。道路舗装事業1億8,858万2,000円のほう。

これ、国とのいろいろな問題があると、調整の日数を要したというようなことで繰り越して、また、本年度の舗装事業も絡んでくると、非常に業者が逼迫するんじゃないかなあというふうに感じるわけですけどね。そういうふうな面はないわけですか。

今、土木業者が悩んでいると、人がいないと。それで結局、市から入札をいただいても、結局、なかなか応じられないと。

ですから、ほとんど県の事業は、もう結局オミットしているというふうな関係がございまして、結局、繰越しをされて、令和3年度の予算を加味しながらすると、非常に業者が——今何者、4者か3者ぐらいしかいらっやらないから。

そういうような状況で、できるものかなというふうなことを危惧しておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

#### **大石泰之維持管理課長**

業者も仕事をたくさん抱えて現在工事に取り組んでいただいているものと認識しております。業者の仕事の段取りを組みやすくするためにも、早期発注して、余裕のある工期を設定して、業者に仕事を少しでも多くこなしていただくように、早期発注と、余裕のある工期というのを目指して、発注に努めていきたいと考えております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

17ページの木造住宅耐震診断補助金150万円と300万円減額されているんですが、この要因と申しますか、分析といいますか、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

木造耐震診断補助金につきましては、決算で30万円掛ける5戸を見ておりましたけど、その分がなかったために150万円の減額となっております。

木造耐震改修補助につきましては、当初60万円掛ける5戸を上げておりましたけれども、0件ということで、300万円の減額となっております。

以上です。

#### **松雪努建設部長**

建築基準法が昭和56年に改正があつておりまして、それ以前の建物が改修の対象になっておりますけれども、実際昭和56年以前の建物ということで、改修じゃなく建て替えを選択される場合が多いのではないかと考えております。

#### **飛松妙子委員**

最初この予算を立てられたときは、それだけ見込みがあるということで、予算を立てただけけれども、それよりも鳥栖市の建て替えが多いところの分析ということですね。

これ、来年度以降はどのように考えてらっしゃいますか。

#### **安永伸也建設課庶務住宅係長**

庶務住宅係でございます。

来年度につきましては、現行の補助制度ということで、お客様御自身で耐震診断の手配をするというような手続になっております。

来年度は市を通じまして、市が診断士の方を派遣して、なるべくお客様のほうの障壁、ハードルが低くなるような形、全県的な統一のルールを策定されておりますので、なるべく使いやすい制度にはなるんじゃないかと考えて対応したいと思います。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

分かりました。来年度は使いやすい制度に変わるということで、期待をしておりますので、広報関係もよろしくお願いいたします。

それから先ほどいろんな御説明の中で、不測の日数を要したことからという言葉がたくさん出てきたんですが、これ例年同じようにお聞きはしているんですが、今回とても多いような気がちょっとしていますので、その辺りのことをどのように考えてらっしゃるのか教えてください。

#### **大石泰之維持管理課長**

当然、舗装工事以外も含めて、工事をする場合には沿線の方々の御協力等も必要になってまいります。

なかなかそこで、今回こちらの思惑と隣接者の御意見等の違いが生まれるなどして、現場の工事にかかれずに、結果的に繰越しなどをお願いする形となっているところも多々ございます。

先ほども申し上げましたけれども、やはり工期に余裕がある――その前に、まず、事前の調整を今まで以上にしっかりやって発注して、結果的に業者さんにも御迷惑をかける形にな

りますので、事前の調整をしっかりとした上で発注をかけると。また、日程も少しでも余裕ができるように、早期の発注に努めていきたいと考えております。

**飛松妙子委員**

もう少し確認させていただきたいんですけど、事前の調整をして発注するということは、今まで事前の調整が途中まででも発注をしていたという、できるだけ早く発注をかけようっていうところでされてあったってということなんですかね。

**大石泰之維持管理課長**

基本的に調整して、それに基づいて設計を行っての発注等はしておりますけれども、一部諸条件が変わってくるという部分もございます。

一方で、特に今年度の後半になりますと業者さんの手用が増えてきて、不落なども発生しておりますので、こちらが発注を急いだという部分は確かにございます。そういったことで、早めに業者さんに取っていただいて、というのが必要になるというところ、発注を急いだ部分もございます。

現に、繰越しなどでの対応になっておりますので、来年度こういったものが減るように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

19ページの前田アパートの入札不調というところを御説明いただいてもいいでしょうか。

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

前田アパートのトイレ洋式化の入札につきましては、業者3者ですけれども、3者とも辞退ということで、やっぱりこの工事が、家の中に入って2週間ぐらいかかる工事なので、人との接触を避けられたというところが原因あるのかなあということを考えております。

コロナウイルスがある程度収まった頃といいますか、高齢者のワクチン等がある程度終わった頃から工事にかかれるような発注の仕方をすべきだろうということで考えております。

**飛松妙子委員**

ということは、コロナが原因で業者さんが3者辞退をされたというところの御答弁だったと思うんですが、いろいろ業者さんにもお話聞くと、そんなに仕事が減っているわけではないというところもお聞きしていて、逆にコロナの影響というよりも、仕事がたくさんあるっていうところで、人手不足なのかなっていう気がしていたんですが、これはコロナの影響ということでもいいんでしょうか。

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

業者から聞き取りをしたわけじゃありませんので、コロナウイルスの影響が分かりませんが、やはり工期が足りなかったというのは大きな原因じゃないかなと思っています。

一応、発注の段階では、工期は3月の中頃までの工期ということで発注しておりますので、工期が足りないというのも応札されなかった要因じゃないかなというふうには推測しております。

#### 飛松妙子委員

ここに書かれているのと若干違うお答えかと思うんですが、どうして不落なのかっていうところを、できればしっかり原因をつかんでいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 松隈清之委員長

ほかにありますか。

#### 西依義規委員

主要事項28ページ。舗装の関係ですけど、令和2年度の補正でつけられているんですけど。

令和3年度以降は当初見てもどこってというのが書いてなかったんですけど、この黄色の部分は、ある程度計画は立っているんですか。

分かりますか。赤が今補正、令和3年度に黄色をすることいいですか。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

もう一つ、舗装の計画を立てるみたいなものが総合計画に載っていたんですけど、それから計算すると、5年間で6キロだったんですね、3キロか。1年間で600メートルぐらいの計算だったんですけど、それぐらいの——例えばここだったら当初に黒をして、補正に赤を、これは890メートルしたんで、1キロ以上されているってことですよね、補正を。

そうしたら国の補正が出ないと、来年も4,000万円の当初だったんですけど、そういう計画でしょうか。それとも——まず、黄色はいつするのか教えてください。

#### 大石泰之維持管理課長

令和3年度以降の部分については、国の社会資本整備総合交付金の内示によって進捗——どこまでやれるのかというのが変わってきますので、その内示を待って、ついた場合はまた6月補正でお願いしたいと思っております。

もう一つ舗装計画の分につきまして、あれは起債事業で、これは補助事業でございますけれども、あちらは起債事業として、新たに設定して、計画を立てた上で起債で対応していくということしております。

新年度の話にはなりますけれども、新しい財源を確保した上で、今年度までは補助等、単費だけの事業でしたけれども、新たに起債事業の財源を確保した上で、舗装事業について、

さらに進捗を舗装の打替えを図っていくための事業費として設けております。

#### 西依義規委員

今この地図に載っていない部分ですね、南側と北側。これはもう既に終わったのか、それとも今後やっていくのかっていう方針はありますか。

#### 大石泰之維持管理課長

まず、今泉・田代大官町につきましては、南側から順次やってきておりますので、南側から上ってきて、今年度の3月補正でこの大木川の先まで行ければと思っております。来年度以降も引き続き、これから北側に向かって、先ほど申し上げました令和3年度につきましては、社交金のつき具合で、改めて6月補正などをお願いしていくという形で、北に向かって進めていきたいと思っております。

以上です。

#### 西依義規委員

もう一つ、担当課が違うか、分かんないんですが。ここを通るとき、交差点が結構あるんですよね、古野町とか本通町とか。

例えばそこを改良したほうがいいとか、何メートルか土地を買ったほうがいいとか、そういう検討もされながら舗装をするのか。それとも、もう舗装とそういう交差点改良は別物なのか。

せっかく工事するなら、市民の方々も、もうちょっと何メートルか、ここ広くなったらいいんじゃないかなと多分思われると思うんで、その辺の検討とかはされながらしていくんですかね。

#### 松雪努建設部長

今の西依副委員長の御質問に対するお答えといたしましては、これはあくまでも舗装の打替えということでございますので、交差点改良と舗装とは別物だということでございます。

#### 西依義規委員

じゃあそのタイミングで交差点改良をした形はあるかだけ教えてください。

#### 大石泰之維持管理課長

現在、維持管理課で行っているこの舗装事業につきましては、あくまでも現道の打替えに対する補助金のメニューで行っておりますので……。

#### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

この路線につきましては、やはり大型車が多いとか、一般車両も多かったということで、やっぱり舗装の傷み具合、こういったものが1つ評価としてあって、今回補助事業として採択いただいているのは、やっぱり舗装だけじゃなくて、下の路盤から変えなくちゃいけない



ということで大規模な工事の舗装補修については、補助事業でいいよということで国から認められている事業でございます。あくまでそれは、舗装に対する事業ですので、交差点を改良するのはまたちょっと事業が別になってくるものと認識しております。

それと起債事業につきましては、交通量が多いところにつきましても、当然考えられるんですけれども、もう上の表層だけが悪い、例えば下まで改良しなくていいよとか、そういったものにつきましては、その補助までいかんけれども、なかなか単費では難しい自治体もあるってことで、起債でいいよというようなメニューが新しくできています。

ですから、そういったものを今回、こういったメイン道路以外の傷んでいる路線につきましては、そういった起債事業を充てて、進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、交差点改良実績はないです。

#### **古賀和仁委員**

資料の32ページの明許のところですけど、交通安全施設整備事業、道路照明ですね。

これについて、LED化を図るために遅れているみたいな説明を受けたんですけど、具体的にどういうことですか。

#### **大石泰之維持管理課長**

道路照明につきましては、本来、令和3年度、新年度の予算からLED——その前に今、道路照明で使用している分のうち、水銀灯、あちら側が水銀を使っているということで、それを使用できないと、もう昨年末で製造中止になっております。ですので、まずそこからLED化を図っていくということで、来年度から事業を立ち上げることにしておりましたけれども。

今回の国の補正予算で、この事業の紹介がございましたので、3月の補正で前倒ししてこれは新たに追加をしているということでございます。

この3月で初めて事業化しておりますので、今からの事業ということで繰越しをお願いしているものでございます。

#### **古賀和仁委員**

街路灯の水銀、どのくらい数があるのか分かりませんが、どのくらいの年次計画で変えていこうというふうに思われているのか。

#### **大石泰之維持管理課長**

現段階の計画で、令和8年度まで期間を使いまして、順次更新をかけていきたいと考えております。基数としましては726基の更新をかけていくという計画にしております。

#### **古賀和仁委員**

いきなり聞くのもあれですけど、ざっとどのくらいかかるのかなあという、幾つされるの

か知らないけど、700基、全部令和8年度までにするということですけど、どのくらい予算を見積もっていらっしゃるんですか。

#### **大石泰之維持管理課長**

今の段階で、概算でございますけれども、総事業費としては1億6,000万円ほどを考えております。

#### **古賀和仁委員**

別のところでですけど、先ほどの住宅の耐震補強のところですね。480万円あって、実際には30万円ということで、ほとんど使われていないとか、それぞれ国の体制に対するあれが変わってからこれをするということなんですけど。

これ、全く問合せもなかったのか。問合せがあったけどやめられたのか。せっかくの制度ですけども、使いにくいとか。例えば30万円で診断しても、それ以上にかかる、かなりかかると。100万円以上かかるという話を聞いていますので、これについてはどういうふう考えられているのか。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

これがなかなか使いにくい要因としては、先ほど部長が申しましたように、昭和56年以前の建物に対する診断等補助ということで、そういう建物が少なくなっているというのが一番の要因だろうと思います。

問合せは……。

#### **安永伸也建設課庶務住宅係長**

お答えいたします。お問合せにつきましては、正確な数は把握しておりませんが、およそ月に1件とか、2件とか、そういったお問合せはある状況でございます。

併せまして制度の趣旨ですとか、内容は伝えた上で、診断費についても補助が出ますと、このような御案内をしておりますが、結果的に申請に至ったのが、改修工事についてはゼロ件というところでございます。

個々の御事情もあられますんで、その内容までは、すいませんお掴みしていないところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

診断にも金がかかなりかかると。でも建て直したほうが早いとか、そういう感じを持っている方も、年度から昭和55年っていうと、もう40年以上かかるから住宅の耐用年数過ぎていますからと思うんですけど。それとこれは両方セットになっているんですか、それとも別個ですか。

#### 安永伸也建設課庶務住宅係長

こちらの診断制度と改修制度につきましては、別々の事業ということでございます。

以上でございます。

#### 松隈清之委員長

よろしいですか。

#### 内川隆則委員

先ほど西依副委員長が言っていました舗装に関して、交差点の改良はどうかというふうな話ですけれども、この道路の都市計画が、恐らく昭和30年代ぐらいからの都市計画が始まったと思うんですが。

それから30年も40年もして、でき上がってしまうわけですよね。そうすると、道路事情っていうのは、もう客観的に変わってしまった状態で完成するわけよね。

だから、今、西依副委員長が言っていたように、交差点の改良がままならんじゃないかと。もう実態に合っていないじゃないかというふうなことになってしまうわけですよ。

だから、今からでもやっていかないと、これまた交差点の改良工事っていうと、30年ぐらいかかってしまうんじゃないかと思うので、もう既にそういうふうな状態に置かれているので、今からでももう計画を進めていくようにしないといけないじゃないかというふうに思いますので、いかがでしょうか。

#### 松雪努建設部長

御指摘はごもっともです。おっしゃるとおりです。今泉・田代大官町線も計画から30年ぐらいかかってできたのも事実でございます。おっしゃるように、そういうことも考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

#### 松隈清之委員長

よろしいでしょうか。

#### 飛松妙子委員

すみません、今のところも含むのですが、先ほど大型車両も増えてきて、道路改良の予定をしていただいているんですが、住宅地が周りに結構張りついているんですが、車が通る振動によるクレーム関係とかは、何か情報ありますでしょうか。

県道のほうでは御相談いただいていることがあって、実際、家にひびが入ったり、傾いてきたりとかいうこともあっていて、保障してほしいとかいう御相談をいただいております。

ですから、実際ここが結構、大型車も通るし、道路改良すれば、道路条件もよくなると思うんです。

やっぱり年数がたつと、また振動があることも考えられますので、現状、そういう振動と

かの御相談とか、クレームとかいうのが入っているのかまず教えていただけますか。

#### 齊藤了介維持管理課管理係長

具体的なものっていうのでいきますと、私の記憶している範囲では、久光製薬さんの北側の外町・昌町線という通りが、あそこは大型車の一部規制をしております。その住民の方から、もう以前からですけども、大型車の通行に対して、昔からの長崎道であるっていうことで、規制をしてほしいという要望があっています。

その中で、歩道もあそこがきちんと確保されていない。で、建物自体が、それほど新しくなくて、道路から近いということで、そういう振動による影響っていうのを言われたケースがございます。

以上でございます。

#### 飛松妙子委員

分かりました。鳥栖市の場合は、やっぱり道路状況が悪いっていうところも、結構お話もいただいていますので、また道路改良に関しては、ほんとに、やっぱりきれいな道路が一番ありがたいですし、歩道関係もできるだけ整備をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

#### 西依義規委員

内川委員がせっかくおっしゃっていただいたので、私ももう一つ言いたいんですけど、改良事業で、要はもう古野町と大正町の交差点でいいと思うんですよ。本通の先とか、向こうまで行かずに、あとは広いんで。

ただ、今トスパレスの土地が空いていますよね、真ん中にちょうど。その交差点の住宅さんとか、代替地として、もう今しか——今は多分あそこはこの課も計画ないので、維持管理課のほうで、角の方々にお話しして、代替地ならここっていうふうにしたら、話に乗ってくるかは分かりませんが、そういうのも各担当課が率先していけば、誰がそこを使うも決まっていないんで、そういったのも含めていろいろ考えていただきたいなと思います。

以上です。

#### 松隈清之委員長

若干、要望に近くなっているんで。総括のときとかにもまたまとめていただければと思います。

ほか何かありますか。

#### 古賀和仁委員

13ページの説明書の中で、飯田工区のところの工事がこれから行われるということで、若干遅れているということですけど、大体何年度までに終わるというふうな考えでいっちゃ



## 松隈清之委員長

これより都市計画課関係議案の審査を始めます。議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは、建設部都市計画課関係の御説明をさせていただきます。まず、資料34ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料につきましては、公園の占用使用料の結果でございます。

続きまして、節1都市計画手数料につきましては、用途証明による諸証明の収入でございます。

続きまして、35ページのほうをお願いいたします。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金2億8,550万円につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業及び都市公園事業の国庫補助でございます。後ほど市債のところで御説明を詳しくさせていただきます。

続きまして、36ページをお願いいたします。款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2都市計画費県補助金につきましては、緑の景観づくり事業補助金の入札結果の実績に応じた減額でございます。続きまして、37ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、先行取得をしております鳥栖ビル跡地の電柱の占用料でございます。

続きまして、節1利子及び配当金につきましては、都市開発基金利子の実績でございます。続きまして、38ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、都市計画図・白図販売代金、公園に設置しております自動販売機の電気使用料の実績でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。先ほど国庫補助金のところで御説明した分に関連します。款23市債、項1市債、目3土木債、節3都市計画債でございます。公園整備事業につきましては、まず、公園施設長寿命化対策支援事業の分の起債分、この内容につきましては、都市計画課の遊具更新等の分が事業費ベースで3,100万円の2分の1の100%の起債分です。それと文化芸術振興課の1億1,000万円分の半分の100%の起債分でございます。文化芸術振興課分につきましては、市民文化会館の屋根の防水工事等でございます。

続きまして、都市公園事業の4億3,000万円の起債分につきましては、都市計画課の分とい

たしましては、日本庭園の駐車場、運動広場等の造成に係る工事費の起債7,500万円掛ける2分の1の100%です。それと市民公園内に立地しておりますスポーツ施設でございまして、市民体育館の空調、屋内改修、それと陸上競技場の管理棟の改修に要するスポーツ振興課分といたしまして、3億5,500万円の2分の1の100%の起債分でございます。

3つ目の項目でございますけれども、公共施設等適正管理推進事業の減額分につきましては、公園の照明を修繕した分の入札結果の実績でございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

40ページのほうをお願いいたします。款8土木費、項4都市計画費、節1報酬につきましては、都市計画審議会委員の報酬の実績に応じた減額でございます。節3職員手当等、それと節4共済費につきましては、職員の人件費に要するものでございます。節9旅費につきましては、都市計画審議会の委員さんの費用弁償の実績に応じた減額でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料22万円の減額につきましては、都市計画図の変更業務委託料の入札実績による減額でございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、勉強会でも議論していただいております開発行為に伴う接続道路補助金の減額分でございます。

目2公園管理費、節1報酬、それと節3職員手当等につきましては、公園緑地係の会計年度任用職員の人件費に要するものでございます。節13委託料につきましては、市民公園園路、それと駐車場等大規模改修基本設計・実施設計業務の入札結果による実績でございます。

続きまして、42ページをお願いします。節15工事請負費でございます。まず、公園整備工事費でございますけれども、主要事項説明書では8ページ、委員会資料では43ページに記載しておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。ここに載せておる主なものといたしまして、朝日山公園の遊具、すべり台、それと大久保公園の複合遊具、それと同じく弥生が丘にあります八ツ並公園のステージ。それとサツキ公園のスプリング遊具等を改修するものでございます。これは公園施設長寿命化事業でございます。

続きまして、市民公園改修工事でございます。主要事項説明書では9ページ、委員会資料では44ページに記載させていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

この事業につきましては、もう委員さん方も御存じのとおり、令和6年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控え、市民公園、それと市民公園に立地しております体育施設等々、一体的な整備を進めている分でございます。その中で、市民公園の日本庭園がある部分を駐車場、それと臨時駐車を使う。それと円滑な移動ができるような整備を行うものでございます。事業費といたしましては、7,500万円となっております。

続きまして、42ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

目3街路事業費、節8報償費の減額につきましては、都市計画道路見直し検討懇話会の打ち切りに伴う減額でございます。続きまして、節9旅費につきましても、都市計画道路見直しの検討が打ち切りに伴う協議等の実績がなかったということの減額でございます。続きまして、45ページのほうをお願いいたします。

目4緑化推進費、節8報償費の減額につきましては、花とみどりの祭りを中止したことによる減額、それと人生記念樹の配付実績に伴う減額でございます。節11需用費の減額につきましては、全て花とみどりの祭りの中止に伴う減額でございます。続きまして、節19負担金、補助及び交付金の減額、花とみどりの推進協議会の減額につきましては、花とみどりの祭りの中止。それと菊花会の補助金の減額につきましては、当該団体からの辞退による減額でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。目6まちづくり推進費、節13委託料につきましては、先行取得用地暫定活用整備の実施設計業務の入札、落札実績による減額でございます。節17公有財産購入費の減額につきましては、鳥栖駅周辺整備用地購入費の減額分、鉄道高架用地の買戻しの減額でございます。続きまして、47ページをお願いいたします。節25積立金9,993万2,000円につきましては、都市開発基金への積立てでございます。

最後になりますけれども、48ページのほうをお願いいたします。

繰越明許費の御説明でございます。項4都市計画費、事業名市民公園事業でございます。設計委託料の1,749万円でございますけれども、市民公園の設計について、関係各課との調整、また、現施設の埋設管等の図面等がなかったために現地調査等に不測の日数を要してしまいました。

こうしたことから、本年5月末まで工期を延ばしたいと考えておるものでございます。

続きまして、公園整備工事費7,500万円の繰越しにつきましては、国の令和2年度の第3次補正に対応した予算の計上でございますので、基本的に繰り越して工事を行いたいと考えているところでございます。続きまして、事業名公園施設長寿命化事業の3,100万円につきましても、国の第3次補正予算に対応した予算計上でございますので、これからの整備となります。そのための繰越明許のお願いでございます。

以上、都市計画課分の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

ありがとうございます。説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **飛松妙子委員**

今のお話で図面がなく、日数がかかったってということだったんですが、鳥栖市の図面とかの保管方法とか、あと今後そういう図面をどのように管理をしていかれるのかお尋ねしたい



んですが。

**藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

誠に恥ずかしい話ですが、整備が昔であって、資料が紙で残っていたということもあって、途中でデジタル化して保存するとかの経緯もございましたけれども、やはりそうしたとき、保存の漏れがあったものと考えております。

今、我々のほうで設計をしたり、発注したり、実際現場に施工したりした分につきましては、確実にデジタル化した資料で保存しておりますので、今後の引継ぎ等に支障はないというふうに考えおります。

**飛松妙子委員**

分かりました。よろしくお願いいたします。次に45ページの花とみどりの件ですが、今回中止にされて減額されていらっしゃると思うんですが、最近のニュースで吉野ケ里、神埼が花とみどりのイベントを吉野ケ里公園でされるってことで大々的にテレビであっております。

それを拝見したときに、すごく楽しそうな、たくさんの苗が出ていたり、花ができたり、そういうイベントを見させていただいたときに、今までの鳥栖市のやっている内容もいいんですが、プラス基山町とかみやき町とか、そういう合同でもするとまたさらに楽しいイベントができるんじゃないかなと思ったんですが、過去にそういうことがあったのか、今後そういうことも考えられるのか。今後の花とみどりのイベントをどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしてもいいでしょうか。

**藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

今御指摘いただいた、基山町であるとかみやき町、周辺市町とかとの共同開催っていうのは、我々の一存で簡単に決めるのがあれかなと。花とみどりの推進協議会と鳥栖市の外部の構成団体さんもいらっしゃるわけで、そういったところの協議、調整も必要かと思います。

あと、祭りの行事内容につきましては、毎年毎年、推進協議会の中でもああしたほうがいいんじゃないかとか、御提案とかアイデアも頂いておりますので、先ほど御提案頂いたように楽しくなるようなという方向で、今後も検討させていただきたいと思っております。

**飛松妙子委員**

その推進協議会の中で、そういう他の市町との合同での開催とかいう話は上がっていませんでしたでしょうか。

**藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

残念ながら今までそういう話があったことはございません。

**飛松妙子委員**

分かりました。何年かに1回は庭とかを造ってのコンテストとかされて。ただあれにはすごくお金がかかるということで、今後何年かに1回のイベントになっていくのかなという期待もあるんですが。毎年、何か楽しい——ただ苗を渡すだけとか、花壇とか、コンテストだけでなく、町全体でやるなどをぜひ期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 西依義規委員

41ページの開発行為に伴う接続道路補助金ですけど。もちろんこの所管事務でもいろいろ検討して、本当にどういった制度がいいのかって我々も考えているんですけど。

今、執行部としてこういうところがネックでこれが使えないんじゃないかとか、ここをこう変えたらっていう、要は方向性とか、答えは何となく見つかっているのか。それとも漠然とやっぱり何でこの補助金が使われないか、その原因すら分からんっていう、その辺はちょっと教えていただきたいんですけど。

#### 古澤貴裕都市計画課庶務係長

先ほど西依副委員長から御指摘いただきました件ですけれども、この制度は平成30年度から始めまして、残念ながら3か年運用に至っていないという現状がございます。

うちのほうでも、これについては関係団体に年に1回、年度当初に周知をさせていただいております。宅建協会であったり建築士会であったり、土地家屋調査士会であったり、行政書士会であったりという方々に、構成235者ぐらいあるんですけど、全部の周知を図って、また、いろんな意見交換もさせていただいております。

なぜこの運用に至っていないのかというところが一番大事だと思うんですけど、いろんな意見交換をする中で、やっぱり一番はほかの接道が確保できたであるとか、開発計画自体がなくなったっていうのも、事前に相談いただいた上では結構ございます。

あと1つ、一番はやっぱり開発行為自体が、開発区域内の地権者さんの同意が当然前提としてあるというところで、その辺の買収であったり、あと事業の採算性であったり、そういったところや、関係団体の調整ということで、どうしてもある程度時間がかかってしまうというお話はいただいております。

現に今まで話があって、なくなったものも多々あるんですが、今相談をいただいて、今年度申請には至らなかったんですけど、来年度早い段階で、2件ほどの申請があるような、今調整をさせていただいているところでございます。そういったところも踏まえてもう少し状況を注視していきたいなと考えているところです。

以上です。

#### 西依義規委員

昨年1年間で、この開発行為自体、要は補助金をはまるかなという工事自体は、何件ぐら

いあるもんですか。

#### 古澤貴裕都市計画課庶務係長

御相談は数件いただいております。実際、具体的に何件というのはちょっとあれですけど、市街化区域の開発行為の実績自体は、昨年度で17件ほどございます。農地に絡むもの、絡まないものもございますけど。

年々市街化区域の開発行為については、ほぼほぼ毎年20件前後ということで、尻すぼみになっているという状況ではなくて、開発需要的にはまだまだあるのかなと。

ただこれも開発業者さんと意見交換する中で、やっぱり今残っている農地に関しては、道路の問題も多少ありはするんですけれども、やはり一番の多くは、自分の代で土地を手放したくないであるとか、相続税の納税猶予を受けていて、現時点では開発できないとかですね。そういった地権者さん側の理由っていうのもあるというところが大きいという話はお伺いしております。

開発行為自体が1,000平米以上ということが対象になりますので、それ未満については、開発行為を通らずとも実績ができるということでもあります。

#### 西依義規委員

私が心配しているのは、例えば財政当局からすれば、毎年当初予算で300万円上げて、今年も使いませんでした。来年また上げているんですかね。

ですから、300万円で財源はもう与えているから、もっと使い勝手のいい補助金にしないよって、普通思うのかなと思うんですよ。くれと言われて使いません。

だからその辺の——道路だけじゃなくて、各委員からの意見も聞きながら、いや300万円あるなら、こういう制度がいいんじゃないかっていう、その辺を心配していたんで、来年度2件ぐらい問合せがあるなら、ぜひそういうのが実績で上がるならいいんでしょうけど。

という最後、意見です。

#### 松雪努建設部長

来年度見込みが出ているんですけれども、おっしゃるように、より使いやすいっていうところは、所管事務調査の中でも御議論いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 小石弘和委員

1点だけお伺いします。市が管理する都市公園等の遊具ですかね。複合遊具とか滑り台とか。そういうふうなものは、請負工事されたところがつけているわけですかね。それとも結局、こういうもの自体、分離発注はできないものかと。

そうすると若干の安さも出てくるんじゃないかなというふうには思うんですけど、その点



コンクリートにしたほうがよかろうもんってそのとき私も言うたけど、そういうことであつたので、なぜでしょうか。

それはもうおっしゃった御指摘は正解です。今回も木でもととの形状で、施工するという話になって、今考えている予算のもう五、六倍の値段に行きました。そういったことがあって、区長会とも相談して、もう今後の維持管理、それと利用される方々の安全性に配慮してもう内川委員おっしゃったようなコンクリートじゃないですけど、インターロッキングで、ちゃんと施工するということで、話がまとまりましたので、それで御了承をお願いしたいと思っています。

– 35 –



節12役務費の手数料につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の電子マネーでの料金徴収に関わる手数料の決算見込みにより8万7,000円を減額するものです。

節25積立金の九州新幹線減濁水被害対策基金積立金につきましては、基金の運用利息の決算見込みにより6万9,000円を減額するものです。次のページをお願いします。

繰越明許費につきましては、款8土木費、項4都市計画費の国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業2,411万3,000円を計上しております。繰越し理由につきましては、地権者及び物件所有者との交渉におきまして、補償内容等の条件面の合意を得るのに不測の日数を要したことから、移転補償費等について繰越しを行うものであります。

以上、議案乙第1号令和2年度一般会計補正予算(第9号)の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。当初予算もありますので、当初予算で言えるような御意見とか御要望は当初予算のほうで。

補正に関してどうしても言いたいということだけ、もし御意見とか要望があれば言っていただくように。

ちょっと時間が、今日は、採決まで行かないといけないんで。

それでは、これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

この繰越し2,411万3,000円。今その話をされたんですけど、補償内容の条件面の合意を得るまで不測の日数を要していることから。

どういうふうな内容で不測の日数を要しているか、その移転補償費及びを繰り越すものというようなことで、この2,411万3,000円以内で収まるものか、収まらないものか。

結局、内容を見ると、補償内容の条件面の合意に至るまで、そういうふうな書き方をされているから、結局2,411万3,000円で、補償費を含んでできるものかなというふうには思うんですけど。お答えをお願いします。

#### **中内利和国道・交通対策課長**

今回のこちらの拡幅の用地の先行取得についてですけれども、対象者が、地権者が2名。それと物件を持っていらっしゃる、借りている方が1者いらっしゃいまして、そのうち、もう2者については契約まで今終わっております。

もう一者について、本社も含めてお話をさせていただいておりまして、内容的にはもう合意しておりまして、今、3月で、あちらの決裁待ちという状況でございます。そのためにお金は確定しているような状況でございます。

**松隈清之委員長**

よろしいですか。ほかありますか。

**飛松妙子委員**

50ページの地方バス路線維持補助金の増額のところをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

**中内利和国道・交通対策課長**

こちらにつきましては、増額している主な理由としましては、今利用者数が、かなり減少してしまっていて、利用者減による運行欠損額の部分を今回補填させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

何人ぐらい減少しているかも教えていただいてよろしいでしょうか。

**中内利和国道・交通対策課長**

こちらのほうが、具体的な数字で言わせていただきますと、広域線で大体マイナス4万8,000人程度。市内線で昨年令和元年度に比べまして、マイナス2万9,000人程度の減少と。合わせて7万7,000人程度の減少となっております。

**飛松妙子委員**

コロナの影響でかなり減っているっていうことで、来年度以降もそういうことが考えられるかなと思いましたので、分かりました。ありがとうございます。

**西依義規委員**

同じ50ページのバスの日イベント等借上料の減額ですけど、これイベントを中止したことによって、これだけの経費の削減でいいのか。例えばあの日には1日バス乗り放題とか、そういうのはバスの業者さんが負担しているのか。

あと、このイベント自体の主催はもう完全に鳥栖市なのかっていう点。

**増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長**

バスの日イベントにつきましては、この9万4,000円の中で、鳥栖駅前の広場のバスの展示の費用、それからミニバスのほうが無料運行となりますので、その日が運行日でない田代地区、それから基里地区の運行費用の分の経費を今回減額するものでございます。

バスの日イベントの費用と、無料運行に係る費用の両方がございまして、今回どちらも実施できていませんので、その分を両方とも併せて減額するものでございます。(発言する者あり)

鳥栖市の主催で、運行事業者と共催という形で実施をしております。



## 西依義規委員

路線バス乗り放題のも運行事業者が自己負担ということですか。その経費は与えていないんでしょう。

増田義仁 国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

今回バスの日イベントの中止に伴いまして無料運行自体も中止としておりますので、その日については、通常どおり運賃は支払っていただいたということになっております。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前11時41分休憩

~~~~~

午前11時41分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

增田義仁 国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

無料運行につきましては、路線バスとミニバスがございますけれども、路線バスにつきましては、バスの日で無料運行にした分についてはその分収入がないということで、補助金のほうから差引きで支払いをしているような状況でございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

「発言する者なし」

ないようでございますので、以上で国道・交通対策課関係議案の質疑を終わります。

次に経済部関係の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後 1 時 8 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

松隈清之委員長

審査に入ります前に、部長のほうから一言御挨拶お願いいたします。

松隈久雄經濟部長兼上下水道局長

審査に入ります前に、前回の委員会におきまして、新任の御挨拶をできていない職員が農林課におりましたので、一言まず御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

去年の11月の人事異動に伴いまして農林課課長補佐兼農政係長を拝命いたしました中牟田と申します。病気で休んでおりましたけれども、1月から復帰しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

松隈久雄經濟部長兼上下水道局長

よろしくお願いします。

では、当建設経済委員会におきまして、経済部及び上下水道局で御審議いただくのは、補正予算関係議案４件でございます。

補正予算につきましては、農地生産基盤パワーアップ事業や、新型コロナウイルス対策として、事業者の三密対策を支援する事業などのほか、決算見込みに伴うものでございます。

なお、事情により年度内施行が困難な事業につきましては、繰越明許費の設定をいたしました。

詳細につきましては、各担当課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願
いいたします。

松隈清之委員長

ありがとうございます。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

松隈清之委員長

それでは、これより経済部関係議案の審査を始めます。農林課、農業委員会関係議案の審査を行います。議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明いたします。委員会資料の補正予算説明資料2ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金の補正のうち、主なものといたしましては、説明欄1項目めの農業委員会交付金で、農業委員会の事務に要する経費に対する県の交付金の追加配分を補正するものでございます。

次に説明欄3項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進委員の農地集積や遊休農地の解消等の活動成果の実績により県の交付金を補正するものでございます。

次に資料3ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬の補正につきましては、歳入で御説明いたしました農地利用最適化交付金が、農業委員及び推進委員の活動に対する報酬の加算措置の交付金となっているため、歳入と同額を補正するものでございます。

次に節8報償費から4ページの節19負担金、補助及び交付金の減額は、決算見込みにより減額補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の補正予算の説明とさせていただきます。

佐藤正己農林課長

それでは、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、農林課関係分について補正予算説明書により御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。款14分担金及び負担金、項1分担金、目3災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、4項目めの、さが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化など収益性の高い園芸農業者を確立するため、農業生産法人、農業者が組織する団体等が行う機械、施設等の整備に必要な経費に対する補助金で、事業の完了見込みに伴う減額補正でございます。

続きまして、6項目めの農村地域防災減災事業補助金につきましては、ため池廃止及びハザードマップ作成業務に係る補助金で、事業の完了見込みに伴う減額補正でございます。

項目最後の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、国の補正予算を活用し、生産基盤の強化に取り組むための施設整備について補助を行うものでございます。詳しくは歳出で説明いたします。

資料6ページをお願いいたします。同じく款17県支出金、項3委託金、目4農林水産業費県委託金、節1農業費委託金のうち、2項目めの経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、今年度の登記事務の完了見込みに伴う減額補正でございます。

これより歳出の主なものについて御説明いたします。資料9ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄1項目めの鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、令和2年4月から令和3年1月までの期間における猟友会の捕獲見込みのイノシシ400頭、アライグマ100頭に対する捕獲報償金及び箱わな8台購入の分担金でございます。

資料10ページをお願いいたします。1項目め、さが園芸生産888億円推進事業費、農業者育成対策事業費負担金につきましては、JAさがが事業主体として取り組まれました集出荷施設設置事業に伴う鳥栖市の負担金でございます。

次の項目、さが園芸生産888億円推進事業費、農業者育成対策事業費補助金は、先ほど歳入に説明したものの県及び市の補助金の減額になります。これは取組事業者3農業者及び2農業者の団体でございます。

資料11ページをお願いいたします。産地生産基盤アップ事業費補助金につきましては、資料11ページの主要事項説明書で御説明いたします。露地野菜であるキャベツ、タマネギについて、新たな集出荷貯蔵施設を導入することで、契約栽培の割合の増加を図り、産地の維持及び生産基盤の強化を図るものでございます。

取組は、株式会社基里OKファームで集出荷施設の新設をされるものでございます。場所につきましては、飯田町の農地を予定されております。総事業費は8,827万5,000円のうち補助金は3,477万5,000円となっております。

資料13ページをお願いいたします。目5農業生産基盤整備費、節19負担金、補助及び交付

金の県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）負担金につきましては、県営水利施設整備事業、令和２年度事業費の増額による負担金の増額でございます。

資料14ページをお願いいたします。目６農地等保全管理費、節13委託料の測量委託料、ため池ハザードマップ作成委託料、節15工事請負費のため池改修工事につきましては、事業完了に伴う減額補正でございます。

資料16ページをお願いいたします。目８農業研修費、節13委託料の滞在型農園施設等指定管理料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による宿泊者等利用者の減少に伴い、収入減が見込まれることから、収入減少分を補填するために増額補正するものでございます。

節18備品購入費の施設用備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、滞在型農園施設にドーム型サーマルカメラなどの検温機器を購入するものでございます。

資料18ページをお願いいたします。款６農林水産業費、項２林業費、目２林業振興費、節25積立金の森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林環境譲与税の増額に伴う補正でございます。

資料19ページをお願いいたします。目４治山事業費、節15工事請負費の市民の森整備工事費及び保安林防災対策工事につきましては、事業完了に伴う減額補正でございます。

これより繰越明許費について御説明いたします。資料21ページをお願いいたします。

繰越明許費の、款６農林水産業費、項１農業費の事業名さが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、令和２年度追加募集により事業採択されました農業者の機械納入について、不測の日数を要したため、年度内納入が困難となったため繰り越すものでございます。

同じく款６農林水産業費、項１農業費の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、国の補正予算に伴い３月に事業採択を受けるもので、施設整備に係る工事費を繰り越すものでございます。

同じく、防災重点ため池整備事業につきましては、１月の積雪等の影響で工期が延長となり、完了が４月見込みとなったため繰り越すものでございます。

最後に、施設用感染症対策経費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示に対応するため備品購入費を繰り越すものでございます。

以上、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

16ページの滞在型農園施設のところの備品としてサーマルカメラを設置するものというこ

とで計上されていますが、どういうものを想定されているのかを教えてくださいよろしいでしょうか。

中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

天井とかにカメラをつけまして、入場者の方のそれぞれの体温を測れるカメラということになっております。

飛松妙子委員

天井にあるカメラということでびっくりしました。いつも自分たちが目にするものが大体廊下とかに置かれているもので、自分が体温を測って、目で見てというところで想像していたものですから。

またさらにお聞きしたいのが、何か所にそれを設置されるのか、どこの場所なのか教えてくださいいただけますか。

中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

現地の例として、上げて、場所によっては壁とかにも設置する予定です。飛松委員がおっしゃられた病院等にあるのは、一人一人の分ですけれども、滞在型農園施設につきましてはキャンプとかで、かなり大人数の方が来られますので、その大人数を早めに察知できるカメラのものを今のところ1つを予定しております。

佐藤正己農林課長

設置場所につきましては、滞在型農園施設の入り口のロビーのフロントがあるところに設置する予定でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。感染症対策として、もし何かあったときは、そこでしっかりと対応を取っていただくということで、分かりました。

あと、その分の点検といいますか、故障とか、そういったときのことは何か想定されていますか。

松隈清之委員長

保守。

中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

今のところ設置について考えておまして、維持管理については、今後この機械の設備について見ながらやっていきたいと考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

9 ページの有害鳥獣の件に絡んで、今猿とかが出ている分の、わな代とか、その経費はど
ういうところから支出されるんですか。

佐藤正己農林課長

わな購入費等につきましては、ここにあります鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会と
いうところから、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町で協議会をつくっておりますので、そ
この協議会が、各市町の要望分を購入し、配付するような形になっております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

それでわなを仕掛けて確保した動物たちの、その後はどのような対応になるのか教えてい
ただけますか。

中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

これは猟友会の方をお願いして、わなとかを一緒に仕掛けまして、捕った有害鳥獣につ
きましては、殺して埋めるということになります。

佐藤正己農林課長

補足いたしますと、捕獲奨励金が出るような形になっておりますので、捕獲した場合は殺
処分をする形になります。その後、写真を撮って、尻尾を切り取って、日付とかの番号をつ
けた写真を撮って、その後埋設という形になります。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは猿も同じようなやり方っていうことでよかったでしょうか。

中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

猿とかは、なかなかわなには引っかからないので、山とかに追いやる対応となっております。

飛松妙子委員

猿が捕まった場合はそういう処分の方法になるということと、あとなかなか捕まりにくい
ので、猿を追いやる対策をしっかりと取っていただくっていうことで、追いやるとなれば鳥栖
市だけでやるのは非常に難しい部分もあると思います。

ですので、またみやき町、基山町との連携を図りながらぜひ取り組んでいただければと思
います。被害が出ないようにだけよろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

ほかにありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

ちなみにサルは有害鳥獣になっているんですよ。処分できるっていうことですか。

佐藤正己農林課長

対象になっております。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、以上で農林課、農業委員会事務局関係議案に対する質疑を終わります。

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時26分休憩

午後 1 時 32 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



商工振興課

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

松隈清之委員長

これより商工振興課関係議案の審査を行います。初めに議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

3月補正予算中、一般会計商工振興課関係分について御説明をいたします。委員会資料22ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。目4商工費国庫補助金につきましては、プレミアム付商品券事業の決算見込みによる減額補正でございます。なお、本事業につきましては、令和元年10月からの消費税10%増税の対策といたしまして実施したものでございます。

事業そのものにつきましては、令和元年度で終了をいたしておりますけれども、金融機関での換金が年度をまたいだことから、清算が今年度となったものでございます。

委員会資料の24ページをお願いいたします。歳出でございます。目1労働諸費から委員会資料の25ページ、目2商工業振興費につきましては、決算見込みに伴う減額補正となっております。

委員会資料の26ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金から、節28繰出金の減額補正に関しましては、いずれも決算見込みに伴うものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち補助金の一番下に、令和3年度事業者3密対策支援事業と書いておりますけれども、これにつきましては、ワクチンの接種が4月以降始まるようでございますが、当分の間、事業者の方におけます三密対策というのは、引き続き必要であるというふうに思われますので、対策を講じる事業者の方へ再度支援を行うものでございます。財源につきましては、国の新型コロナ対応の臨時交付金を活用いたしまして、新年度に再度補助を行うものでございます。補正予算計上と併せて繰越しを行うものでございます。

委員会資料の27ページをお願いいたします。目3観光費、節1報酬から節15工事請負費につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。節18備品購入費、サーマルカメラの購入に関してでございますが、これも国の新型コロナ対応の臨時交付金を活用するものでございまして、補正予算計上と併せて繰越しを行うこととしております。

委員会資料の28ページをお願いいたします。繰越しに関しましてでございますけれども、先ほどから御説明をしておりますとおり、国の新型コロナ対応の臨時交付金の内示に対応するため繰り越すものでございます。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

26ページの応援クーポン券発行事業補助金マイナス2,600万円ということで、鳥栖市独自でやった応援クーポン券だと思うんですが、これについて少し詳しく説明をしていただいてよ

ろしいでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり鳥栖市独自で行いました。大変好評を得ました応援クーポン券事業でございますけれども、この減額の2,600万円の内訳といたしましては、金融機関で換金を行っていただいておりますけれども、その原資分が約1,800万円ですね。それから冊子等の印刷を行いました、その減額が200万円。需用費等の減額が400万円。役務費等の減額が100万円という内訳となっております。

飛松妙子委員

換金が1,800万円減額ということは、約9,000人の方ですか、使用されていらっしゃらないということで、その辺はちょっと教えてもらっていいですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

お答えさせていただきます。3月補正のときは、換金に間に合わなかったもので、当時の換金の実績に基づいて補正をさせていただいております。当時の水準としまして60%程度でしたものですから、90%程度の換金率で見込んでおりました。

ですが換金につきましては、もう終了いたしておまして、結果85%程度の実績だったということを併せて御報告させていただきます。

飛松妙子委員

85%の換金ということで、15%が換金されていないということだと思います。

すいません、前にお聞きしたと思うんですが、再度。直接鳥栖市から御自宅に郵送だったんですが、それが届かずに帰ってきた枚数。それに対して15%が使えていないということなので、何%の方が実際、クーポン券が届いたんだけど、使われていないとかいう、そういうところまで分析されているのか教えていただきたいんですが。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

クーポン券が戻ってきた返戻数といたしましては、前回申し上げましたとおり、たしか九十数通だったと思います。その内訳といたしましては、ほとんどが転入、転出された方の部分でございます、そちらの部分については、カウントをいたしておりません。

ですので、全ての総発送枚数というものが34万9,652枚。それに対しまして、換金枚数が29万7,652枚でしたので、先ほど申し上げました85.1%の換金比率、残りの15%が実際は使われていなかったものというふうに考えております。

飛松妙子委員

私が勘違いしていたかもしれないので、もう一度確認します。戻ってきた約100人の分以外の分でお配りしたのに対して85%の換金だったということですね。

松隈清之委員長

発行枚数って言われたじゃないですか。飛松委員が言われているのは、実質配った分に対して、どれだけ換金がなされたのか分かりますかってこと。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

繰り返しの御答弁申し訳ございません。先ほどの34万9,652枚の配布枚数の中には、先ほど申しました未到達といいますか、その部分についての数字は含まれておりません。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。ほかにありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

減額になっている分で、小口融資の保証料ありましたよね。これを見るとほとんど必要がなかったのかなあという気もいたしますが、どういうふうに感じておられますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

これにつきましては、委員長が先ほど言われたように必要がないと言ったら違うかもしれないんですが、この結果としましては、政府系の融資、それから県が無利子、無担保で実施をした特別融資、そちらのほうはこちらの小口資金融資が使われる前に、そちらのほうを活用されて、結果的には市の小口資金融資のほうが活用されなかったと。

優先してよい融資制度が今回のコロナ禍において実施されたものですから、そちらをより有利なものとして活用されたものと認識しております。

松隈清之委員長

よろしいですか。ほかは。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で質疑を終わります。

議案乙第3号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第3号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、引き続きまして3月補正予算中、産業団地造成特別会計について御説明をいたします。委員会資料は29ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。款1県支出金から、款3繰越金、款4諸収入、それから歳出でございますけれども、款2公債費につきましては、それぞれ決算見込みに伴う減額補正でございます。なお、款1事業費に関しましてでございますけれども、現在、用地交渉中、それから事業中でございますので、委託料、用地購入費及び補償費等を繰り越すものでございます。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

まず、私は12月の質問でも申しておりましたが、このエリア事業は、市にとっても大きな事業で、メリットのある事業というようなことで、早く整地をしたいというようなことで、いろいろ市長さんにもお願いをしとったわけでございます。

それで繰越明許費についてお伺いしますけど、この新産業集積エリア整備事業の繰越明許費の主な委託料、用地購入及び補償費などの金額をお聞かせください。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

繰越明許費の内訳ってということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

内訳につきましては、事務費21万2,000円、それから委託料1,190万5,000円。それから公有財産購入費2,947万2,000円、それから補償金2,694万6,000円。

合わせまして、6,853万5,000円でございます。

小石弘和委員

分かりました。それから、そのうち委託料の1,190万5,000円、これは令和2年度のエリア事業の草刈りだけの分でしょうか。

それと公有財産の購入費は、未契約になっている土地代金の2名の分の用地代金なのでしょうか。面積はどのぐらいになっておりますか。

それから補償費の2,690万5,000円。これはどのようなことに支払われるのか、以上3点をお尋ねいたしたいと思います。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

委託料につきましてはですけれども、令和2年度、今年度の草刈り委託料についてでございますが、2月18日で入札を行っておりまして、その契約金額につきましては、990万円となっ

それから公有財産購入費でございますけれども、こちらに関しましては、残る契約者2人についてでございますけれども、その方々の用地費と昨年11月に契約をしております2名。この方々の用地費の引渡し後の残金が含まれております。

小石弘和委員

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

小石弘和委員

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

小石弘和委員

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

松隈清之委員長

午後 1 時50分休憩

~~~~~

午後 1 時52分開会

松隈清之委員長

- 51 -

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

補償金の中には土地の代金が入っておりませんで、先ほど申し上げました物件補償、それから関係する町への補償等でございます。

**小石弘和委員**

物件補償がお幾らですか。それから今言われた、どここの補償費というふうなことで、これは公共補償費でしょう。それを分けてお答えください。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

お答えしたいのはやまやまなんですが、物件補償費はもう個人が特定できますので、その内訳については、ちょっと差し控えさせていただきたいと思うんですが。

**小石弘和委員**

これ2件の物件と、補償費を合わせて2,947万2,000円というふうなことですな。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

それについては先ほど申し上げたとおり、物件の補償費と関係する町への補償とが合わさっております。（「補償費はね」と呼ぶ者あり）

**松隈清之委員長**

いいですか。

**小石弘和委員**

委託料の1,190万円。これ草刈り事業というふうなお答えであって、これ私、よく調べてみると去る2月18日に指名業者6者で郵便入札が行われているわけですよ。それで当日落札の通知書も出されているわけですよ。

入札状況調書を見ると、工期が3月1日から3月24日までになって、工期内に終わるようになってるわけ、3月にね。

ですから、なぜ繰越明許費としてなっているものか、これ理解しかねるわけです。この理由をお聞かせください。

私は19日の日に、エリア推進室の係に電話でお尋ねしているわけです。そのときは、工期面で大丈夫なのかというふうな質問を電話でお尋ねしたわけです。そのときは地元でやっていただいたときは、大体2週間以内で終わっているというふうなことで、工期内に終わるでしょうというふうな話だった。

そのときに工期が延びた場合は、どんなふうにされるんですかと言うたら、市が全面的に工期内に終わるようにいたしますというふうな返事で、私は安心しとったんですよ。

ところが、聞くとところによると工事は3月8日に始まっていると。これが明許繰越にするっちゃう自体がおかしいんじゃないかな。まず、明許繰越になった理由をお答え願いたいと

思います。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

まず、繰越しをする理由の前に、ちなみにですけれども、昨年度、地元で草刈りを出しております。その工期については35日間でございます。今回業者に発注をしております工期については25日間でございます。10日間短くなっておるところでございます。

繰越しをする理由についてでございますけれども、草刈り業務を業者発注としまして、先ほど25日間というふうに申し上げましたが、工期は3月1日から3月24日までの25日間を設定しております。落札した業者のほうも、その期間で十分やれるということをおっしゃってありましたけれども、天候の不良等が続いて作業等ができない場合など、例えばですね。不測の事態に備えて、御迷惑をかけないように、繰り越すこととしておるところでございます。

#### **小石弘和委員**

その点が、私は18日に郵便入札をされて、その間、準備等すれば、私は工期内に十分、今言われるように終わるんじゃないかなと。

明許繰越にする自体が、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思って、今お聞かせをいただいたわけ。

それからその補償費は要するに2件というような形でお話をしたんですけど、例えばこの補償費は工事が始まって、今農地法で違反状態なんですよ。そうしたらこの補償費は、結局、工事が完成してしまっただけで補償費を払うんですか。それとも書類がそろった後に払うわけですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

用地費については、土地を購入するときにお支払いをします。先ほど言いましたように、頭金で幾ら払って、引渡し後で幾らという払い方はございます。

でも工事に入るときに、それをお支払いするわけでは、土地代についてはもちろんございませんけれども、物件につきましては、事前にお支払いをいたします。

実際、引渡し後に確認をした上で残金をお支払いするっていうことになっております。

それから補償の性質といたしまして、将来予想をされる補償につきましては、工事前にも補償をいたします。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

令和元年度のエリア事業の草刈りの業務は、平成30年度にエリア事業室の本部会議を開いて、草刈り業務は地元協力、地元美化などで、これ平成29年5月18日の日に、もう農地法違反が発覚しているわけですよ。それを鑑みて、地元の協力が不可欠だというふうなことで、

結局エリア事業室の本部会議を開いて切実にお願いされてきとるわけです。

そうしたら本年度は突如として結局、業者発注になっているわけですね。ですから毎年度——平成30年度、令和元年度、これはもう担当課の説明ではいろいろ説明されて、いろいろ質疑があっていると思うんですね。そのときには、大体、こういうふうな考えでしてあるんだなというふうなことを覚えながら、私は要するにじっとしとったんです。地元発注をされるんだなあと。

ですから、一般質問でも池田議員が委員会の中でこういうふうな状況にあったというふうなお話もされとったんですよ。それは私も承知しているわけです。しかしこれは農地法違反が出た後の草刈り業務ですから、本部会議を開いて、結局やられているんだなと、了承を得ているんだな——本部会議に出席する人は市長も副市長も入るわけですたい、各部長も入るわけですよ。

そういうふうな決め方をしとって、今回は、エリア事業の本部会議も開かれず、なぜ業者発注になったのか、私はお尋ねをしたいと思います。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

まずもって申し上げたいと思いますけれども、1点誤解されてある点がありまして、農地法違反だから本部会議を開いて草刈りを出したのではなくて、近隣の方が、草が伸びて困っていらっしゃる。それで地元発注に当たり、たしか昨年3月も委員会の中でいろいろ御議論をいただいたと思うんですけれども、地元に900万円という高額な規模に応じてなんですけれども、900万円という通常であれば出さない、通常業務で、通年出してあるものとは異なる草刈りの範囲、27万平米ですもんね、福岡ドーム4個分です。

それから900万円という金額。これについて、一時的かつ、特例的に随意契約で地元に発注ということをするのに当たりまして推進本部会議を開いたわけですよ。

で、先ほどおっしゃられたとおり、市長、副市長も入って各部長も入って、幹事会につきましては、関係各課長が入っておりますけれども、そこで一定の協議を得て、コンセンサスを得た上で、方針決定を行っております。

そういうことから新産業集積エリアの草刈りっていうのは先ほど申し上げたとおり面積が広い。それからそれに伴って金額も高額と。通常であれば入札で業者に発注するものなんですよね。それを、昨年度、その前もですけれども、昨年度は、おっしゃられるとおり推進本部会議を開いて、特例かつ一時的な対応ということで、随意契約にて庁内のコンセンサスを得た上で、発注を行ったと。

今回につきましては、通常の手続ですよ。いわゆる自治法に基づく通常の手続。自治施行令に基づく通常の手続でございますので、特例的な対応では違うもんですから、推進本部



会議を開催はしていないところでございます。

### 小石弘和委員

それは分かりますよ。900万円も大きな金額ですよ。しかし平成30年度は、やはり推進本部を開いて、結局けんけんがくがくでやられているというような話も聞き及んでるわけですよ、地元頼むということはね。

そういうようなことを結局ぼんと――ですから私はちょうど19日の……私が、地元の関係者から電話あって、結局何で地元発注じゃないやろうか、業者発注だろうかというふうなことで、私はあくる日に、部長さんと課長さんのほうにお聞きしたことがあるんですよ。

そうしたら、原課で決めましたと。そして理由は何でしょうかと聞いたら、結局コロナの関係ですよと。地元も業者も一緒じゃないですかとお聞きしたんです、理由は。

そうしたら地元の方は年をお召しになっているというふうな、返事やったんですね。もうそうですかというふうなことで、もう二の句が出なかったんですよ。この補償費に関してでも、それは事前に払うものもいいですよ。しかし、こういうふうな補償費でも事前に払ってもいいんじゃないですか、明許繰越せんでも。それだけの主張が得られるなら。

私は非常に矛盾しているんじゃないかなというふうなことを思うんですよ、草刈り業務にしても。単発的にぼっぼって決めている。私は補償費でも早めに払っても問題じゃないんじゃないかなというふうなことをちょっと……。

それからお尋ねが長くなりますけど、委員長、少し話がそれますが、昨年の2月頃、数回にわたって、匿名で私のところに電話があったんです。このエリア事業の公共補償費が町区に多額に支払っている内容でした、町区に。

私自身も耳を疑いましたよ。信用できるものではございませんでした。

私も平成29年12月から建設経済常任委員会で、改めて産業団地造成特別会計の平成29年度、30年度、令和元年度の決算、議事録等は持っておりますけど、平成29年、30年度は不認定でした。令和元年度は認定しております。平成29年度、30年度は不認定であって、令和元年度は認定されて、補償費の金額など、私は決算書を見ましたけど、そう言われるような金額はございませんでした。

匿名であったから誰に返事していいか分かりませんので、私は黙っとったんですね、もう分からんから。ですから平成29年、30年、令和元年、これは私もずっと決算書で見たんですよ。そうしたらそういうような金額はないんですね。

そうしたらちょうど昨年の11月頃だったと思いますけど、匿名で再度電話があったんですよ。この前の件はどうでしょうか。いや、私はそういうような金額は見当たりませんと。それはおかしいというふうな話だったから、私も分かりませんというふうな形で電話は切った

んですけどね。

ですから私は何でこういうような言葉を――かなと思って、私は平成28年度の産業団地造成の特会の決算書と議事録をちょっと調べてみました。そうすると、いわゆる近い金額が出てきたわけですよ。それで私は心配になりました。

それで昨年11月だったと思うんですね、記憶によると。ですから、本年、私は1月に鳥栖市の情報公開請求をしたんです、情報公開を。補償、補填及び賠償金の内訳、交渉費の支払い根拠及び支払い先を請求いたしました。

そのときに2月に入り、公文書部分公開決定と通知書を私は頂きました。そのときに、新産業集積エリア、平成29年の3月24日に起案されて、決裁は同日、施行も同日に行われておるわけ。

その理由として、新産業集積エリア整備事業の工業用地整備に関わる調整池の貯留雨水を下野町区が維持管理を負担している農業用水の排出することから、それに伴う維持管理費の金額、土砂等のしゅんせつ費用の補償を行う必要があるためとなっているわけ。

これは調整池も何も……まだ農地法違反の状態の前ですよ。まだ用地も終わっていないんですよ。ですから、この時点においても用地の買収も終わっていない。工事関係者も着工もされていない。農地法違反の前ですから。まだどんどんどん用地が進まなくてはいけないような状況ですよ。

これ公共補償費として3,006万7,200円。3,006万7,200円ですよ。公共補償費が市民の税金で支払っているんですよ。これは多くの問題があるように私は考えるわけです。

ですから、ちょうどこのエリア事業の繰越明許費があったからこそ、私も今質問をしているんですけど。これは市民の方が知ったらどがん思われますか、公金ですよ。

私自身も心が痛みますよ。どう私が説明すればよかですか。調整池もできていない。現在いろんな状況でもめているんじゃないですか。

そして私は12月のときに、このエリア事業は、担当部署ではもう手に負えないと。市長さん自ら膝突き合わせて、地元に行って、話をしてくださいというふうなことで、自分はこの事業は市にとっても地権者にとっても非常に大事な事業だと。自分の任務だというふうなことをはっきり私の答弁で答弁したという、答えてありますよ、12月に。

ですから、私はそのときに、もうここが進まないならば、鳥栖駅周辺整備事業を断念したように、このエリア事業も断念しなさいと。例えば断念した場合は、この補償費は、返してもらわなきゃいけないんですよ、市の税金ですよ、市民の皆さんの。

私は平成29年の3月は、農地法違反がもう分かっただけじゃないかというふうに勘ぐりたいです。3月24日に起案して、3月24日に決裁して、3月24日に執行しとるんです。

市民の税金ですよ。こんなことをしてもいいんですか。そしてのうのうと繰越明許費と。こういうのが現実に出てきているわけですから。

答弁をお願いします。

#### **松隈清之委員長**

小石委員、何についての答弁か、今ちょっといろいろあったんで、整理をしていただかんと、ちょっと。

まず、今回補正予算なので、今回の補償費について、例えば繰越ししている理由とか、そこはいいんですけど、平成28年度になるのかな、平成29年3月って。そこに対するものだったら、議案外なので、別に時間取りましょうか、今日じゃなくて、予備日もありますんで。

もしそういうことであれば、今、平成28年度のことにについてになると、ちょっと議案外になるんで、今年度の繰越しの部分は、（発言する者あり）（「休憩ですか」と呼ぶ者あり）

休憩ではないです。言っていただいていいですよ。

#### **小石弘和委員**

私はこの関連ですから、補償費に対してこういうような事例があると。

ですから、私は補償費に対して、明許繰越、事前に払ってもいいんじゃないかというふうなお話をしたんですよ。

#### **松隈清之委員長**

まず、繰越しになっている補償費、町区の補償費のことですかね、今言われているの。事前に払ってもいいんじゃないかということについて、ちょっと1つ聞きましょうか。お考えどうですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

事前についていうのは、工事の着工前にと先ほど来おっしゃってあることだと思いますけれども。それは同意していただければ、補償をして、事前に見込める将来的な補償についてはいいと思います。

実際におっしゃられてある補償については、着手しまして、造成工事しますよね。5年間ほどかかる予定となっております。

調整池も当然でき得るはずでございます。造成工事に着手して造成が終わればですね。そうしたら、その造成工事から着手して、造成工事を終わらして、調整池もできます。

その後の新産業集積エリアからの影響がある水路、そのしゅんせつに対して、向こう30年間、鳥栖市のほうはしゅんせつをやりませんと。それはもう地元で、補償をしますのやっていたきたいという補償でございます。

それとあと、先ほど私のほうが、最初は認識っていうか、聞いたことがよく分からなくて、



松隈清之委員長

執行部の説明を求めます。

よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

~~~~~

松隈清之委員長

執行部の説明を求めます。

古賀和数上下水道局次長兼管理課長

それでは、3ページをお願いいたします。議案乙第4号令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

収益的収支の主なものについて御説明をいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、水道料金の減額補正をお願いするものでございます。

目3受託工事収益につきましては、開発行為や下水道工事等に関する工事の施工に伴う補正でございます。

次に項2営業外収益、目2消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、今年度内における仕入消費税額の減に伴い、決算見込みによる減額補正でございます。

次に項3特別利益につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に4ページをお願いいたします。款1水道事業費用、項1営業費用の主なものについて御説明いたします。

目1原水及び浄水費の動力費につきましては、電気料金の決算見込みに伴う減額補正でございます。薬品費につきましては、薬品の使用量の減少による減額補正でございます。目4業務費につきましては、量水器に係る修繕費の減額が主なものでございます。目5総係費から目8その他営業費用につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に項2営業外費用でございますが、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、主に企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

次に項3特別損失、目1過年度損益修正損につきましては、過年度分水道料金の漏水減免による損益の補正でございます。目2その他特別損失につきましては、浄水場工事の完了に伴う除却施設の増加による補正でございます。

次に5ページをお願いいたします。資本的収支の主なものについて御説明をいたします。款1資本的収入、項2工事負担金につきましては、県工事関連工事負担金の減額等による補正でございます。

次に項3他会計負担金につきましては、消火栓の新設及び更新の増加による補正でございます。

次に款1資本的収支でございます。項1建設改良費、目1原水設備費から目4営業設備につきましては、入札残などの決算見込みによる減でございます。

以上で令和2年度水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

飛松妙子委員

日吉和裕上下水道局事業課長

以上です。

日吉和裕上下水道局事業課長

松隈清之委員長

〔発言する者なし〕



松隈清之委員長

執行部の説明を求めます。

– 61 –

補正予算資料の6ページのほうをお願いいたします。議案乙第5号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、収益的収支でございます。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額補正を行っております。

項2営業外収益、目2他会計補助金につきましては、決算見込みによる増額でございます。

目3長期前受金戻入以下、項3特別利益につきましても、決算見込みによる補正でございます。

7ページをお願いいたします。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費につきましては、処理場の下水道汚泥収集運搬処理業務委託に関わる委託料などの決算見込みに伴う減額でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損につきましては、過年度分下水道使用料の漏水の減免などによる損益の補正でございます。

目2その他特別損失につきましては、浄化センター長寿命化工事や、西田川雨水対策工事などにおける下水道施設の撤去に伴う除去費の決算見込みによる減額補正でございます。

それでは、8ページのほうをお願いいたします。

次に資本的収支でございます。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良費等の財源に充てるための企業債及び項2国県補助金につきましては、西田川雨水対策工事や、浄化センターの耐震化などに対する国の補正内示等に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費につきましても、先ほど御説明しました、同じく補正内示によるものでございます。

次のページをお願いいたします。西田川排水区雨水整備計画を図示したものでございます。

先ほどお話ししました西田川の今回の補正箇所につきましては、右側の図面の黄緑色のラインの箇所になります。施工延長としましては、約100メートルの施工を予定いたしております。

以上で令和2年度下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

最後、御説明のあった西田川排水区の図、ありがとうございました。とても分かりやすく

ていいと思うんですが、例えば900掛ける900とか、1,200掛ける1,000みたいなボックスカルバートって書いてあるんですけど、通常この事業開始の処理能力と、これを埋め込んだ場合の処理能力がどれぐらい増すっていう——市民の方から、例えば本当、ここはもう海みたいに、だあーとなっていたのが、これを入れることによって——それ以上降ってしまったらもちろんあれでしょうけど、どれぐらいの事業効果があるっていうふうな数値的なものってあるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今回西田川のこの排水整備を計画するに当たりまして、この一帯に、今計画の雨を降らせた状態で、どういう浸水をするのかっていうのを今回の西田川の排水についてはシミュレーションを行っております。

そのシミュレーションに伴って、今回この緑のところの路線につきましては、既設の水路に加えて、今ボックスカルバートという四角の水路の部分を新たに道路の中に埋設をいたしております。

その埋設をしたときに、机上のシミュレーションにはなるんですけども、計画の雨を降らせたときに、つかめるのか、つかまらないのかというところを確認した上で、この口径というのを決めていっております。そのため、今の計画的な降雨によっては浸水がしないような形で、この計画断面が決まっているような状況でございます。

西依義規委員

ということはこの工事が終われば、あそこの道は浸水することはないというふうに考えていいんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

計画ではそのような形で、浸水しないような形では考えているところでございます。

ただ今回、佐賀県の西田川河川の改修と併せて私どものほうも上流側で工事を行っておりますので、抜本的な解消というのは、やはり西田川の河川の改修と併せた形が最終的な完成かというふうには考えております。

齊藤正治委員

今回の3月補正のもう一つ北側、これはまだ残るっていうことですか。

北側。緑色が途中で止まっているみたいだけど。

日吉和裕上下水道局事業課長

この路線の部分については、この緑色までが計画の路線になっております。これが今回補正をいただいて、この路線については、最終の計画の延長で、今おっしゃった北側の部分については、今の既設の断面でもつような、流量的には足りるような形で考えております。

齊藤正治委員

ということは一応、補正で村田地区は大体終わりと。

日吉和裕上下水道局事業課長

今ダイハツの南側の路線としては、計画としてはこの形で終わる見込みでございます。

齊藤正治委員

それから県道との境のところですね。ここはどんなふうになるかということと、この水色のあれはそのままっていう意味？何で色が違うとかなって。

日吉和裕上下水道局事業課長

今、水色のところは、西田川の河川になります。これについては、建設部のほうからも佐賀県の知事宛てに計画の路線に追加ということで、佐賀県のほうに要望させていただいているところで、今回うちの計画の中では、このブルーのところは行いません。

今、接続のところにつきましては、今年度も埋設物の試掘等調査を行っておりますので、今の流量的には今の計画でももっているんですけども、速やかに流れるような工夫は、この後に行っていきたいというふうに考えております。

齊藤正治委員

よろしくお願ひしたいと思いますが、もう一つ幸津、儀徳ルートですよね。この点線の部分については、あと何年ぐらいかかる予定ですかね。

日吉和裕上下水道局事業課長

全体計画については、以前からお話したように令和6年度を目標に、今整備のほうに邁進しているところでございます。

令和6年に完成するように国の補助等を予算要求しながら進めていきたいというふうには考えております。

齊藤正治委員

その途中で、一番は地区公民館のあるところの幸津部分のところは、毎日じゃないですけど、毎回浸水しているような状況ですけども。極端な話でいうと、赤ルートか、黒点線ルートか知りませんが、こちらと途中でつながって言ったらおかしいですけど、浸水を早く流すためにつながることができるのか、できないのか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今おっしゃったちょうど天満宮辺りの――儀徳の旭センターのグラウンド付近のことを言っているかと思います。

今回この分は大体、高低差からいったら、ため池側から東側に向かって、道に沿って流れていくようなルートが主なルートになってきておりますけれども、今回シミュレーションを

した中で、幾らか分水をしたいというふうに考えております。そのため、今黒の点線の中でグラウンドのほうを回るような部分を、全てではないんですけれども、分水した形で、分けた形で流していきたいというふうに考えております。

齊藤正治委員

本当に豪雨のたびに必ず、床下じゃないですけれども、駐車場までもいっぱいになるっていうのが現状でございますので、一日も早い解消をぜひお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

飛松妙子委員

今の件ですが、本当に御尽力いただいてありがとうございます。私も、もう早期解消を願っておりますので、御尽力いただくように引き続きよろしくお願いします。

それで先ほどの村田のところですが、雨量をどのくらいで想定をされていらっしゃるのか、お分かりになりますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今回市街地の雨水整備ということで、通常、市街地の雨水整備については、5年に1回の確率から10年に1回ぐらいの確率の中で決定をするようになっております。

そのため、今回鳥栖市のほうでは7年に1回の確率で、鳥栖市内の雨水については、箇所的には計画をいたしております。今回西田川の排水区についても、7年に1回の確率ということで、過去、今までに降った雨量等を計画して、65ミリという想定をしながら、先ほどシミュレーションの中で降らせた雨で計画をいたしております。

飛松妙子委員

分かりました。年々雨量も、豪雨災害時のときにはかなり増えるとかもしていますので、これがベストかと言えば、そうじゃない部分もあるかもしれませんが。

でもこれをすることによって、かなりの浸水対策、また雨水対策ができるのではないかと期待をしていますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それともう一点聞きたいことがあって、7ページの処理場費のところ、減額されているのをもう少し詳しく教えていただければよろしいでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

処理場費の委託料の減額に伴うものですかね。これにつきましては、主に浄化センターで発生する汚泥の汚泥収集運搬処理の委託料の減が主なものでございます。

これにつきましては、令和元年度の実績で当初見込んでいた汚泥の搬出量よりも、決算見込みのほうで、少なくなったということで減額補正をさせていただいております。

飛松妙子委員

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

再開いたします。

~~~~~

これより採決を行います。

~~~~~

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。

西依義規委員

ただそういった形で令和２年度決算は出ないかもしれませんが、現在のお金を使った経緯の資料を出していただくか何かしたほうが、分かるのかなと思いますが。

松隈清之委員長

小石委員、何か必要な資料とかあるんですか。事前に言っておいたほうが早く話が進むと思いますけど。（発言する者多数あり）

補償費の資料ということでよろしいですかね。（「私は全体」と呼ぶ者あり）（「補償費も載った全体」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員長

西依議員がおっしゃってあるのは、前回出したやつの、現時点修正の最新版でくれっていうことでよろしいんですよね。了解しました。

じゃあよろしいですか、それで。

それでは、17日10時からこの時間を取りたいと思います。現地につきまして、何かほかにございましたか。

西依義規委員

今は皆さん方から言っていたいたのは、江島町の50戸連たんと弥生が丘の八ツ並公園。

そして田代昌町・今町線の国道交通の維持のところの３か所を今、声を頂いております。

松隈清之委員長

じゃあ以上の３か所を現地視察することよろしいですか。じゃあ執行部、対応よろしいですかね。

松雪努建設部長

交差点の部分はまだもちろん現在計画の中のお話でございまして、あそこちょっと車——中に停めさせてもらおうか。（発言する者あり）

分かりました。

松隈清之委員長

現地視察につきましては、３か所、先ほどの３か所ということでございます。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後３時８分散会

令和 3 年 3 月 15 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則

古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一

建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事 三澄 洋文

建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐 庄山 裕一

建設課庶務住宅係長 安永 伸也

建設課整備係長 立石 佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本 修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤 誠

維持管理課長 大石 泰之

維持管理課管理係長 斉藤 了介

維持管理課維持係長 山下 美知

建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一

都市計画課長補佐兼公園緑地係長 本田 一也

都市計画課庶務係長 古澤 貴裕

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原 智範

国道・交通対策課長 中内 利和

国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長 増田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

建設課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

維持管理課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時59分開会

松隈清之委員長

ただいまより、本日の建設経済常任委員会を開きます。



松隈清之委員長

審査に入ります前に、部長のほうから一言御挨拶をお受けしたいと思います。

松雪努建設部長

おはようございます。令和３年３月定例会、建設経済常任委員会、本日は当初予算を中心に御審議をいただくことになります。

本日御審議いただく議案につきましては、議案乙第6号令和3年度一般会計予算及び議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例の2議案でございます。

令和３年度予算につきましては、道路改良事業等につきましては、さきに議決をいただきました補正予算と一体となって予算編成を行っております。また、市民生活に密着した事業、豪雨対策事業等につきましても、着実に進めてまいりたいと考えております。

令和３年度につきましては、地区要望でございました国土交通省・今町線、歩道拡幅のための設計費。それから加藤田町入り口交差点の設計委託料、そして駅前広場の暫定整備、朝日山公園の雨水対策工事、そして九州新幹線筑紫トンネル工事に伴う農業用水源の減濁水対策として設置されましたポンプですね、耐用年数の満了により更新。こういうものを予定しているところでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



建設課

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

松隈清之委員長

それでは、これより建設部関係議案の審査を始めます。

初めに建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

当初予算説明資料に基づき御説明をいたします。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

2ページをお願いいたします。項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

3ページをお願いいたします。項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、田代大官町・萱方線など、道路改良事業に係る国の交付金でございます。事業の概要につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。節3住宅費国庫補助金につきましては、公営住宅改善事業、木造住宅耐震に係る事業、空家再生等推進事業などに係る国の交付金でございます。これも歳出のほうで説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。項2県補助金、目5土木費県補助金、節2住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業に係る県の補助金でございます。

7ページをお願いいたします。項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国が管理しております轟木排水機場ほか7施設、県が管理しております沼川排水機場ほか2施設の操作に係る受託料でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債、及び節4住宅債につきましては、それぞれ道路事業、公営住宅事業に係る市債でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いいたします。項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、建設部長、建設課職員24名のうちの13人分の人件費を計上しております。

節12委託料につきましては、轟木排水機場、市内12施設に係る操作委託料を計上しております。

13ページをお願いいたします。項2道路橋梁債、目6道路整備交付金事業につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線の道路改良に係る経費を計上しております。概要につきましては、主要事項のところに添付しておりますので、また御説明いたします。

15ページをお願いいたします。田代大宮町・萱方線につきましては、図に赤く表示しております部分ですけれども、令和3年度はアパートと借家人の所有者との交渉を予定しております。それと電柱の補償を予定しております。

16ページをお願いいたします。轟木・衛生処理場線につきましては、主に図の赤の斜線で示しておりますけれども、左のほうが北側になりますけど、薬師川の左岸の下部工、それから買収しております道路改良の事業を予定しております。

17ページをお願いいたします。飯田・酒井東線につきましては、インターチェンジ事業者のNEXCO西日本が主体となる関係から主に仮設道路、仮設水路工事負担金、事業用地の取得、物件補償を予定しております。

18ページをお願いいたします。飯田・水屋線につきましては、図面の右側のほうが南になりますけれども、斜線で示しております南側のほうが令和3年度の県の工事の負担金工事となります。中ほどの斜線にしておりますところが、令和3年度の市が行う当初予算の部分となっております。一番北側ですね、左側の3件分の用地補償を予定しております。

19ページをお願いいたします。目7道路新設改良費につきましては、令和3年度から国土交通省・今町線の工事に着手するために所要の経費を計上しております。令和3年度は用地測量、それから物件調査を予定しております。

20ページをお願いいたします。国土交通省・今町線につきましては、先ほど言いましたとおり用地測量と物件調査を予定しております。

22ページをお願いいたします。項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2給与から節4共済費までにつきましては、建設課職員の11人分の人件費を計上しております。

節10需用費につきましては、市営住宅の修繕費を計上しております。

23ページをお願いいたします。節12委託料につきましては、主に市営住宅の施設管理料として浅井アパート、南部団地、元町アパートの火災報知機取替えや市営住宅の樹木管理費用などを計上しております。

24ページをお願いいたします。目2住宅改善費のうち、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、既設公営住宅改善事業として、市営住宅の長寿命化、居住性安全の維持向上を図るための必要な経費を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震改修、危険な空き家の解体除却に対する補助金の交付に必要な経費を計上しております。

25ページをお願いいたします。債務負担行為として、飯田・酒井東線の道路改良工事の負担金の必要な経費を計上しております。これはNEXCOの本体工事が、側道の部分はNEXCOに工事をしてもらいますので、うちが負担金を払う必要があります。その全体協定を

令和3、4、5年で協定を結びますので、それに必要な経費として計上しております。

以上、令和3年度の当初予算のうち、建設課関係分の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点だけお尋ねをしたいと思います。私も一般質問で申し上げたんですけど、田代大官町・萱方線、令和4年度より延びるというふうな答弁でございましたけど。今の進捗状況と、本当にどのくらい延びるのかなと。補助金の問題もあろうと思いますので、その点、お尋ねをしたいと思います。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

田代大官町・萱方線につきましては、補助金の状況もございますけれども、例年思ったぐらいの補助金は頂いております。令和3年度はアパートの借家人さんと、所有者との交渉、補償ですね。用地の交渉を予定しておりますので、ここの進捗につきましては、このアパートの進捗の状況によって何年になるかというのは今の段階ではっきり申せません。

できるだけ早く、このアパートを終わらせて、次の工事に着手していきたいと思っております。

以上です。

小石弘和委員

先ほど課長のほうから、アパートの借家人というような形のことをおっしゃった。じゃあ、アパートを取り壊して新しく建ててやれるような交渉をやってあるんですかね。

今のアパートの状況、一旦取り壊して、入居者を出して、新たにその部分まで入った交渉をされているんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

当該のアパートの件につきましては、物件の再調査を今行っておりまして、来年度の動きとしましては、新しくアパートの建設をしていただきながら、それを踏まえて、皆さん引っ越しのほうを準備していただきます。

令和4年度以降に新しい建物ができた状態で、皆さん一気に移っていただくというような形で、今後交渉を続けていくというような計画をさせていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ新しくアパートを造って、それから移っていただいて取り壊すというふうな今の交

渉の段階。じゃあ令和4年度には非常に難しいんじゃないかなあと思うんですけどね。大体令和4年度の完成っちゃうのは非常に困難じゃないかなというふうに危惧しますけど。

大体2年か3年延びるんじゃないかというふうな考えを持っているんですけど、その点どんなふうでしょうか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

一般質問でもお答えしましたとおり、令和4年度末での完了は、はっきり言って難しいと思っています。ただ令和5年に終わるのか6年に終わるのか、7年に終わるのかっちゃうことに関しましては、補助金の状況、それと用地交渉の進捗状況を見ながら、お答えできるしかるべき時期が来たら、お答えをしたいと思っています。

以上です。

小石弘和委員

分かりました。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

古賀和仁委員

説明書の18ページのところですけれども、飯田・水屋線等の道路改良ということで、補正のところではインターに合わせて大体整備をしたいということ saying していたんですけど。

これから南側のほう、これについて地元からもいろいろ要望等あっていると思うんですけども。当然、南側の鳥栖久留米道路が開通すると、ここへの流入がかなり増えてくるんじゃないかというふうに思っておりますが、これについて今後どのような考えをされているのかお尋ねします。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

まずこの飯田・水屋線、こちらにつきまして、補正のときもお答えしましたように、スマートインターの本体の供用時期に合わせて何とかこれも終わらせたいというふうに考えております。

ですので、まずもってこの路線につきましては、県道のアクセス道路が3号線から今、整備がされていますので、そちらと合わせてこちらの今の区間をまず終わらせたいというふうに考えております。その状況を見ながら、当然、後には面整備の計画の話が出るとか、そういったものがいずれは出てくる可能性があると思っていますので、その状況を見据えながら、また南のほうの検討が必要になってくるのかなと思っています。

今のところはまずはこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

お聞きしたいのは、南のほうの整備が必要と思われるのかどうか。これから先考えたときに、これは当然、必要になってくるというふうに考えているのか、この点だけお尋ねしたいんです。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今のところ、想定交通量等も勘案しながら幅員構成であるとか舗装構成も決めておりますけれども。当然、開発を伴った上で、こういった交通の流れがあるとか、そういったものがある程度見えてくると思いますので、現状ではまだそういう検討ができる状況ではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

古賀和仁委員

考えていないということで、ぜひ今後のことを考えて、先のほうを見ながら整備については考えていただきたいというふうに思っています。

それからもう一点、次のところですが、24ページの空き家対策のところでお尋ねしたいんですが、対策協議会をもうずっとされていると思うんですが、大体どういうふうな意見が出ているのか。

空家等対策協議会というのをされていると思うんですが、どういうふうな意見が出ているのかと。もう一点、空き家バンクの意向調査をされるということですけど、大体対象となる空き家というのはどういうふうな数で、どういうふうなところの意向を調査されるのかお尋ねします。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

空き家の協議会ですね、これは専門家の方に、司法書士の方であるとか、弁護士の方に入っていて、それぞれの分野で、空き家の物件1件1件について専門的な意見を頂いております。

おかげさまで、かなり空き家の除却も進んでおりまして、今、空家協議会に上げている案件としては、樹木が3件と空き家の2件が対象となっております。それから、あと……。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空家協議会につきまして主な協議内容といいますか、現在の状況でございますけど、今次長が申し上げましたとおり、不良の住宅の空き家というのが5件から6件ほど、こちらが直接管理しているものがございますので、そういった部分の進捗状況のほうを報告させていただいていると。

内容につきましては、やはり樹木が生い茂っているとか、あと建物がもう倒壊しそうなや

つとか、そういったものがございますので、そういった倒壊の危険性がありそうな分については補助金のほうを御案内いたしまして、現に今年度除却のほうを進んだという件がございます。そういった部分を管理、進捗をしているというところでございます。

それと空き家の意向調査の分でございますけど、空き家の意向調査は年に1回、これ継続的に調査を行っております。

スタートとしましては平成28年度に空き家の全体調査というのを行っておりまして、その際、市内に500件ほどそういう空き家があったので、それを継続してずっと調査をしていると。民間の取引で売買されることによって空き家じゃなくなる件数ですとか、あとはやはり手放したくないというようなお話、アンケート形式で聞いておりますので、そういった部分についてはいろんな除却の補助金がありますよとか、税の優遇措置もありますよとか、そういった情報も合わせて速やかに取引ができるような形でお勧めをしているという状況でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

空き家バンクそのものを、市として立ち上げているんですか、立ち上げていないんですか。

松隈清之委員長

空き家バンクがあるかどうか。

古賀和仁委員

あるかどうかの確認ですけれども。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家バンクにつきましては、鳥栖市のほうで平成30年度から運用のほうを開始しております。

以上でございます。

古賀和仁委員

どのくらいを空き家バンクの中に管理されているのか。どのくらいが実際にこれまでに空き家から誰かに貸したとか、何かできたのかどうか、その辺のところのお話しをお願いしたいんですけど。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家バンクの登録状況につきましては、現在3件登録のほういただいております。

私どもとしましては、民間需要の取引の中で、空き家バンクによらずともそういう取引が進んでいるというところもあるんじゃないか、もちろん鳥栖市のほうが新しく家の建て替えがあるとか、人口流入というのがございますんで、空き家バンクによらずともそういう政策

が取れているんじゃないかという点と、それにも乗っかからないやつが3件という形で、どうしても売れないとかですね。そういった部分で、空き家バンクのほうで行政を通じて情報提供していただけないかというような御相談を頂いております、現状3件というところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

基本、不動産の売買とか賃貸というのは民間がするのが基本ですけど、その中で市として、今3件やっていると、3件を空き家バンクとして登録をしていらっしゃる。これについてはホームページ等で、何らかの形で、こういう家がありますよというのは情報として出されているのか。そしてそれに対して何らかの対応があったのか、アクセスがあったのか、お尋ねします。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家バンクの情報提供につきましては、全国の空き家バンクの情報提供のホームページっていうのがございます。民間のアット・ホームさんとか、そういった部分がございます。そういったところに情報提供させていただくというところでございます。鳥栖市のホームページのほうにもそういう表示をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

それに対してどのくらいアクセスがあったのか。何らかの問合せとかあったのか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家のそういうサイトの情報を通じて、照会があったっていうのは、すいません把握しておりません。

ただ全体的に空き家の対応をどのようにしたらいいのかとか、隣の家が樹木が繁茂しているんだけどとか、そういう御相談は随時承っております、大方、毎月数件そういう御相談があるというところで、市としては、そういう家屋については適切に樹木を管理したりとか、そういった相続の手伝いをさせていただいたりとか、そういうところもさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

倒壊等のおそれがある、市が認定している部分があると思うんですが、これについてはさっき何件と言われたですか。何件かあるというお話を聞いたんですけど、これについては所有者等々も話しながら、どういう形で解決をされるのか、お尋ねします。

安永伸也建設課庶務住宅係長

個別具体的な例で申し上げますと、まずそういう御相談があった上で、現状の所有者の方をこちらのほうでお調べをさせていただきまして、ただやはり古い家屋になりますと、そういう相続登記がされていないという場合がございます。例えばそういう場合ですと、市外の自治体に戸籍を取り寄せて、現状の相続人の方を探すとか、そういったところをさせていただきまして、それで今いらっしゃる相続人の方に市の特定空家ということで、市が一定指導する対象になりますと、その上で空き家の除却制度、補助金を使いませんかというようなところをお勧めして除却につなげているというところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

一番大事なのは、その地区の環境を悪化させる可能性が一番大きいというか、防犯上も危ないし、それから火災等の発生も十分考えられますので、できるだけ所有者とも話し合って、除去できる部分については除去をしていただきたい。最終的には調整ということもあるんですけど、法律で定められているんですけど、ぜひ所有者とも円滑に話をして、いい方法をやっていただきたいと思います。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

すいません、せっかく古賀委員が空き家の話をされているんで、空き家バンクが登録者をもうちよっと伸ばしたいのか、それとも現状でいいのかっていう認識はどうですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

空き家バンクの登録につきまして、先ほど言いましたように鳥栖市のほうで空き家バンクに登録されるような物件が増えたほうがいいのか、それともその前提で、空き家バンクによらずともそういう取引がされているのか、そういうところの2つ面で見るところがあるかと思えます。

市としましては、やはりそういうふうには不動産屋に御相談したけど、やっぱりどうしても売れようがないと、そういう困ったっていう方たちの最後のよりどころというか、そういう位置づけでございます。

市としてはそういう空き家バンクの周知っていうのは努めたいと思っておりますし、そういう流れというのは、こちらでも丁寧に御案内できるようにさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

例えば開発行為の道路のやつがあったじゃないですか、違う課ですけど。要はあれも移住して来ていただきたいがために300万円の財源を確保して、それを助長というか、促進するんですよね。

だから例えば小郡市さんは空き家バンクに登録しているのを条件として、例えば補助金20万円とか5万円とか出されているんですよ。そうすると、地主さんも空き家バンク登録したほうが、普通の民間の取引よりお得なので、空き家バンク登録するんですよ。

ですから、メリットが多分今のところ何もないんで、もうどうしようもない。空き家バンクをほんとに人口増につなげようという本気の気持ちがないんで、要は安全最優先。両方あると思うんですよ。

僕は空き家バンクってばっと聞いたら、安全もあるけど、鳥栖市さんも例えば昭和40年代に団地ができましたと、空き家が増えましたと。それは市も介入してもっともっと若いまちづくりをもう一回再生させるんだなという気持ちも、この空き家バンクって聞いたらあると思うんで。

その両方がないなと思ったんで、人口移住とか増の部分で空き家バンクを使ってやろうという気はないんですか。

松雪努建設部長

おっしゃるように、この空き家バンクっていうのを我々使っているのは、危険な空き家、空き家の特別措置法に基づく危険な空き家の除却っていうのを目標にしております。

ですので、残念ながらこの空き家バンクには移住とかいう制度の頭はございません。ただおっしゃるように、あくまでもこの空き家バンクにつきましては、特定空家を除却していくと、危ない空き家を除却していくっていうのが、安全のためにという――先日、久留米市で略式代執行のニュース等もあっていましたけれども、ああいう通学路とかに面している危ない空き家っちゅうのはやはり除却をしていくべきものということで、この特措法にのっとってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

担当課が建設課なので、そうだろうと思うんですよ。例えば違う課に行けば、多分総合政策的な意味もあろうし、いろんなもので、建設課が空き家をもちろん持っとけば安全という全市的な話はないんですか。

松雪努建設部長

当然、私も企画出身でございますので、そういう目も持ちながら、当然、部長職でもあり

ますから、いろんなところと連携も含めながら考えておりますが、この空き家の特措法については、あくまでも略式代執行までの流れをつくっている特措法ですので、あくまでも安全安心というのが目的なんですね。

この空き家バンクはまたそういう目っていうのは今の段階では移住っていうところにはつながっていないと僕も思っていて、ですので、そこはこの間の協議会でも大分言われたんですけど、運用面とかも勉強するということでお答えをしておりますので、そこら辺は課題としてください。

松隈清之委員長

要は空き家バンクによらない民間の不動産屋さんで片づいている部分があるってことは、それはそれでいい。だから除却しなきゃいけないようなやつが空き家バンクに来るというイメージで捉えたらいいですかね。

そういうことらしいです。

ほかにありますか。

飛松妙子委員

私も今のでよく鳥栖市の空き家バンク、空き家対策というのが分かりました。その上で、昨年委員会の中で特定空家のことを不良空き家ということで、先ほど2つ言葉が並べられたんですが、それが同じ意味だということも分かりました。

昨年の3月のときには、特定空家が10件ですってことで、今回は五、六件の状況ですってことで減ったのかなと今の答弁で思ったのですが、その状況と、あと樹木の除去をされたってことで3件ほど。以前、相談したときにはなかなかやっぱり鳥栖市でできないんですってということで、御相談も頂いていて、なかなか進めないなと思っていたのが、今回のこの空き家対策で、昨年、前に進んだのかなと思っているんですが。樹木の伐採については、どの辺りをできたのかとかいう答弁はしていただけますでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

特定空家の除却の対応につきましては、先ほど言いましたとおり協議会のほうで随時御報告は差し上げておりまして、建物が広い、お屋敷が古いものが完全に除却されて、真っさらになったケースと、あと樹木の適正管理によって特定空家から除外したというような部分もございます。

すいません、個別のどこの案件だったっていうのは、すぐにお答えができませんが、よろしければまた後ほどお答えをさせていただき……。

松隈清之委員長

場所はいいので、ケースとして紹介してもらえばいいです。

安永伸也建設課庶務住宅係長

原古賀町に具体的に除却に至ったケースっていうのもございまして、ちょうど小学校の近辺でございますけど、樹木が生えとったという部分と、あと建物自体がかなり古いという部分がございました。

今年度、除却のほうをしていただきまして、今後は新しく開発行為として、その一帯を5戸ぐらいの分譲宅地にするというようなことで今計画をされているというような事例がございます。

もう一件、これも麓地区でございますけど、麓地区の保育園の近くにこれも同じように1軒の大きめのお屋敷の敷地というのがございまして、そういった部分がきれいに除却をされてあと道に樹木が飛び出すとか、そういった事例もございましたので、今回更地になって、除却の対応をされたというところでございます。その分については今後どのように利活用されるかっていうのは今検討いただいているという状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。では除却できるようになるためには、例えば周りの方が御相談することによって、そういうふうに進むのか、それとも土地・建物所有者の方が、相談することによって前に進むのか、どちらになりますでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

除却のそもそもの発端としまして、両方ございます。地主の方からのやはり相続したけどどのように対応したらいいかとか、あとは近隣の方の苦情というようなところもございます。両面あるかというふうに感じております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

それでは、23ページの住宅用火災報知器の取替え委託料というところで、進捗状況と申しますか、これ市営住宅でしたよね。その状況を教えていただいてもよろしいでしょうか。

松隈清之委員長

飛松委員、これまでの取替え状況ということでもいいですか。

飛松妙子委員

はい。（発言する者あり）

ありがとうございます。そうしたら資料のほうでよろしいですか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

火災報知器の今年度予定しておりますのは浅井アパートの14棟から17棟までの180戸。南部団地14棟の64戸、元町アパートの60戸を予定しております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。あと残りどのくらいあって、いつまでにそれが完了するのかをお願いします。

松雪努建設部長

これまでの状況と今後につきましては、資料を用意させていただきたいと存じます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら16ページの轟木・衛生処理場線道路改良事業、令和3年度で予定されているところが、どういうスケジュールで進んでいくのか、あと通行止めとかが発生するのかを含めて教えていただけますでしょうか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

現在、轟木・衛生処理場線につきましては、今橋梁の右岸側の下部工、それから右岸側の取付け部分ですね。それと直線部の拡幅部の一部をやっております。令和3年につきましては、今度、左岸側の下部工、それと左岸側の取付けですね。それと中の区間の直線部の一部ということで工事を予定しております。

これにつきましては、基本的には拡幅分の工事から先行して入っていきますので、現道につきましては、通しながら施工してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。また梅雨時期を迎えますと、心配事も出てきますので、片側通行等になるのかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

小石弘和委員

23ページの施設管理委託料の樹木管理委託料。これ全団地ね、全団地？これ何か所やって275万円でこうなった。この金額で足りるものかなというふうに考えられますので、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。

安永伸也建設課庶務住宅係長

樹木管理委託料でございます。こちらの分、市内に7つの市営住宅がございます。それぞれ管理人の方に、来年度、剪定をしてほしい場所、そういった部分を把握いたしまして、その分で上げさせていただいているものでございます。樹木の種類、太さ、大きさですね、あ

伴う市道の整備、あるいはその交通量等についての対処の仕方、そういうことについてはどういうふうに検討されているか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

交通量の多いところ、ほぼ国、県道が多いんですけども、市道の道路管理を行う場合、例えば田代大官町・萱方線等は、交通センサスから交通量が多いところもありまして道路改良を始めたというような経緯で、交通センサスを基に道路の計画はされていくものと思っております。

齊藤正治委員

田代大官町線の交通量が多かったということは別にいいんですよ。ただ、要するに今からまだもっともっと、例えば味坂インターができる、アクセス道路が伴う。それから、鳥栖久留米道路ができる、そうなる。

そうしたら、今まで以上に非常に交通量が、大型車も含めて市内に入ってくるということになりますと、当然、今の鳥栖市の市道の容量では足りない可能性が非常に高いんですよ。

だからそこを、交通量を比較しながらどういうふうな影響を及ぼしてきているかっていうのも、もう十分あそこをしているからいいということじゃなくって、どういうふうな影響を及ぼしていくのか、そしてどういうふうに抜けていっているのかという、要するに通過交通量が非常に多くなるということだと思えるんですけども。

それともう一つは、やっぱりいろんな団地を造れば、そこに集約してくるから、そこに対するアクセス数を、やっぱり当然考えにゃいかん。そういった鳥栖市民の生活を守るための道路整備が必要なのに、なかなかそれができてこないというところもあるのではなかろうかと思うんですね。

そういった非常に――飯田・水屋線、もうやればできるじゃんっていう、あっという間にできてしまうわけでございますけれども、そういったことを何らかのそういうデータに基づいた整備の仕方をしていくっていうことが大事なあっているような気がしておりますけれども。

松雪努建設部長

御指摘ごもっともだと思っております。今、昨年策定の都市計画マスタープランにも前年度に検討しました、市道の将来道路網について検討した際には、おっしゃるように、この交通センサスを活用して、ああいう道路網図をつくって、今の都市計画マスタープランに位置づけをしておりますので、当然、おっしゃるように交通センサスを活用して、その時々事業のそれぞれの進捗状況をにらみながら、鳥栖市全体の道路網はどうあるべきなのかという

ところから入って行って、じゃあ市道はどういうふうな位置づけなのかっていうのは、また当然検討する必要があるというふうに私も考えております。

齊藤正治委員

いわゆる通過交通と生活道路が、混然一体となって非常に生活者は困っているっていうことなんですよ。だからそういったためには、やっぱり県道を増やすとか、なかなかそれも難しいんでしょうけれども。

だけどそれは新しくそういったものを現在の道路の県道を市道が受け持って、新しく造って、県には指導してもらうようなことをしていかないと、なかなか今の交通渋滞は解消できないのではなかろうかというふうに思いますので、そこら辺をぜひデータに基づいた、県にも国にもやっぱり要望をお願いしたいというように思っております。

次に河川。江島はようやく十数年ぶりに、今しゅんせつをしていただいておりますけれども、鳥栖市内準用河川というのは何か所あって、整備が終わってないところはどれぐらいあるんですかね。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

鳥栖市内に、準用河川、いわゆる市が管理する河川でございますけれども、こちらにつきましては、10河川ございます。基本的には法定外水路から格上げして法河川にしているとか、整備としては、昔は何もなかった分が、法河川にすることによって整備が終わっているということで、基本的には10河川全てが、一応整備済みという位置づけになっているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

江島川を見よると、今しゅんせつしていただきよるけれども、あまり深く取れなくて、両サイドを1メートル以上残した感じでしゅんせつしているわけですね。だんだんだんだん水位が上がってきて、路肩が弱いために平板が取れてしまうというような状況ですので、だから、十数年前から早く整備をつていうようなお話はしておりましたけれども、いまだにできていないと。

特にここは普通の準用河川もそうですけれども、山から一番下流にあって、一番水はけが悪いくところになってしまっていて、山をあちこち切り崩して、その土砂が流れ込んできているというのが現状だと思うんですけれども。

そのために、河川の底が上がってしまっているというようなところだと思うんですけど、これは一日も早く、そういったものは当然、今流域貯水の問題がございましてけれども、あそこら辺は何日間か雨が降ってもつかっても、田んぼですから、それぞれ流域中の貯水で、それ

でも構わないと思うんですけれども、ただ河川だけはやっぱり、そこをきちんとしとかなないと、水位が上がってきて、なかなか水はけが悪くなるというような状況ですので、そこら辺、ぜひ整備をお願いしたいと思います。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

御指摘の件はよく存じ上げております。十数年前からお話を伺っているところも理解しております。こちらにつきましては、おっしゃるように水田地域といいますか。農業地域の中の一部の河川でございますので、浸水被害とか、そういう経済の支障となる家屋の浸水であるとか、そういったものがなかなか結果として出にくいところというのが1つありまして。

例えば国の補助金を活用しながらするとかというのが非常に難しい部分があるのかなというふうに思っております。ただ、おっしゃるように護岸の老朽化であるとか、そういったものも現地は見受けられますので、そういった例えば崩れないような措置は、いずれにしても将来的に必要なのかなと。

ただ、今申し上げましたように補助金としては、県とも話をしていますけれども、なかなか制度上、被害が大きいところと比べて、難しい部分があるということで、まずはしゅんせつのほうを今年度もさせていただいていますけれども、継続して、泥がたまったら取れるように続けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

県にも現状を直接申し上げても結構ですので、いつでもお呼びいただければ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

先ほど火災報知器の戸数を私申し上げましたけれども、ちょっと違う数字を申し上げておまして、正式には資料にて訂正をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

西依義規委員

19ページ、20ページの、国土交通省・今町線の道路拡幅改良事業ですけど、まずは部長はじめ担当課の熱意と努力でこういった事業が上がってくることを本当感謝申し上げます。

それを踏まえて、まず確認ですけど、主要事項説明書を読むと、計画道路の幅員は自転車歩行者道片側3.5メートルとあるんで、これは歩道だけを拡幅する事業であって、車道は拡幅しないということですかね。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

歩道の拡幅だけの工事になります。

西依義規委員

それはそれで子供の安全最優先で、そういった事業だと思うんですけど、ここの交差点は右側に自転車道があるんですよね——造るということですよ。その後は多分、ここもちょっと北に行くと、民間の会社がちょっと下がっているところがありまして、そこもまあまあ広いんで、多分あそこも自転車通るだろうと。その後、北に上るとあんまりもう両方狭くなって、自転車どっちが通っていいのっていう微妙な、通常左側通行するでしょう、自転車は。

だから弥生が丘から上がってくると左側をずーっと来て、途中で右に自転車は行って、その後、右に行くっていうことでいいですかね。

まず安全上というか想定は。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

この地区は地区要望として上がってきておりまして、私どもも現場に行って、何度も写真を撮って、自転車も歩行者も、この歩道上にあふれているんですけど、私どもが見るときは、もう歩道に自転車が上がってしまった状態で見えておりまして、どの時点でその左から右に渡っているかというのは、私自体は見えていません。すいません。

西依義規委員

もちろん地元要望がこういった形で市の事業って本当、こういう道路新設改良費というのがつくこと自体、僕もありがたいと思うんで、それはそこまで多く望みませんけど。

例えばさっき言った民間さんが、たしか1メートル以上後ろに退いてあると思うんですよね。ただそれは市が、例えば子供の安全上、もし新設するならちょっと下がっていただけるんでしょうかって言ったものか、民間さんのほうが好意的に下がって建てられたのか。

何が言いたいかというと、元の太田種鶏場さんがまだ空き地なんですね。もう買われたって聞いていますけど。その方が今度会社等を建てる場合に、例えばこちら側が今子供の通学路ですので安全のためっていうお話ができるものなのかなのかなを聞きたい。

例えばアルミスさんの例を取って、そこはこうだったんで、今度も市から要望出しますよとか、地域から出してもらいますよとか、その辺がどうなのかなっていうのは、把握はされていますか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

実際、おっしゃるところ、アルミスさんところの前だと思います。そちらにつきましては、市からお願いしたっていう経緯は多分ないと思うんですよ。

自前といいますか、自主的にちょっと下がって建てられたのかなというふうには思ってい

るところ——正直分かりませんが、私が知る限りはそういった話じゃないのかなと思って
おります。

以上でございます。

西依義規委員

違ったんですね。（発言する者あり）

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

確かに維持管理課の案件でございますけど、昔は建設課で1つだったんで、その当時のこ
とでちょっと言わせていただきました。

以上でございます。

西依義規委員

部長が1人なので、どっちでもいいんですけど、結局、子供の立場になったら、右なら右
をずっと行ったほうがいいですよ。太田種鶏場さんのところがちょっと下がっていただいて、
こっちに車道を少し寄せてもらって、右側を取りあえず通りなさいってしてもらわんと、そ
れか、どっかで渡りなさいってしてもらわんと、安全上、多分戸惑うと思うので。

その辺を、維持管理課とお話をした上で、あと渡った後、狭くなって、車が止まっと
ったらそこを自転車で行くんで、せめてそのガード下ぐらいまで見て、今後将来的に維持管
理課の、例えば地域との協働事業とかありますんで、何かそこまで含めていう考えは——多
分市民は望まれるだろうかと、うまくされているのはいいことなんで。

そういったことが仮にあるならと思って聞いたんですけど、そこは将来性みたいなのは何
か考えておりますか。これを機に、例えば反対側の民地は変えにくいけど、公有地があるん
で反対側にとかいう形で、こういった今回の、国から子供の安全のためにしていただいた事
業を皮切りに。

例えば、ほかの地区でも、そういったことが区長さん方で多分、鳥栖市に今まで言ったら
駄目やったけど、こうやってなった事例が出てきましたよっていうことになれば、僕は大き
な前進だと思うんですけど。

松雪努建設部長

先ほど西依副委員長からも言葉が出ておりましたけど、協働の道づくり事業の見直しの方
向性といましては、子供の通学路の安全確保という視点を入れていこうということで、
今検討もしておりますので、ぜひ所管事務調査の中で御協議をさせていただきたいというふ
うに思っております。

西依義規委員

この1,830万円の内訳の説明ってありましたっけ。19ページの本年度予算1,830万円。380

その詳細を教えてください。1,830万円の内訳。

暫時休憩します。

~~~~~

再開します。

理解しました。ありがとうございます。

ほかありますか。

〔発言する者なし〕

まず、議案乙第6号の建設課関係分の質疑を終わります。

~~~~~

続きまして、議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

資料の甲議案参考資料をお願いいたします。2ページをお願いいたします。

議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

- 94 -



維持管理課

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

松隈清之委員長

これより、維持管理課関係議案の審査を始めます。議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

それでは、令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、維持管理課関係の主なものについて御説明申し上げます。資料の26ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料でございます。

次をお願いいたします。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業に係る国の補助金でございます。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

28ページをお願いいたします。款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業などの道路改良事業に係るものでございます。節2河川債につきましては、河川改修等の緊急自然災害防止対策事業などの起債事業に係るものでございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。29ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費につきましては、道路照明等の電気料及びトイレ施設等の上下水道使用料などの光熱水費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち、節2から節4につきましては、維持管理課職員14名分の人件費を計上いたしております。節12委託料につきましては、未整理用地等の測量費及び道路台帳修正委託料を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。目2道路維持費の主なものでございますが、節1報酬、節3職員手当等につきましては、道路パトロール、草刈り等の作業員としての会計年度任用

職員 2 人分の人件費を計上いたしております。節10需用費の修繕料につきましては、道路側溝等の修繕料でございます。

32ページをお願いいたします。節12委託料の主なものといたしまして、市道のり面等の草刈りや市道緑地帯、街路樹などの草刈り委託料、緑地帯等管理委託料、また、市道のパトロール及び舗装の簡易補修を行う舗装路面補修委託料などを計上いたしております。

節13使用料及び賃借料につきましては、令和 2 年度に設置いたしました道路・水路用の監視カメラを新たに曽根崎地下道、今泉セブンイレブン南の 2 か所に追加し、さらに、設置期間半年であったものを 1 年間とするものでございます。

節14工事請負費につきましては、道路側溝の新設や布設替等に係る工事費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。目 3 道路舗装費、節14工事請負費につきましては、単独費としましての道路舗装工事、市内一円のほか、舗装長寿命化事業及び商工団地 3 号線の舗装工事費を計上いたしております。

次のページの主要事項説明をお願いいたします。

今申し上げたもののうち補助事業につきましてでございますが、商工団地 3 号線につきましては、赤でお示ししておりますが、鳥栖商工センター前交差点から南側の 250 メーター区間の舗装工事を実施する予定といたしております。

33ページにお戻りください。目 4 橋梁維持費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に係る経費を計上いたしております。

35ページの主要事項説明書をお願いいたします。令和 3 年度は設計委託としまして牛原町の切寄橋、同じく牛原町の宮西橋、それから柚比橋の 3 橋。改修工事につきましては、河内町の夫婦橋、それから山浦跨線橋の 2 橋。定期点検につきましては、58 橋を予定いたしております。

続きまして、36ページをお願いいたします。目 5 交通安全対策事業費、節 7 報償費につきましては、交通安全指導員謝金として定数 64 名分の経費を計上いたしております。

節10需用費の主なものにつきましては、交通安全指導員の被服費、啓発用グッズ、街路灯の電球などの経費を計上いたしております。

節12委託料の主なものにつきましては、駅前駐輪場の整理及び指導委託料としまして、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅の駐輪場の整理等に要する経費を計上いたしております。

37ページをお願いいたします。節14工事請負費につきましては、カーブミラー等の交通安全施設工事費及び、3 月補正のときも触れましたが道路照明灯の改修工事を計上いたしております。

主要事項の38ページをお願いいたします。道路照明灯につきましては、LED灯に替えますとともに、老朽化して倒壊の危険性のある道路照明灯の建て替えを行う予定といたしております。今回は道路交差点照明25基及び街路灯のうち、109基を新たにLED化する予定で予算を計上いたしております。

37ページにお戻りください。目7道路新設改良費、節12委託料につきましては、加藤田町入り口交差点の信号機設置のための環境整備に必要な交差点改良に係る調査設計委託料を計上いたしております。この設計委託料につきましては、当該交差点への信号機設置協議の際に、警察より提示されましたダイレックス南側の市道の拡幅に対応するためのものがございます。

現在、店舗側との協議を進めている段階であり、調査結果により拡幅に必要な面積等が固まり次第、今後の議会におきまして、工作物の調査や用地買収に必要な経費、さらには工事請負費を計上してまいりたいと考えております。

続きまして、39ページをお願いいたします。目8道路防災対策事業費、節14工事請負費につきましては、下岸田中央線の道路防災対策工事費を計上いたしております。

40ページの主要事項説明書をお願いいたします。ここはいわゆる緑ヶ丘団地のところでございまして、昨年9月議会におきまして当該箇所の対策事業、対策工事費といたしまして2,000万円を計上いたしておりました。当初の見込みでは斜面の表層のみを覆う工法を想定しておりましたが、地質調査の結果、地盤が想定以上に軟弱であったため、その対策として、地中にアンカーを打ち込むなどの必要が出てきたことから工事費が大幅に増大いたしました。

そのため当初の2,000万円で、まずはのり面の高さがある北側から着手し、今回の予算と合わせて、のり面全体の対策を行いたいと考えております。

資料の41ページをお願いいたします。項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川の草刈り委託料を計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、排水路整備工事、しゅんせつ工事及び曾根崎町大野川の改修工事費を計上いたしております。

42ページの主要事項説明書をお願いいたします。近年の大雨により、床上・床下浸水被害や道路冠水が発生しておりますことから、新年度は江島川や石橋川をはじめとする準用河川や水路のしゅんせつ、補修を行うことといたしております。合わせて県営曾根崎団地付近の大野川護岸改修工事を実施する予定といたしております。

なお、先日の所管事務調査でも申し上げましたが、雨水解析業務を受けて整理すべき課題につきましては、どのような方法が最も効果的なのか、県など関係機関との協議を含め、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

43ページをお願いいたします。款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、災害復旧事業費の頭出しの分でございます。

以上、簡単でございますが説明といたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

30ページの測量調査等委託料、未整理用地等の用地測量ということで、内容を詳しく教えていただいてもいいでしょうか。

大石泰之維持管理課長

主な例で申し上げますと、字図上での水路が蛇行していると、その後、素掘りの状態のときは、そういう蛇行していた状態のものを、工事のときに直線に、三面張りなどで直線に変えている場合がございます。その際に、字図までを扱わずに、現地だけで工事を進めている場合がございます。そういった箇所について、道の境界を測った折に境界がずれていることが判明する場合がございますので、現状の水路に字図を合わせるための交換など、土地を整理するものを随時行っているところでございます。そのための測量費でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。具体的に、今年度の予算はどこを計画されているのか分かりますか。

大石泰之維持管理課長

これは案件について、出てきたものから順次整理をしております、新年度の予定というのはございませんけれども、参考までに昨年度は、合わせて9件実施しております。

また、令和2年度は、現在4件の整理を行っているところでございます。

飛松妙子委員

ということは、来年度以降も上がってきたのを順番にしていってことでよかったでしょうか。

大石泰之維持管理課長

申請があったものから順次対応してまいりたいと考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。あと36ページの交通指導員の研修費用が上がっているかと思うんですが、毎年上げていらっしゃると思うんですが、これの内容を詳しく、どういう研修を行っているとかいうのがあれば教えていただきたいんですが。

大石泰之維持管理課長

例年でございますと、鳥栖警察署などに年に1回講師として来ていただいて、実際の交通指導の方法、それから指導員の身を守るための方法を含めて指導いただいております。今年度につきましては、コロナ禍で大人数での講習会ができないということで、各地区で分かれまして、それぞれのまちづくり推進センターのほうで分けての研修を行っております。

以上です。

飛松妙子委員

ということは警察署の方が直接出向いて指導してくださるということで、64人掛ける5,800円ということですが、全員の方が参加されているっていいことでよかったでしょうか。

大石泰之維持管理課長

基本的には全員参加をお願いをしております。場合によっては、御病気とかで欠席される場合もあるかと思いますが、基本的には全員参加していただくということでお願いをしております。

飛松妙子委員

では、人数の分だけ支払いが発生する、委託料が発生するということではよかったでしょうか。

大石泰之維持管理課長

この委託料につきましては、指導員さんの人数分かかるということで、年度当初に研修費としてお渡ししております。

飛松妙子委員

ということは、全員参加されなくてもその人数分だけお支払いが発生するっていいですね。

大石泰之維持管理課長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

それでは、37ページの交通安全施設工事費の件ですが、交通安全施設工事についてまず教えていただいていいですか。

松隈清之委員長

交通安全施設工事の内容ということですか。

大石泰之維持管理課長

交通安全施設に関しましては、いわゆるカーブミラー、それからガードレール等々。それから区画線などといったものを指しております。

これにつきましては、地元の要望等でガードレールの、特に区画線の引き直しなどの御要望も今たくさん頂いております。そのほかのカラー舗装についてもこの中で対応しております。そういったものを積み上げての数字としております。

飛松妙子委員

今年だけかもしれないですが、前回まではカラー舗装の内容とかが上がっていたんですが、書かれていらっしゃらなかったもので、例えば具体的に、カラー舗装で今年度の予算をどういうところで計画を立てていらっしゃるのかとかいうのが分かれば。

大石泰之維持管理課長

失礼いたしました。カラー舗装につきましては、新年度で予定しておりますのは、田代小学校区の外町・昌町線、いわゆる田代の追分石から南側の区間、それから基里小学校前の区間、若葉のまちづくり推進センター前の区間。それと真木町のまちづくり推進センターの分館ですかね、あそこの前の区間4か所を予定しております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。小学校の通学路というところで、安全対策を図っていただいていると思います。では、カラー舗装の時期はどのような順番でとか、一遍にされるのかとか、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

大石泰之維持管理課長

本来であれば4月の入学式に合わせてというところがベストかと思いますが、新年度の予算ということでございます。何とか2学期の開始には間に合うようにはしたいと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

2学期の開始って言うのは、4つの小学校で全てがってということだと思うんですが、順番とかありますか。例えば田代小学校から始めて、基里小学校でって、そういう順番があるのか、それとももう同じ時期に、この4つの校区のカラー舗装ができるのか、その辺は分かりますか。

大石泰之維持管理課長

基本的といいましょうか、目標としては、4か所全てで2学期には間に合わせるようにしたいと思っております。

松隈清之委員長

つまり4か所同時に発注をするのか、発注に順番があるのかということ。

大石泰之維持管理課長

発注の順番としては、発注をすることによって業者の受注機会の均等をどうやって図るかというところもございますので、4か所まとめて出すのか、例えば2・2で出すのかというのは考える必要がございますけれども。

基本的にどこが最初でどこが最後というものの順番をつけているわけではございません。

飛松妙子委員

私の地元、鳥栖小校区ですので、前々からやっぱりここが危ないよねってお話も頂いていて、来年度にこの工事が始まるってことでとても楽しみにしていただいています。

多分それは、鳥栖小に限らず3つの校区のところも同じだと思っていますので、できたらやっぱり、同時進行でしていただくのがベストだと思っています。

あと業者の関係とかもあるので、そこは担当課のほうでいろいろ検討もされると思うんですが、もうできるだけ早く、2学期と言わず、ぜひ取り組んでいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

あとLED化の2,500万円のほうですね、先ほど25基と照明が109基っておっしゃられたんですかね。このスケジュールとかも分かれば教えてください。

大石泰之維持管理課長

照明灯につきましては、恐らく分割して発注ということになると考えておりますので、それも時期等につきましては、なるべく早い時期にということでは思っております。

飛松妙子委員

この金額で全部の分が終わるのではないと思うのですが、今年度中にこの25基と109基のLEDに替わるということで、よかったでしょうか。

大石泰之維持管理課長

老朽対応というのもございますけれども、LED化することによって電気料金にも効果が出てくるかと思っておりますので、できるだけ早い時期にということでは思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。あと単価が分かれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

斉藤了介維持管理課管理係長

まず、2種類行うということで考えておりまして、道路交差点照明の分については、老朽化で建て替え、基本的にオーバーハングって言って、柱自体の建て替え等が必要になる場合もございます。そういった柱ごとの建て替えでいきますと、一基当たり、大体120万円ほど必要になってまいります。

それとあと街路灯。平成17年から3年かけて道路につけました、電柱に共架しているような蛍光灯タイプであるとか、水銀灯タイプ。この水銀灯タイプを替えることになるんですけ

れども、そちらにつきましては、大体一基当たり10万円ほどかかってまいります。

以上でございます。

飛松妙子委員

1基120万円が何基あって、1基10万円が何基あるんでしょうか。

齊藤了介維持管理課管理係長

全体で申しますと道路交差点照明、柱ごと替える想定でしている分が22基ございまして、その分が120万円ほど。柱ごとではなくて、例えば一部腐食をしているとか、そういうものもございまして、そちらについては40万円ほどと、単価が変わってまいります。

例えば頭だけLEDに替えるっていうものは、それも40万円ぐらいですけれども、そういったところで考えております。

例えば頭だけ変える分については、全体で160基ほどございます。街路灯につきましては、全体で400基ほどございまして、その分の109基を令和3年度で交換する予定ということで考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ぜひよろしく願いいたします。

松隈清之委員長

ほかありますか。

西依義規委員

32ページの草刈り委託料1,453万4,000円ですけど、昨年見ると、1,590万円で、一昨年見ると1,260万円ですね。

多分、前年から94万円プラスされて、その前からも90万円ぐらいプラスされているんで、これ多分個別を聞くと、いろんな条件があって、いろんな委託契約があると思うんで、まずその上がった理由だけ聞いていいですか。

大石泰之維持管理課長

ここ近年の上昇分につきましては、主に人件費の上昇に合わせて予算もその分の増額をいたしておるところでございます。

以上です。

西依義規委員

これ例えば1,450万円の配分として、業者さんに幾らぐらいとか、例えばシルバー人材センターさんにどのぐらいとか、自治会とか、有志の皆さんに幾らぐらいっていう、その大枠を教えていただくとかできますか。

大石泰之維持管理課長

草刈りの内訳ですけれども、地元委託分として約170万円。業者委託で1,120万円。シルバーさんに160万円程度の予算でしております。

西依義規委員

市民の皆さんから、草刈りはよく要望で、例えば国道、県道とか市道といろいろあるんで、これでも結構市民の皆さんが満足してはいないと思います。

もうちょっと早く刈ってくれとか、いろいろあるんですけど。この予算自体は今後どういうふうになっていくと思われますか。このままを維持して人件費分はちょっと増えるのかなのか、もうちょっと地域にさせていただいて、ウエートを業者さんから地域にもうちょっとして一定の予算内で、きれいな鳥栖市にしたほうがいいと思うんで、その辺どういうふうに担当課として思われているのか。

大石泰之維持管理課長

まず、事例としまして、実際地元から自分たちでやっていいよというようなお声を、新たにやっていいよというようなお声を頂く場合もございますので、そういった場合につきましては、それまで業者さんだったりシルバーさんだったりにお願いしていたものを、そちらに振り替えるということは、積極的にやっていきたいと考えております。

ただ一方、なかなか地元でやっていいよというお声よりも、もうできないというようなお声のほうが多いのも事実でございます。

ただ一方で、むやみに草刈りの予算だけを増やすわけにもまいりませんので、そこについては、なるべく地元で御相談できるものについてはそれでやっていって。

例えば大きな道沿い等で、どうしても業者さんをお願いせざるを得ない場所もあるかと思っておりますので、そういったものをすみ分けをして、効率的な予算の配分といいましようか、使い方に努めてまいりたいと考えております。

西依義規委員

これからのまちづくりを考えていく上で、市民協働という考え方が必須だと思うんですね。

けど自治会さんは高齢化がだんだん進んで、後継ぎっていうかいらない。だから、けど自分の道を自分たちの地域で守るというのはやっぱり一番のまちづくりの効果なので、できたらそういうふうに鳥栖市の方針を立てて、もちろんこれ以上どんどん草刈り量が増えるのも僕もよろしくないと思うんで。

業者さんよりも、安全なところであれば地元さんに声かけて、その代わりこういうルールで、これぐらいをしてくださいよみたいなやつを、僕は積極的に増やしていったほうがいいかなと思うんで。ぜひそういったことももちろん自治会さんからすれば、もう要らなばいっ

ということはあるけど、自治会の役員不足でそういうことを理由にせず、若手とかをちょっと集めてもらうとか、そういう若い町もありますんで、いろいろ御検討ください。

以上です。

小石弘和委員

今草刈り委託料の件で、シルバーというふうなところが出てきましたね。シルバーは草刈りをどこどこを一括して、結局もう800なら800万円というような形で出しているんですね。

市の補助金も650万円ぐらい出ていますからね。維持管理のところの140万円、これは別途発注されているんですか。

大石泰之維持管理課長

来年のシルバーの委託分は160万円程度を考えております。これにつきましては、それぞれの箇所を、シルバー人材センターにお願いする箇所っていうのを決めて、その場所を順次草刈りをお願いしておりますので、まとめた発注ではなくて、それぞれやっていただく前に場所を決めて、契約を交わして、何十万円分とかいうことでの契約の発注の仕方をやっております。

以上です。

小石弘和委員

例えば難しいところを要するにして——これ検査方法はどんなふうになっていますか。

大石泰之維持管理課長

検査につきましては、職員による現地の確認と、あと写真管理によって業務が終了した暁には、契約検査課による写真などの検査をお願いしております。

小石弘和委員

分かりました。それから33ページの調査委託料。今泉・田代大官町線の試掘調査。

どのような調査するんですかね、50万円。

大石泰之維持管理課長

この道路舗装費の試掘調査につきましては、補助事業の対象路線となるかというのを調査するための試掘でございます。補助事業の対象路線の舗装構成というのは、一定以上の舗装構成にするということの決まりがございますので、工事前の現段階での舗装構成を事前に調べる必要がございます。そのための試掘調査でございます。それから補助採択に向けての試掘調査とお考えいただければと思います。

小石弘和委員

分かりました。それから工事請負費、道路舗装工事費ですね。これ1億円。舗装工事、市

内一円が3,000万円。商工団地の3号線、これ4,000万円、250メートルやね。

商工団地3号線の舗装は2層ですか3層ですか。市内工事は何層ですか。何層舗装されているんですか。

大石泰之維持管理課長

まず、商工団地3号線につきましては、これは2層打ちでございます。そのほかの部分については、基本1層打ちでございますけれども、場所によっては2層打ちを行うことも考える必要があるものと考えております。

工業団地などでする場合については、舗装構成をよく検討する必要があると考えております。

以上です。

小石弘和委員

舗装工事、市内一円は全て1層工事と、1層舗装というふうなことで理解をしてよろしゅうございますか。

大石泰之維持管理課長

市内一円の舗装工事費につきましては、これは1層打ちということではよろしいかと思えます。

小石弘和委員

これ私も前から言うんですが、毎回毎回この委員会では佐賀県一ぼろ市道というようなことで。

舗装工事、1層工事でも構わないけど、どのくらいされるでしょうか。本当3,000万円じゃごく僅かですよ。もう少し予算を取っていただいて、やはり瑕疵がないような道路にしてほしい。去年はどれだけの瑕疵が出てきましたか。

そういうふうなことを考えれば、もう少し考えて財政課のほうにお願いをしていただきたい。委員会でよく皆さん言うんですけど、常任委員会も一生懸命、一緒になって要求しますから、よろしくっていうようなことも何度も何度も私は言っているわけでございます。

そういうふうな問題を考えながら行っていただきたいなど。

舗装工事の市内一円ってどのくらいのキロ数を用意されているんですかね。

松隈清之委員長

今の予算でどれくらいの舗装延長を想定しているかということでもいいですか。

大石泰之維持管理課長

舗装長寿命化で予定しているものを先に申し上げますと、900メートル程度を予定しております。主に本町・蔵上線、その元NTTさんの裏、ラーメンのとらやさんの前から鳥栖駅

に向かう、県道に向かう斜めの道でございますが、あちらのN T Tのすぐ裏のほうからも、元町住宅の辺りの舗装はしておりますけれども、その駅側と国道側に向かってそれぞれ行くとところなどを予定しております。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

現況で舗装3,000万円でございます。こちらにつきましては、今のところ1.5キロほどを見込んでいますところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

それから32ページの工事請負費、道路側溝等工事費。1～3級市道及び里道の新設及び老朽化による付替等と。

区長さんとか一般市民の皆様の要望等で、何件ぐらい現在消化されているわけですかね。

松隈清之委員長

今消化している分と、今回の予算でどれくらいするか、どちらのほうでいいですか。

小石弘和委員

今回の予算。

山下美知維持管理課維持係長

令和3年度当初予算で予定している箇所といたしましては、路線数でございますが、16路線ほど予定をいたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

10路線といいますと、市道の10路線になるわけですね。

山下美知維持管理課維持係長

すいません、16路線でございます。

小石弘和委員

16路線ですね。これ道路側溝だから、側溝工事と理解していいわけですか。

山下美知維持管理課維持係長

維持工事の内容といたしましては、道路側溝等の工事になります。

以上です。

小石弘和委員

これはやはり市民の皆様の要望とか、区長さんの要望も入っているわけですかね。

山下美知維持管理課維持係長

地元からの要望が主でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

工事請負費、これ地元とか区長さんからの要望で、未消化の分が一昨年だったでしょうかね、内川委員さんがお聞きになったときに、全部消化した場合は幾らかかるかというようなことで8,000万円程度かかるというふうな回答やったんですよね。

現在8,100万円の予算組まれておりますけど、これ積み残しはないわけですか。

大石泰之維持管理課長

今年度以前の分も含めまして、要望で対応できていない部分は、今年度分の予定している分を全て行っても、過去の分の積み残しはまだ残っております。

小石弘和委員

じゃあどのくらい残っているわけですか、金額的に。それをお知らせください。

大石泰之維持管理課長

まだ残る分が6,400万円程度になると認識しております。

小石弘和委員

6,400万円も結局残るというようなことを財政課に対して予算要求をされているわけですか。それとも予算要求をされていないもんか、予算要求されてもカットされているものかをお願いをいたします。

大石泰之維持管理課長

今申し上げました6,400万円を含む全てを要求したわけではございませんけれども、幾ら必要とみなしている部分について要求いたしまして、そのうちということで8,100万円という予算を頂いております。

小石弘和委員

要するに8,100万円組んでも6,400万円程度の積み残しができてくるというようなことではないね。

執行部は要求して、どんなふうな返事——カットされるわけですか。もうこれ必要ない、カット、要するに1,000万円なら1,000万円。結局6,000万円出して7割ぐらいカットとか、そういうふうな状況になっているわけですかね。

大石泰之維持管理課長

はい。財政計画の中で対応できる範囲内において、この道路維持費につきましては、単独予算でございますので、単独予算の中で財政予算の枠内において配分がされているものと考えております。

小石弘和委員

予算的に見ていると、市の繰り出しが非常に少ないんですよね。国庫補助金と、繰越明許費が出ていますけど。何か建設部に対して非常に執行部の予算組みが厳しいんじゃないかなあというふうな感じもするわけですよ。その点、部長さんの報告内容どうですかね。

松雪努建設部長

大変失礼でございますけれども、今年度予算につきましては、土木費が30億円を超えています。令和2年度補正も合わせると、令和2年度は35億円を超えています。今後6月で国の本予算の内示もお願いするようになっております。

それから今年度は特に国の3月補正というのもありましたので、それまで20億円程度だったものが30億円になり、35億円になっております。それは当然、補助も含めたところというのは理解していただいているとは思いますが、なるべく我々も単費も減らないように努力をしながら、国の予算を生かしながら、全体予算を大きくしております。

今、建設課と話しておりますが、味坂スマートインターチェンジの工事期間である令和5年度、その後の路線も、もうそろそろ次考えとかないかんよねと。

例えば田代大官町・萱方線のバイパスまで終わったら、今度国道側に行かないかんよねとかですね。

そういう話を次の路線というのを考えながら、予算の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかありますか。

古賀和仁委員

42ページの大野川の護岸改修工事ですが、説明によると護岸が老朽していることから、雨水対策と併せて改修工事を実施するというところでございますけれども、これ長さ270メートルですかね、これ兩岸をそれぞれ改修するのか、今までと若干高くするのか、その辺含めてからお尋ねします。

大石泰之維持管理課長

大野川の護岸につきましては、まず右岸側、要は住宅側から先行して行うこととしております。高さについても現状からかさ上げをすることで予定をしております。まず右岸側の工事を先行して行いました後に、左岸側にも入って行って最終的には兩岸を行う予定としております。

以上です。

古賀和仁委員

雨水対策と併せて書いてあるけど、雨水対策を別個にこの中に入っている予算の中でするんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

この説明の中で、雨水対策と併せて改修工事を実施するということになっております。1つは先ほどおっしゃったように老朽化もありますことから、老朽化対策に加えて、雨水対策でかさ上げをしていくということで考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

護岸工事が雨水対策の1つという意味の説明ですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

そのとおりでございます。

古賀和仁委員

すいません、これどのくらいの雨量に耐えることができるのか、その辺をお尋ねしたい。

前回、その前年とその前と、水が入ったときの雨量というのはどういうふうに調べておられるんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

おっしゃっているところが平成30年7月もしくは8月の大雨だったと思います。

あのときの雨量が時間当たり81ミリほどあったと記憶をしておりますけれども、それを基に大野川の検証は進めさせていただいております。

結果的にそれに耐え得るといいますか、基本的にはこの大野川の大きな原因が、外水ということで、下流側の河川のバックが来ているということでございますので、その81ミリに耐え得るといえるのは、ちょっと表現しにくいんですけども、少しでも耐えられるように、かさ上げのほうをやってきたというふうに考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

81ミリ耐えられるということは、50ミリとか60ミリ対策とかよく言いますが、どのくらいを想定されているんですか。護岸工事をやった場合60ミリぐらいまでは大丈夫ですとか、80ミリで大丈夫ですとか、そういうふうな対策を練って護岸をされるのか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

先ほど申しましたように、下流域の問題が大きな問題というふうに理解しておりますので、やはりそのバックが来たときの対策として、まずは右岸側で住宅地を守っていきたいと。左岸側につきましては、あそこの周辺が水田地域でもございますので、そちらのほうで、遊

水池的なところで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

当然これだけやっても下のほう、下流のほうにどのくらい耐えるあれがあるかというのが今大切ですけども、河川については県のほうになりますから、いろいろ言うあれじゃないんですけど、下のほうに行くと、これと合わせて右岸のほうの野菜市場辺り、かなり土手は低いわけですね。

この分については、県のほうにそれぞれ要望されて、かさ上げができるならしていただきたいと。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今おっしゃっているところ、鳥栖青果市場さん付近のお話だと思います。

そちらにつきましては、ちょうど山下川と大木川の合流点でございますので、確かに水を持つ形状でもありますことから、佐賀県さんにつきましても、そちらのほうの部分的な改修の検討を、今部分的に考えてあるということでお聞きしております。

以上でございます。

小石弘和委員

41ページですかね。土木費の河川費、この委託料の210万円。草刈り業務、準用河川の草刈り委託。これは要するに地元ですか、それとも業者発注。どのくらいの距離を予定されているんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

延長までは、すいません手元に持ち合わせておりませんが、準用河川が全部で10河川ございます。そのうち8か所につきまして業者委託を行っております。それと2か所につきまして、地元委託ということでさせていただいて。

それですいません、これが令和元年度の資料で、それから地元のほうで、準用河川につきましては、委託をできる範囲でお願いをしておりますので、新たに今年度が向原川を1か所地元委託にしておりますので、業者委託が7か所、地元委託が3か所になりました。

以上でございます。

小石弘和委員

それから、この工事請負費8,200万円、排水路整備工事費、排水路整備及びしゅんせつなどの工事費。これ主要説明書を見ると、排水路整備工事虹が丘調整池等と。これ虹が丘の調整池は600万円ぐらい出してしゅんせつ終わったわけでしょう。

1,550万円ってどこを工事されるわけですかね。虹が丘調整池等の堆積土砂の撤去などを行

い、市民の安全・安心の確保を図るというふうに書いてありますけど。

その点御説明をお願いいたします。

大石泰之維持管理課長

排水路整備のうち、虹が丘の調整池でございますけれども、今年度しゅんせつをいたしましたのは、虹が丘の2か所ある調整池のうち、西側、古賀のお宮の裏にある調整池のみのしゅんせつを行っております。

新年度では東側の山津医院さんの裏の調整池のしゅんせつを予定しております。

以上です。

小石弘和委員

それが1,550万円かかるわけですか。

大石泰之維持管理課長

失礼いたしました。虹が丘の分については1,100万円を予定しております。その他で450万円の工事を、別々の箇所の手工事を予定しております。

小石弘和委員

別な工事っちゃうたら、どこになるわけですか。

大石泰之維持管理課長

個別で言いますと、松原町や牛原町の排水路の手工事を予定しております。

以上でございます。

小石弘和委員

1,100万円と450万円、やはり別々に書かなくては、非常に理解に苦しむわけですよ、そういうふうには聞かないと分かんない。

そういうふうなことじゃ私はちょっと——ざっとした見積りしか組んでないし、予算を組んでいないとしか考えられない。

今後よろしく願いをしておきます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

先ほどの河川の草刈りに関連して、昨年弥生が丘でまちづくり推進協議会が本川池でイベントをやりますと。周りは佐賀県の管理なので、佐賀県がシルバー人材センターに言って、きれいに草を刈っていただきました。

下は市の管理ということで、なかなか日程の調整が合わなくて、結局地元の方々が草刈りをされたんですね。そういうことがありまして、例えばそういうところの、本郷池のあそこ

の草刈りの費用はどの予算がどこに入っているんですか。それとも皆さんが自前で刈られているんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

例年予算の——今、シルバー人材センターに草刈り委託ということで発注をしていますということでお伝えしたかと思いますが、その中で、路線を——160万円ぐらい年間ありまして、その分で指定しています。その分の予算の残があれば……。

西依義規委員

職員がやったから安くついたちゅう話じゃなかやないですか。

もちろん皆さん方って、市の税金で給料もらっているんだから。その辺は必要なら必要で予算計上すべきで、そういう見えないお金を草刈りにするのは、僕はちょっとおかしいんじゃないかなと、その辺はいかがですか。

いや、せないかんのなら、せないかんで、ちゃんと予算計上して、職員さんの時間も何らかに入っとるんですか、その辺。

斉藤了介維持管理課管理係長

会計年度任用職員につきましては、草刈りをお願いしていますので、例えば道路であるとか、河川沿いの草刈りを会計年度任用職員の草刈りの中で行っていただいております。

西依義規委員

広さでいうと、あそこ1万平米ぐらいあるんです。もちろん会計年度さんが2人でするようなレベルでは、多分職員さんもした——で間に合うはずはないんで。

その辺だから、県から管理を受けたんであれば、きれいに管理するのは市の責務でしょう。受けられないなら、県に返すなり、何かせないかんの、その辺僕はしっかり予算なりつけて、地域の方々があんな草むらぼうぼうじゃなくて、一応憩いの場にしようって県も言っていたんで。

そこは最低限、下に下りられるぐらいは、市が管理すべきと思うんですけど、いかがですか。

大石泰之維持管理課長

市で管理する前提で県と話をしていますから、おっしゃるとおりだと思います。

あとその管理方法については、今までどおりでやるのか、昨年地元のほうで刈っていたというところの経緯も踏まえまして、地元の自治会などと御相談ができるものかどうかというのは、そういう段階を踏みながら、適正な管理に努めていきたいと考えております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

今の関連で、いわゆる園路がずっとあって、その路肩を県が防草シートしてきたと思うんですけど、もうあれは終わったのかな。

大石泰之維持管理課長

要はこれ以上にするのかどうかという御質問ということでよろしいですか。

齊藤正治委員

要するに防草シートが通路のほうに倒れるけん、草があんまり入らないようにある程度までしてきたわけですね。

ところがそれが中途半端に終わらずに、もうちょっとしっかりやってくれというから、県にも要望をしてもらったほうがいいんじゃないかろうかという話ですけれども。

大石泰之維持管理課長

状況を確認した上で、県にもさらなる対応についてはまた要望してまいりたいと考えております。

齊藤正治委員

もともと県の河川管理ですから、そこら辺をしっかりと県に要望するところは要望してもらって、うちもせないかんところはきちんと。結構、魚釣りの人がそこは入ってきますから、それでぜひお願いしたいと思うんですけれども。

それから32ページの監視カメラの借り上げの使用料の7か所ですね。これ場所はどちらですか。

大石泰之維持管理課長

今年度設置した場所としまして、藤木地下道、それから石橋川沿いのたこ姫さんの見えるところでございますけれども。それから儀徳町のダイハツから裏、南側に延びる市道と衛生処理場線、荒巻橋から南側を除いている分です……失礼しました、大野川のウグメ田のところでございます。

それに先ほど申し上げましたとおり、曾根崎の地下道と、今泉のセブンイレブンから南側も新たに新年度で設置したいと考えております。

齊藤正治委員

それは河川の状況を見るために、基本的にはやったっていいことではしょうけれども。

それはそれで、通学路の安全対策ですよ。これは教育委員会で予算つけている？道路のほうも、通学路の安全対策に対する……。

松隈清之委員長

防犯カメラのほうですか。

暫時休憩します。

午後 2 時 11 分休憩

午後 2 時 13 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

内川隆則委員

私が一般質問をいたしまして、側溝の蓋をしてほしいというふうなことで、広い旧農業用水のようなところは簡単な蓋ではなく、多額の金が必要なので、年次的に計画的に行ってください、行いますというふうに、答弁していただいたものですから。

これ当初予算に載っとるんですか。

大石泰之維持管理課長

要望があったものということでございますれば、道路側溝や水路への蓋がけや、あと道路の路肩がのりになっているものを起こす、起こして、その分道幅を広げると。そのような対応については、維持工事などの中で対応を予定している箇所もございます。

内川降則委員

私が要望いたしました内容について、以降お忘れなく。

それともう一つは、37ページの、やっと加藤田町の交差点に信号機がつくというふうな話がありましたが、長い間——この要望が実現してきたわけですが、今までは向こうの交差点の信号機があまりにも近いので、できませんというふうなことで回答があったんですが、なぜこういうふうにしてできるようになったか、何かきっかけがあったんですか。

大石泰之維持管理課長

平成22、23年頃から地元加藤田町などからの要望等があったかと存じます。

一昨年、あちらでまた横断中の高齢者を同じ加藤田の方が追突の関連で、死亡事故が新たに発生してしまったというところもございまして、そこで改めて要望も頂きましたし、その要望を受けて、市や市の交対協と一緒に警察、関係機関などに要望活動を再度行っております。

今回諸条件は出ておりますけれども、警察から出されている条件を市としては一つ一つク

リアしていくしかないと考えております。クリアをした上で、信号機を設置するための環境を整えていくということでの対応に今取り組んでいるところでございます。

そういった度重なる要望に対しまして、県警も腰を上げていただいたものと考えております。以上です。

内川隆則委員

県警が言うことをうのみしても、わけ分からんのですけれども、死人が何人出たかによって順番が変わるとかい？そういうふうな考え方しか取れんわけ。

あそこ小学5年生がもう身体障害者になるような事故も起きたし、その前にも死亡事故があったし、だからそういうふうなことを、必要な信号機なのに。

一方じゃ信号機があまりにも近いので、できませんというようなことをなぜ言わせるかということたいね。予算がありませんって言うならまた別けど。

だから信号機が、死亡事故が何人起きたからつけますかというふうな話だってしなくちゃならんような格好になるたいね。

だから県警が言っているのが、どういうふうな意味合いで言っているのか、わけ分からんのですけどね。そういうふうなことで、こちらのほうも、そういうつもりで対応して、なぜあそこできんのですかと、こういうふうなことで。

以前は、歩道橋のあるところは信号機ないしは横断歩道はつけませんなんて言っていたけど、田代の派出所前は歩道橋があるじゃないかって、信号機があるじゃないか、横断歩道があるじゃないかと言ったら、宿町の信号機のところに横断歩道をつけた。

だから言っていることがちぐはぐなわけよね。だからそういうふうなことで、だまされんように、ごまかされんように、今から対応してください。

小石弘和委員

関連ですけど、加藤田町入り口の交差点の設計委託料は1か所で450万円ってえらい……、べらぼう高いですね、これ。

昨年度ですかね、ちょうどあその萱方町のローソンのところの調査もするというようなことで、4か所ぐらいで400万円というふうな予算計上されて、4か所で400万円というふうなものと聞き及んでいるんですけどね。これ1か所で450万円って非常に高額なあれじゃないかなと思ってお尋ねをしているわけです。

大石泰之維持管理課長

調査の方法といたしましては、概算の設計と詳細設計という2段階で検討する必要があると考えております。今回この450万円は加藤田町交差点の詳細設計ということで計上いたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

詳細設計も含まれているわけですかこれ、調査と。

大石泰之維持管理課長

そのとおりでございます。

西依義規委員

また舗装のやつにちょっと戻って、この舗装長寿命化、計画をつくっていただけるというのは大いに進歩だと思いますけど、その計画をつくるスケジュールと、例えばどういう形で見せていくというか、どういう形にこの計画はなっていくんでしょうか。

例えば市民が見られる計画なのか、いやいや内部だけの、傷み具合とか数値化して、優先順位を決める。で、財源を求めるためにこの計画が要るんだと。今計画をつくる理由みたいなのがあればお願いします。

大石泰之維持管理課長

この舗装長寿命化事業につきましては、後ろに括弧書きで起債とつけておりますとおり、今おっしゃった財源を、補正の折にも申し上げましたが、今まで単独予算と補助のみでございましたが、新たに起債事業を増やすという、新たに財源を確保することで、事業費を増やそうということとしておるものでございます。この起債事業に乘せるためには、計画が必要ということで、そのためにその計画を今年度作成いたしまして、長寿命化事業として立ち上げているところでございます。

中身につきましては、一級市道、全部まとめて一遍にはできないもので、一級市道のうち、舗装の補修箇所が多い箇所を15路線上げまして、その中から、程度の悪いものから順次、予算の対応できる範囲内で進めていくことを考えておるところでございます。

正直、予算を確保するための計画ということで、内部で整理をしたものでございます。

西依義規委員

他の自治体のやつを見よると多分コンサルタントさんがつくったんだとか、もうきれいに数値化して、何かその数値がこれ以上は何かとかいろいろ詳しい計画もあったんで、鳥栖市さんがどういう計画なのかなと。

じゃあ全部職員さんが道路に出払って、ひび割れとか目視して、ここが優先とかどういふふう……、結局そこでまた優先順位が要るわけでしょう。それをどう——何か専門家の方か何かのお力を借りながらするのか、その辺はどうやってつくっていくんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

おっしゃるように陥没度合いであったり、数であったり、そういったものにつきましては、

客観的にいろいろ感じ方が違うと思いますので、1つの指標としてそういう専門家を入れさせていただいて、それを総合的に判断した上で、優先順位をつけたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

素人考えからすると、耐久年数が何年で、その業者さんとそういう契約して、それで早く可視化が進んだら、ある意味業者さんの責任も多少あるのかなとちょっと思うんです。

要は思った以上にトラックが来たとか、そういう予測が外れた以外は、その辺の絡み、いやこっちが早くしたのに何でこっちが先に劣化するとか、やっぱあると思うんですね。

その辺は、もう業者さんの責任はまずなしで、今からの将来的な話で、現状を見てから計画をつくっていくっていう意味で、いや手抜き工事があるかどうかは知らんですけど。そういうパターンがないのかなとちょっと思ったんで。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

現状で、先ほど課長が申しましたように、ポットホールといいますか、損傷の多い箇所、やはり交通量が多い一級市道、そちらをまず洗い出して、その中で、調査をかけた上で、必然的にやっぱり総合的に悪いところ、その辺から手始めに始めていこうという計画で今のところおります。

ですから、状況によって、やはり工業団地であったり、調整区域であったり、そういったもう全然違う環境であれば、交通量の違いでやっぱり傷み具合も違いますので、現状の中で優先順位をつけたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

計画つくる前の概算はどれぐらい、例えば1億円掛け10年間で10億円ぐらいをめどにやっていくとか。そういったのは何か想定はされていますか。それとも財源は基本5,000万円しか取れんで、そこを20年かけてとか。

どういう長期スパンの計画になるんですか。

大石泰之維持管理課長

申し上げましたとおり、現在交通量の多い一級市道を15路線ということで、陥没の多いところを15路線ということで申し上げましたけれども、これが1万7,000メートル程度でございます。市道全部で600キロ以上ございますので、なかなかその計画というか、恐らく自転車操業にはなっていないかと思っております。

ただ、一応、今回新たにこういう財源を確保して、より舗装——先ほどおっしゃっていま

した、お叱りも頂いておりますので、少しでも事業費の舗装の更新を図るためということで、この予算を、新たに起債計画をつくって、起債に事業として立ち上げておるというところで御理解いただければと思います。

飛松妙子委員

40ページの山浦の対策ですが、2,000万円。土砂災害の地面が想定より違っていたってことで、これはいつまでに完成するのか。また梅雨時期、豪雨災害になるといけませんので、そうならないためにどういうふうに考えていらっしゃるのかを教えてください。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

こちらにつきましては、令和2年度から事業化させていただいて、一部応急復旧工事で対策をさせていただいております。今年度、令和2年度の分が繰越しということで、4月以降に入る予定でございますけれども。

併せてこの4,650万円、こちらにつきましてもある程度合わせた形で発注できるようにしていきたいというふうに考えておまして、当然、梅雨前に、ある程度この形ができるように、発注のほうを工夫してまいりたいというふうに考えております。

金額もそれなりにありますんで、梅雨前に何とかということは目標にやっていきたいと思っているんですが、どうしても梅雨を挟みますと、そこは扱えないと思いますので、秋口以降も少しは入ってくる場合もあると思いますので、何とか年内ぐらいには終わりたいと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。私も現場を見させていただいて、本当に、住んでいらっしゃる方はもうとても恐ろしかったらうなと思いますし、一日も早い対策完了をぜひよろしくお願いいたします。それから先ほどから草刈りの件が出ていたんですが、いろんな課に草刈り料ってまたがっていて、委託料とか。

この間、農林課にもお聞きはしたんですが、例えば建設課、維持管理課では、地元へ委託する場合の上限とか、幾らまでが地元の委託料、企業とかそういう民間へ委託するときは、それ以上とか、そういうのは目安といいますか、ありますでしょうか。

大石泰之維持管理課長

地元委託という場合に、まず地元がここならできるよというようなお声を頂く場合がございます。

先ほどもちょっと触れましたけど、そういった場合に、例えば交通量の多い幹線道路などにつきましては、やはりいろんな危険が想定されますので、そういったところは、地元から

っていうお声は、まず私が知る範囲では、そこをするというようなお声を頂いたことはございません。

あくまでも金額とかというよりも、地元がここまでやりますよというようなお声に対して、こちらもしそこならばぜひお願いしたいということが折り合ったところを地元をお願いをしているところでございます。

飛松妙子委員

分かりました。そうしましたら、過去にどのくらいの金額まで委託を頼んだかというのは、分かりますか、1町で。

例えば最高50万円の委託料を支払いましたとか、100万円でしたとかありますか。

齊藤了介維持管理課管理係長

現状、毎回地元委託っていう形でしておりまして、1町区の最高の金額ってというのが、大体35万円になっております。一番安い金額でいくと3万円分の町区もでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

もう一点だけ。例えば100万円かかりますって言ったときに、維持管理課としてはその支払いってというのは可能、委託できるっていうことでよろしかったでしょうか。

大石泰之維持管理課長

理論上はもちろん可能でございます。ただ100万円分の仕事となりますと、それなりに本当に地元ができるのかとか、お金だけ支払う訳にはいきませんので、その辺りをよく地元と相談、区長さんとかと相談した上でのことにはなるかと思えます。

あまり高額になってきた場合に、今申し上げたような、本当に大丈夫ですかっていう話が出てくるかと思えますんで。

飛松妙子委員

そうしたら、言い方を変えますね。例えば草刈りは手で刈るのか、機械でば一っと刈るのか、その辺のことも含めて、どういう形で維持管理課は委託をされているのかって分かりますか。

大石泰之維持管理課長

基本的には肩掛けの草刈り機による作業という前提でしております。あるいは、自治会などによってはひよっとしたら乗用など持っていれば、対応されていることも可能性として考えられますけれども。基本的には肩掛けによる作業ということで、金額を算出しております。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。それとすいません、ちょっと戻って申し訳ないん

ですけど、先ほどの交通安全対策費のカラー舗装のところで、今年度していただく中で、警察署管轄の止まれとか、線ですね、白線とか、消えているところも一緒にできるのか。

お願いされて、要望していただいているのか。そこまでしないと多分危ないなっていうところがあるんですけど、どうでしょうか。

大石泰之維持管理課長

おおよそこういうカラー舗装など通学路点検とか、地元から学校からの交対協を通じた要望などで出る場合については、おっしゃるような停止線とかの要望も併せて出る場合が往々にしてございます。そういった要望で上がってきた要望のうち、警察署の管内の分については、警察署にそのまま要望ですということでお渡しはしております。

ただ実施時期が一緒になるっていうのはなかなか難しいところがございます。警察も段取りが上がっていますので、警察は警察でやっていただくものでございますので、それを一緒にできれば一番いいかと思えますけれども、警察が同じタイミングでやっていただけるかというのは、時間のかかる場合が多いかと思えます。

飛松妙子委員

鳥栖小学校の担当者の方が見に来ていただいたときに、朝、その場に私たまたまいたんですね。そのときに、警察署の方も来てあって、担当係の方が一緒に見て、ここが危ないですね、ここが白線消えていますね、ないですねっていう確認はしているんですね。しているんですけど、やっぱりそこは一緒に進めるというよりも、別々ってことで、じゃあ実際その警察署の方にしていただけるのかっていうのは、もう地元からの要望になるということですかね。

松雪努建設部長

先ほど内川委員からもございましたとおり、それぞれの管轄がございまして、「止まれ」はやっぱり警察でございますので、警察の判断、警察の工事費ということでございますので、先ほど内川委員がおっしゃったように警察のほうに要望していきたいと思っております。

飛松妙子委員

要望していきたいってことは、鳥栖市でもしていただけるっていうことでよかったんでしょうか。

松隈清之委員長

要望をしていくっていうことですね。（発言する者あり）

飛松妙子委員

分かりました。なかなかそこは難しいというところで。ただ鳥栖市としてはこうやって今年度にするんだから、できるだけもう合わせてやってほしいという要望はしていただけるっ

するかしないか向こうが決めることではあるんですが、ただ鳥栖市としては、今年度にここをするんで、警察に同時進行をお願いしますよという要望はしていただけるってことでよかったでしょうか。

カラー舗装につきまして、今回新年度で実施する箇所については、鳥栖警察署のほうに今年度の予定ということでお知らせをしたいと思います。

ありがとうございます。ぜひともその部分での警察の部分はしっかり対応していただくように、また要望を合わせてお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

だいぶ時間も、1時間以上過ぎておりますし、続くようであれば休憩を入れますが、よろしいですか、もう。

暫時休憩いたします。

~~~~~



– 122 –

## 議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

### 松隈清之委員長

これより、都市計画関係議案の審査を始めます。議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは、建設部都市計画課分の御説明をさせていただきます。主なものについて御説明させていただきます。

まず、歳入からです。資料45ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金でございます。公園施設長寿命化対策支援事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、都市公園事業で3本頂いております。後ほど市債のところで御説明をさせていただきます。

続きまして、下段、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきましては、朝日山公園のスポット緑化の整備事業の補助金でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、鳥栖駅周辺の先行取得用地の電柱の占用料でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。雑入でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入は、都市計画図・白図の販売代金、それと公園に設置しております自動販売機の電気使用料でございます。

続きまして、48ページでございます。市債でございます。

款23市債、項1市債、目3土木債、節3都市計画債につきましては、先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金でございます。まず、公園施設長寿命化対策支援事業といたしまして、事業費ベースで7,000万円。補助金、補助額2分の1です。市債は9割起債できます。

事業の中身については、都市計画分といたしましては、藤木緑地の防護柵、ベンチでございます。あと文化芸術振興課の小ホールの改修等が含まれております。

2点目、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、事業費につきましては、3,960万円です。補助率は同じく2分の1、起債比率は9割でございます。

中身につきましては、歳出でまた御説明いたしますが、朝日山の豪雨対策の事業でございます。

3点目、都市公園事業でございます。事業費は2億300万円の2分の1、9割起債でござい

ます。これまでも御説明してきておりますけれども、都市計画分といたしましては、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の整備に絡みます第1駐車場の舗装、それと第1運動広場、市民体育館前のモニュメント広場、それとバリアフリーの整備に1億円でございます。スポーツ振興課分といたしまして、市民体育館の大規模改修、屋根と外壁の塗装等でございます1億300万円となっております。

4点目、公共施設等適正管理推進事業につきまして、440万円の9割起債でございます。

現在予定しておりますのが、池田下ため池公園の照明灯の改修、桜町公園のフェンスの改修でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。49ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料につきましては、鳥栖駅東6号線ほか1路線の測量設計等業務委託です。久光体育館のできとところの横の道路の設計の準備でございます。

続きまして、50ページのほうをお願いいたします。目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会の委員報酬4回分を見込んでおります。それと会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までは都市計画課職員12名分の人件費に要する予算でございます。節8旅費のうち一般旅費といたしまして、都市計画審議会の研修を予定しております。それと都市計画審議会の委員の費用弁償でございます。

節10需用費につきましては、通常事務の費用でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。目1都市計画総務費、節13使用料及び賃借料につきましては、先ほど申し上げました、都市計画審議会の視察研修の折のバスの借上料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市計画協会負担金が12万3,000円。それと開発行為に伴う接続道路整備補助金300万円でございます。

続きまして、節22償還金、利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金償還金でございます。今年で最後となります。

続きまして、52ページのほうをお願いいたします。目2公園管理費、節1報酬と節3職員手当等につきましては、2名の会計年度任用職員の人件費でございます。

続きまして、節8旅費につきましては、同じく会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10需用費につきましては、公園の砂、トイレトペーパー等の消耗品、それと光熱水費、街灯、上下水道料等でございます。

節11役務費につきましては、朝日山公園の浄化槽の法定検査手数料と汲取料でございます。

節12委託料につきましては、設計委託料といたしまして、朝日山公園排水施設詳細設計業務でございます。先ほど申し上げました豪雨対策の実施設計でございます。それと公園管理委託料といたしまして年間管理6,631万9,000円をお願いしております。

続きまして、53ページをお願いいたします。節14工事請負費でございます。先ほど県の補助金を頂くように御説明いたしました朝日山公園のスポット緑化整備工事でございます。それと東公園のLED改修工事を予定しております。また、加藤田町のフェンス、真木町児童遊園のフェンスの工事も予定しております。

また、浅井町の児童遊園のトイレの洋式化に50万円。公園駐車場の看板の更新に8万円。それと、先ほど説明した都市計画公園遊具施設等改修工事、長寿命化で藤木の防護柵とベンチ、池田下ため池公園の照明灯改修、桜町公園フェンス改修を上げております。

朝日山の公園防災対策工事費3,100万円につきましては、主要事項説明書では34ページ、委員会資料では54ページを掲載しておりますので、そちらのほうを御覧ください。

最近の豪雨によりまして、朝日山の伏流水等が北側斜面の浄水場とか、長崎本線の踏切に水と土砂が流入しており、危険な状況となっております。こうしたことから、未然防止のために豪雨対応の排水整備をしていきたいと考えております。

今年、基本設計を終えておりまして、詳細設計のほうから国庫補助の取得を考えております。

53ページにお戻りください。市民公園改修工事費といたしまして1億円でございます。これは主要事項説明書35ページ、委員会資料では55ページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

これまでも説明をしてきております令和6年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控えまして、利用者の方の快適性、それと円滑な利用に寄与するように、老朽化した市民公園内の園路、また、駐車場及び屋外トイレ等の整備を行いたいと考えております。

今年度は第1弾といたしまして、日本庭園、モニュメント、スロープのバリアフリー化、階段のバリアフリー化等を行いたいと思います。これに本年度1億円の事業を見込んでおります。

続きまして、53ページの節17備品購入費につきましては、草刈り機の購入を考えております。

続きまして、56ページのほうをお願いいたします。目4緑化推進費、節7報償費につきましては、花とみどりの祭りの開催に要します講師謝金、会場装飾の謝礼等でございます。

続きまして、節10需用費につきましては、花とみどりの祭りで使用いたします資材、また弁当等でございます。

節12委託料につきましては、市民公園、市役所等の花苗の移植の委託料でございます。年3回分でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会の補助金でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。目6まちづくり推進費、節8旅費につきましては、一般旅費に3万1,000円を計上いたしております。

節12委託料につきましては、先行取得用地の管理委託料、それと鳥栖駅東の整備用地の草刈り業務を計上いたしております。節14工事請負費につきましては、鳥栖駅周辺先行取得用地の暫定整備工事の工事費を上げております。

この事業につきましては、主要事項説明書は36ページ、委員会資料では58ページに掲載しております。大まかに分けまして、鳥栖ビルがあった部分、それと県道挟んで西側にあります駐車場用地がございます。この2か所を整備いたします。

ビルがあったところの整備には4,300万円、駐車場の跡地には1,360万円の事業費を見込んでおります。

以上で都市計画課の予算の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **西依義規委員**

49ページの測量設計等委託料で、具体的には今どの道をどういうふうに改良しようと思われているのか。頭の中の案等があれば。

#### **木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長**

現在の鳥栖スタジアムの西側の道路から南側に行きまして、そのところに今回体育館が建設されるスタジアム第4駐車場がございまして、そちらの横を沿う形で南側に行く道路が、鳥栖駅東6号線になっております。ちょうど鳥栖スタジアムの南側の交差点、今4差路と2差路が取りつくような変則的な交差点がございまして、主にこの交差点から南側にスタジアム第4駐車場に沿って通っている道路の改良工事になっております。(発言する者あり)

整備の予定内容といたしましては、交差点を4車線から2車線に取りつくことから、法線を反対側の道路に取りつくような法線、交通安全上の法線を取りつけるということと、鳥栖駅東6号線が今直角に曲がっているというふうな現状がございます。

大型車が通りますと、前方から来る車両が離合できないというふうな状況になっておりましたので、これが安全に離合できるように道路を曲線、構造に合ったような曲線に変更するという設計を考えております。(発言する者あり)

#### **松隈清之委員長**

暫時休憩いたします。



午後 3 時 6 分休憩

~~~~~

午後 3 時 9 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

ほかにありますか。(発言する者あり)

配ってもらっていいよ。

〔資料配付〕

ほかにありますか。

飛松妙子委員

52ページの公園管理委託料の内訳を教えてくださいいいでしょうか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

公園管理の内訳につきまして御説明いたします。まず、管理といってもかなり業者委託とか、いろいろ都市公園の管理については、ほとんど業者のほうで行っておりまして、朝日山公園とか、市民公園、その他25公園、都市公園があります。その内訳としましては、総額で3,900万円ほどになっております。

それともう一つが、公園のトイレ清掃。トイレが都市公園だけじゃなく、開発公園、それから児童遊園にもかなりあります。その総額として、1,250万円ほどかかっております。今の町区とか、清掃とか、簡単な草刈りで福祉団体のほうに委託しているところでございます。

それともう一つが公園の年間管理業務として、シルバー人材センターや商工センターの草刈り及び鍵の開け閉め、鍵の管理、駐車場の管理等を行っております。その金額としまして総額で1,000万円。

それからその他管理として公園の遊具点検や、そのときの随意契約できる分、それとか池の浄化とか、そういった設計とかいろいろ含めまして、1,200万円ほどかかっております。

それで総額で7,490万円ほどかかっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。その管理委託料ですが、どういう傾向になっていますでしょうか。

年々同じ金額で推移しているのか、増えていっているのか教えてください。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

まず、業者委託分につきましては、ほとんど一緒ですけども、人件費分が毎年毎年少しずつ上昇していますので、その分の人件費分が上がっているところでございます。

それと町管理等とかについては、ほとんど一緒で、町が管理できなくなったところなどが少し増えている状況でございます。（発言する者あり）

緑の部分と、濃い緑がありますけど、これがサガン鳥栖階段のところずっと面しているところと、この赤の部分想定しています。

この水の流れが、今浄水場のほうとＪＲ踏切のほうに行くルートになっていますので、浄水場とＪＲ踏切に雨水が行かないように、この横に道があるんですけど、今矢印をしているところがありますけど、赤の矢印で、ＪＲ踏切のほうに行きます、ここに道がありますもんね。

道のところに排水路を設置して、さらに、それを下のほうに延ばしましてＪＲの踏切横付近に農業用水路がありますんで、そちらに直接流すと。

今踏切のほうにどんと行っていますので、それが踏切の両側を伝って水が流れている状況でございますので、排水路を造って、農業用水路のほうに直接流すという工事詳細設計となります。

基本設計ではこの分の水の流れ、この部分の色を塗ったところの全部の水の流れを見た中で、どのようにしたらいいか、そして詳細設計については、その排水路の設計になります。

そしてもう一つは、浄水場のほうに、それがあふれて次の段階でも浄水場に流れないように、フェンス際にＬ字のやつを入れるとか、想定では。そういった感じで絶対行かせないようにするというのが今回の設計の中身になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。この赤の太い矢印と黄色の矢印と、赤の細い矢印、これが水の流れとどういうふうに関係するのかもう一度いいですか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

赤い——長いやつがどんどんどんこの上のほうから下のほうに流れてくるんです。

そしてここに道があります。道のほうにどんどん流れている状況でございます。

そして矢印のほうに向かってどんと流れていると。写真にもありますけど、２番目に雨水流入状況というのがありますけど、こういうふうに流れてくるんですね。

現況のところに雨水流入状況（芝広場東側）とありますけど、こういったふうにどんと水

が流れてくると。そして浄水場のほうからは浄水場にどんどんこの赤い矢印が行っていますけど、これがこっちのほうにまた流入している。そしてこっちの黄色い部分が少しばかり、黄色い部分についてはこの矢印がでかいやつがありますけど、その部分をちょっと行っている。

これはあんまり関係ありませんけど、この赤い矢印のほうが一番重要になってきます。そしてほとんどのこの芝広場については、この池の部分が、あずまやがあつて池の部分があると思うんですけど、そこに流れていって大体農業用水路に流れているというのが現状でございますんで、あんまり黄色は気にしないで、この赤の部分、一番この部分を改良しなければならないと、黄色の部分も少しありますんで、その分の改良も必要かとは思われます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。次回からできたらこの写真がどこの部分に当たるのかとかいうのを書いていただけると、より分かりやすかったかなと思いましたので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

すいません、資料の提出ありがとうございます。説明を受けて、とても分かりやすい資料だったんですけど、こういうふうにするのか、例えばAパターン、Bパターン、Cパターンがあったのか、可能性はこれだけじゃないと思うんですよ。

例えば奥の道のほうをつなげるパターンもあろうし、いろんなパターンがあるんですけど、それは検討された——なぜこのパターンに落ちついたのか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

複数の案について検討を行いまして、この案が一番スタジアム第4駐車場、これが市有地になっておりますので、こちらの市有地だけを使って整理ができる案として、費用も抑えられるということと、道路の線形が一番望ましいということでこの案を選定したところでございます。

西依義規委員

運転する側からの利便性と、土地が減らないというマイナスとか、費用対効果をおっしゃったんですけど、例えば鳥栖駅東7号線っていうつばさの前の道がありますよね。この道を少し斜めに切って、真っすぐで、そちらのその先につなげるって案のほうが、この交差点をいじくらなくていいと思うんですけど。

それはやっぱり土地の削り方が大分削ってしまうということで却下になったのか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

大元の案からいきますと、この鳥栖駅東5号線、ここのやつですね。今度、体育館ができる土地のど真ん中を突っ切っていくとか、確かにいろいろ案はございました。

ただそういった案も検討したんですけど、現道の道路用地は、ちょっと変な残地になるとかいうふうになりまして、そっちのほうの道路の廃止後の扱い、それと今の道路のほうに、下水とか、この辺ちょっと都市ガスもありますけど、そういった地下埋のインフラもございます。そういったものの移設料を考えると、非常に莫大な事業費になると。

それと今回、体育館できますけど、その用地についても残地の形状がいびつになってしまうということで、道路の形としてはそういったものもいいんだけど、やはりこういった財産の運用とか、今後の在り方を考えると、現道のほうをできる限りの改修で行ったほうがいいのかということで、現在、お示しさせていただいている案となっております。

西依義規委員

多分個別の意見を闘わせても答えは出ないんであれですけど。この交差点で、例えば大型車が味坂インターから入ってきた。で、左折をするときにこの広さで大丈夫なのか、もうちょっと広げたほうが左折のはみ出し——もうこれで十分取れるんであればこれでいいですけど、もうちょっと左の途中はまだ土地——久光さん建っていないんで、今ならもうちょっと削ってもいいということになるんですけれども、これが最大限の削り具合なのかっていう点については。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

今、設計しているのが十字、ちょうど直角に交差するような交差点ができておりまして、これが一番効率的に車が曲がれるかなというふうに考えております。

西依義規委員

お客さんとして鳥栖市に来ました。味坂おりましたと。鳥栖のまちに向かいますといったら、多分この道を通ってくると思うんですよね。普通に真っすぐどーんと来るんで。そうするときのイメージで、今までのスタジアムとかの利用よりも、やっぱり道路が一番分かりやすくないといかん、この交差点。

多分いずれ信号とкаして——なろうと思うんですけど。その辺についてももうちょっと安全性とか効率性を考える設計にはできんやったもんかという意見です。

これが最良というならもう最良でいいです。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

安全面ということにつきましても議員おっしゃるとおり一番だと思っております、今回

安全性というものを第一に考えて設計をさせていただいております。

十字の交差点にするということと、変則的な4車線と2車線の交差点を、スタジアムのほうから2車線に絞って持ってくるというふうな設計もしておりますて、味坂のほうから、こちらに来るという、行きやすいというふうなことはあるかと思いますが、安全性というのは第一に考えて設計をさせていただいております。

小石弘和委員

ここの交差点は信号設置を条件としているわけですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

ここは現在、信号設置の計画はないです。

小石弘和委員

これは信号設置の条件をつけてやらんと、後づけといたら非常に難しいんじゃないかな。

これだけの道幅を修正してやる以上は、やはり交差点に信号機の設置をせんと、これは危険度が増すんじゃないかなあというふうに思っておりますので、その点は再度検討していただきたいというふうに思っております。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

信号設置の件で警察のほうと協議は一度お話はさせてもらったんですけども、この場所については難しいというふうな回答を頂いているところでございます。

小石弘和委員

じゃあ交通事故で死人が出なくてはいけないわけですね、これは。そうすると交差点に信号機が設置できるというような形になると思いますよね。

以上です。

松雪努建設部長

先ほど維持管理課のときに内川議員からも御指摘を頂いておりますけれども、警察のほうといたしましては、この施設の運用が始まった後の状況を見ながらというようなことだと考えております。

以上です。

齊藤正治委員

信号のほうは、将来じゃなくて、やっぱり最初から設置するっていうことをしてくれないと、後からなかなかつきにくいというのが、やっぱり今までの道路の造り方だろうと思うんですね、信号機のね。だからそれを早くすることと、やっぱりこれでいくと、先ほどから味坂から来た大型車とか見ますと、非常に左に曲がるカーブ、これが抜け道になるわけですよ。

これが抜け道になるということは、ここの交差点に体育館ができるところをもう少しやっぱり広めを取っておかないと、後から困る。

現況で久光側にはどういうふうに提示してあるか分かりませんが、やっぱりこの道路の線からいったら、久光側に対応する面積を狭くしてでも、やっていかないと、なかなか安全対策が取れなくなってしまうんじゃないかなと思いますけれども。このカーブのところ、特に変則でしょうこれ。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

交差点の工程については、もうきちっとスクエア、90度取れて調整をしております。左折とか右折については大型車の軌跡図も落とし込んで設計をしておりますので、大丈夫だと考えております。

齊藤正治委員

それは車の規格からいったらどの程度まで、大型車、トレーラー全部含めて？

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

基本的に普通車っていうか、道路構造でいう普通車は、大型一般の大型車は通れるかと思っています。特段大きなトレーラー以外とかは例外になってきますけれども、通常的大型車というのは通れるかなというふうに考えております。

齊藤正治委員

今、道路をこうして通りよると通常のトレーラーよりももっと大型の幅の広いトレーラーが、目いっぱいのがつが通りよるわけですよ、現実でも、超ロングで。

そういうのが、これで本当に曲がってくるものなのかと。課長がちゃんと取っておりますと言うけど、広いにこしたことはないんだよね。そんな大幅に広いというのは言っていないんですけれども。今の超ロングのやつを見よったら、なかなかやっぱり厳しいところがあるんじゃないかなというふうに思いますけれども。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

超ロングになると特殊車両の通行の事前の通知が来て、どこを通る、通らないっていうのは、維持管理課のほうでやられています。恐らくここを通りたいと言われても、通せないってちゅうお答えをすることになるのかなと思います。

齊藤正治委員

申請を出さなくても通りよる車があるわけですよ。超ロングというのは、2つも3つもトレーラーをつないでいるわけじゃなしに、1つの運転台に荷台の長いやつが、大型車が通るわけですよ。そういったのも現実にはあるっていうところですよ。普通の———どういっのをイメージしてあるか知らんけど、いわゆる骨材積むとかする車というのは大きいわけで

すよ。

松隈清之委員長

スマートインターの規格があると思うんですよね。あれ多分12メートルの車までは通れるようになっていると思うんですよ。いわゆる12メートルの車でも問題ないっちゅうことであれば、まあまあいいのかなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

通常の大型車と言われる12メートル程度のトラックであれば通れるというふうに考えております。

松隈清之委員長

ほかありますか。

飛松妙子委員

今のところですが、しきりに信号の話をされていらっしゃいますが、ここを私もよく通るんですが、今泉のほうから来て、右のほうに曲がる道ですね、やっぱり非常に見えにくいんですね。

右側の建物が会社名何やったかな……。 (発言する者あり) 富士フィルムさん、あその壁があるので、ちょっと見にくくて、かなり前まで出て、右見て左見て出ているんですね。

それを考えると、交通量が増えると本当に危険箇所になるんじゃないかなっていうのを感じますので、やっぱり信号設置は必要かなっていうのをとても感じます。

あと歩行者の幅と車道の幅を教えてもらっていいでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

現状12メートルの道路で、歩道が2メートル、それと車道が3メートルになります。

飛松妙子委員

歩道が2メートルっていうのは、片側2メートル、それとも右と左と合わせて2メートルってことでしょうか。あと車道が3メートルっていうのは2路線、1路線で3メートルということですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

すいません、訂正いたします。歩道が2.5メートルで車道が3メートルですね。路肩が50センチで合わせて12メートルの道路幅員を予定しております。

飛松妙子委員

その歩道の2.5メートルに自転車道も含まれるということでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

現状で今の歩道が自転車歩行者道路の指定になっておりまして、同じように自転車歩行者

道ということで考えております。

飛松妙子委員

そうしたら、歩道の中で、自転車道と歩行者を分けて線を引かれて、ここの分が歩道です、この分自転車が通る道ですというふうにされますか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

今のところ線を引くということは考えておりません。2.5メートルの中に自転車と歩行者が通行するというように考えております。

飛松妙子委員

たしか歩道を車道と歩行者と分けるっていうところが、国のほうで動いていて、今後そういう市道とかを整備するときは、できるだけそういうふうにしていくっていうようなことを、以前私、委員会の中で答弁を頂いたような気がするんですが、その辺りのことはどのようにお考えでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

歩道が広い歩道ですと、そういったことも可能かなと思いますけれども、2.5メートルの歩道の中ではなかなか難しいかなということで考えています。実際こちらの交通量調査をしたところ、自転車の交通量が12時間に83台ということで、そこまで集中はしていないかなというふうに考えているところでございます。

飛松妙子委員

今のところそういう自転車の状況だということですが、体育館が仮にできるとしたら、多分それ以上の自転車での来場が増えるということが考えられると思います。特に市民の方が体育館を使うとなればですね。

それで先ほどいまだ2.5メートルだからってことですが、先ほどから西依委員もおっしゃっていましたが、ここに市有地の道路があるので、またそこを削って広くするとかいうことを考えることができたはずなんですけど、最初から2.5メートルしかないの、それは歩行者と自転車道を分けるのを考えていないってことだったんですが。

だとしたら、今後も、そういう道路改良のときに、こういう歩行者と自転車道を分けるっていうことをもう鳥栖市としては考えていかれないのかなっていう気が、今の答弁からちょっと感じてしまったんですが、いかがでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

今回の道路改良工事が局所的な整備というふうになっておりまして、前後の道路がちょっとそのような歩道の幅員になっておりまして、一体的に歩道を広げないと、ちょっと連続性が確保できないかと思ひまして、今回につきましては、局所的な道路改良ということで、前

後の歩道幅員に合わせたいというふうに考えているところでございます。

飛松妙子委員

せっかくするんであれば、やっぱり拡幅っていうのを考えていただくっていうのが、こういう場合は、ぜひ一番お願いしたいなと思っているんですが。

先ほども申し上げましたが、体育館を造るのであれば、市民の方がやっぱり使える体育館になりますし、あと子供たちの育成にもつなげるっていう市の方向性もありますので、小中学生、高校生の方々がこの体育館を使う可能性もかなり高くなるのではないかなと思います。

そういうことを考えると、少しでも自転車道があればいいと思いますし、交通安全のためにも、せっかく道路を改良するんであれば、ぜひそこも御検討いただきたいなということを要望申し上げたいと思います。

西依義規委員

多くの委員の皆さんから結構意見が出ていますので、よかったら現地調査等をして、実際見てから、もうこの資料だけでいいんで、大型車含め行けるんじゃないかっていうのであれば――せっかく現地調査の時間があるんで、加えたらどうかなと思うんですがいかがですか。

松隈清之委員長

ほかの委員さんはどうでしょうか。現地見たほうがいいですか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どっかの途中に通れますかね。（発言する者あり）

じゃあ一旦ここに寄ってから現地を見るということで、よろしくお願いします。

私からも現況のところはこれでいいと思うんですよ。ただ将来的にどうなるかっていうところは、ちょっと考えておいたほうがいいのか。将来的に、もし拡幅が必要になったときにどうなのかな。例えば今貸している用地じゃないですか。将来的に貸している用地の一部を、じゃあ道路拡張用地でここには建てないでくださいねとかっていうことができるようにはしといたほうがいいのかとは思ってますよね。

多分、現状で言ったらこの道路規格でも、さほど問題ないかもしれんですけど、将来において可能性としては考えておかれたほうがいいのか。

売るわけじゃないんで、貸す予定の用地だから、そういう意味ではここは将来的にもししたら道路を拡幅されるかもしれないんでっていうことを考えておかれたほうがいいのかも思われますね。

ほか何かありますか。

飛松妙子委員

58ページの鳥栖駅周辺先行取得用地暫定整備事業。前々から早くしたほうがいいんじゃないかというところでやっと決まったわけなんです、ここの内容をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

58ページを御覧ください。右側のほうに広場の整備イメージ図を載せております。平面図でまず御説明いたしますと、北側のほうから順番に芝生地ですね。で、東西のほうにつながる園路ございます。中央部が中央広場ということで、園路と中央広場につきましては、インターロッキングブロックの舗装を考えております。

下のほうに行きまして、ロングベンチというものが南側と東側にございまして、こちらは40センチぐらいの高さをぐるっと回って人が座れるようなベンチになっておりまして、中央部は芝生地になっております。

立体的なイメージ図を左上のほうに載せておりますけれども、人が周りに座れるようなイメージになっております。今回考えておりますのが、そういった休憩施設ですね。それとオープンスペースを多く配置しまして、イベント等ができるようにということで、園路につきましては、ケータリングカーとかの出店とかも出せるようなということで考えているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

この園路のところは、自転車とかも通れるようなイメージでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

園路につきましては、構造的に車も通れるような構造にしております、(「車も通る」と呼ぶ者あり) ケータリングカーとかができるような、ということで、自転車についても通行は可能です。

飛松妙子委員

自動車も今通れるっていうことですが、通常道路が——車が通れるということでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

通常は出入口のところに車止めを設置しております、通れないようになっております。イベントとかで、管理車両が通るときだけ通すというふうなことで考えております。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

すいません、通るという表現は違います。基本的には日常での歩行者の方々の行き来を円滑にしたいというのが第一で、駅前ということもあってイベント等で活用されることも想定して、園路には車の乗り入れが可能な舗装構成にしたということでありまして、車が東から

西、西から東に通り返けをするということは一切想定しておりません。

飛松妙子委員

もう一度確認ですが、自転車も通れるということで、ここは自転車と歩行の区別はされま
すでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

すいません、自転車も通れるんですけど、基本的に押して通っていただくというふうなこ
とを想定しております。

飛松妙子委員

じゃあ押して通るということで、分けることはないということで、その表示とかもされる
ってことですね。分かりました。

あと駐車台数約18台っていうところがあるのですが、ここの御説明がなかったんですが。
ここも含めてですよね。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

こちらにつきましては、コインパーキングの駐車場を考えておりまして、設計をしまして、
実際のところ17台ぐらいになるかと思うんですけども、駐車ができると、24時間駐車がで
きるというふうな駐車場を考えております。基本的に広場の利用者の方が止めていただけ
るよにということと考えております。ただ一般の方で止められるというふうなことで考え
ております。

飛松妙子委員

ここの管理は鳥栖市がするということで、例えば広場の方が使う場合は、鳥栖駅みたいに
20分間無料とか、そういうことを想定されていますか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

飛松議員、おっしゃいますよに何十分無料とかそういったものについても検討したいと
いうふうに考えております。

飛松妙子委員

分かりました。あと大体ここの収入とか、そういう何か想定されている予算の収入、入っ
てくる、何かありますか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

収入としましては、駅前ということですので、黒字というか、収支は今のところ想定はし
ておりません。

小石弘和委員

先ほど駐車場台数17台ぐらいを想定しているというようなことで、広場を利用する方に利

用していただくというふうなことに今説明があったんですけど。これ、そういうふうなことで決めたら、結局一般の方が止められないような状況になるわけですね。

例えばあんまり高額な料金を設定すると、非常に公園利用者の方も止めにくいというふうなことでございますので、大体時間当たりの限度額というふうなことを考えていただかんと、その中にやはり――頭の中にあると思いますけど、料金の考え方をちょっとお示しいただきたいと思います。

それからこの工事費の4,300万円。これはどういうふうな――園路とかあずまやと、これ大体普通の工事関係で入札されるものか。

そういうところちょっと不明ですので、その点御説明をしていただきたいと思います。

松隈清之委員長

まずじゃあ、コインパーキングの料金の考え方について教えてください。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

周辺の駐車場とほぼ同等にする必要があるのかなと。料金の設定についてはまだできておりません。工事については当然、入札をしていくことというふうに考えております。

それと広場利用者専用の駐車場という意味ではありません。広場を活用する際にも利用していただけるような駐車場という考えでございますので、その辺ちょっとこちらの説明で誤解を招くようなことがありましたので、そこをよろしく願いいたします。

松隈清之委員長

専用駐車場じゃないっちゃうことですね。

小石弘和委員

先ほど私1点目お伺いしたのは、工事請負費ですよ、4,300万円。これはどういうふうな――結局、園路とかいろいろなところで今書いてありますので、一括して入札をされるものか、分離でされるものかをお聞きしたいわけですよ。

松隈清之委員長

4,300万円のほうですね。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

今のところ広場1本ということで考えております。それと駐車場も1つの工事ということで想定しております。

小石弘和委員

じゃあ4,300万円といたら、やはりこれ土木のAになるわけですね。そういうふうなことで理解してよろしゅうございますか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

こちらの広場が樹木とか、芝とかございますので、造園ということになるかもしれませんが、それについてはまだ決まっておりません。

松隈清之委員長

いいですか。

ちなみにこれイベントとかで活用ということですが、水道とか電源とかってどうなっているか分かりますか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

電気につきましては、照明を設置するのとイベントのときに使えるようなコンセントも設置を考えております。また水道と下水については使用が可能なように考えております。

小石弘和委員

一括で発注するより、やっぱりもろもろの工事がございますので一括したらある程度高くなる場合もございます。ですから、やはり私は分離したほうがいいと思いますので、ぜひその点を御検討いただきたいと思います。

以上です。

西依義規委員

同じところで、イベントの利用料とか使用料は何かもう基準を決められているんですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

これからの検討になりますけれども、料金設定して使用いただけるようにしたいというふうに考えております。

西依義規委員

もう一つコインパーキング。こっちの駅前広場のほうは分かるんですけど、コインパーキングですよ。市がお金を使って工事をするっていう感覚はちょっと——例えばこの土地を民間の方に幾らなりで貸すとか、駐車場にしてくださいって、1銭も出さずにこの1,360万円を何年かけて元を取るかしれんですけど、あえて市がきれいな整地をして、どうせまた違うのに使うのであれば、駐車場としてあれば、別に市民の方々は利便性としてはどっちが事業主体でも同じなので。

市がすると決めたのがちょっとよく分からないんですけど、この辺は例えば民間とかを検討されたのかについてはいかがですか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

新鳥栖駅前のコインパーキング駐車場とか、鳥栖駅東側の駐車場と同じような形態で、市で土地を持った上で、機器設置からその先の管理運営を委託するというふうに考えております。

西依義規委員

新鳥栖とか鳥栖駅はまだ大分使うというか、新鳥栖駅も暫定的じゃないじゃないですか。

鳥栖市としてずっと使う。けど、ここはあくまで暫定的整備事業なんで、鳥栖駅はいつ好転するか分かんんですけど、そこに1,360万円という金額を投資するのがどれぐらい——じゃあ採算性どのくらいで元を取るっていう、要は損益分岐点を何年ぐらいに目指されていますか。

松雪努建設部長

何年という目安はございませんけれども、やはり広場のすぐそばに駐車場があったほうがいいよねっていうような考えもございますし、暫定といえども、やはり料金が生まれるような形で考えたほうがいいよねっていうようなところも含めて、今回このコインパーキングということで、整備を進めていこうということで決定をしております。一定程度の利用は当然あるものというふうに私も考えておりますので、何年というお答えはできかねますけれども、先ほど言いました一定程度の御利用はいただけるものというふうに考えております。

西依義規委員

もう当初予算で上がってきた段階で、この方針を変えてくれとは言いませんけど、今後やっぱりこういうところをまず官がするのか、民がするのか選んで、いろいろ考えていただいて、やっぱり官がせないかんなら、官が考えないかんけど。民で条件つけて駐車場として暫定的に貸しますよって言ったら多分同じ結果にしかならんとですよ。下手したら固定資産税からそういう借地料もらえるわけやけん、1 銭も生まずに、もう来月か再来月から収入が入るっちゅうことを考えれば、そういうのも今後選択肢の 1 つとしては考えていただきたいなと思います。

以上です。

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

午後 3 時54分休憩

~~~~~

午後 3 時56分開会

松隈清之委員長

ほかありますか。

イベントで利用できるってことで、どういうことを想定されているのか。

というのと、あと例えば屋台村みたいに、新規出店者の方々を募集して、1か月間とか期間だけ年に何回かそういうのをやって、新規出店者を鳥栖市にしていただけるような、そういうことを考えてみるとか、何かそういうことも、どうかなと思っているんですが、どういうお考えでしょうか。

イベントにつきましては、実際鳥栖ビル跡地で鉄道フェスタというのが1回行われていま  
して、こちらについては今後、次回も御検討していただけるかなというふうに考えておりま  
す。

また、鳥栖市で行っていますバスの日のイベントとか、駅前で行っている分については開催ってというのは調整が、相談ができるかなと。それ以外につきましては、今後の検討になってくるかと思いますが、お貸しできるような体制を整えて、準備をしたいというふうに考えております。

今からってということだと思うんですが、各課等もぜひ連携を取っていただいて、いろんなアイデアであそこの場所が活用できて、賃借料が頂けるようなことも含めて、検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、以上で都市計画関係議案に対する質疑を終わります。

次に国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、16時5分ぐらいでいいですか。じゃあ再開を16時5分といたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時57分休憩

~~~~~


得しました国道3号鳥栖拡幅事業、用地費補償費等に対する国からの買戻しに伴う収入でございます。

項6雑入、目4雑入、節4雑入16万4,000円につきましては、鳥栖駅前コインパーキングの電気料3万8,000円と、サガン鳥栖支援自動販売機、サガハイマツ支援自動販売機の電気料12万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費合計3,418万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。項4都市計画費、目1都市計画総務費、節7報償費18万7,000円につきましては、地域公共交通会議等の委員謝金でございます。

節8旅費13万1,000円につきましては、期成会及び国道の整備に関する要望活動の旅費でございます。

節10需用費102万5,000円につきましては、主なものとしまして、印刷製本費として、コピー代10万3,000円、光熱水費として、鳥栖駅前広場及び鳥栖駅東駐車場等の電気料69万7,000円、鳥栖駅前広場の修繕料20万円となっております。

次のページをお願いいたします。節11役務費10万7,000円につきましては、鳥栖駅東駐車場の料金が電子マネーで支払われた際の料金徴収に関わる手数料でございます。

節12委託料1,127万7,000円につきましては、そのうち380万2,000円が鳥栖駅東駐車場の管理委託料となっております。また、ミニバス運行業務委託料747万5,000円につきましては、後ほど主要事項説明書で御説明させていただきます。

節13使用料及び賃借料9万6,000円につきましては、バスの日のイベントバス等無料運行バスの借上料でございます。

節14工事請負費100万円につきましては、鳥栖駅東駐車場の照明灯の取替え工事費でございます。

節16公有財産費2,640万円につきましては、令和2年度に先行取得しました国道3号鳥栖拡幅事業に対する土地開発基金への買戻しの費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金5,938万3,000円につきましては、各種期成会等の負担金の合計68万1,000円と、地方バス路線維持費補助金5,870万2,000円となっております。

それでは、主要事項説明書の御説明をさせていただきます。委員会資料の65ページを御覧ください。

事業名は地域公共交通確保維持改善事業、本年度予算は766万2,000円となっております。

目的につきましては、交通空白地域への対応として、引き続き鳥栖・田代地区及び基里・

旭地区にミニバス運行を行います。ミニバスの事業内容につきましては、運行日数は日曜日、祝日、お盆の8月13日から15日、それと年末年始の12月29日から1月3日を除く年間291日です。

令和3年4月から鳥栖地区、田代地区、旭地区につきましては、運行ルートの見直しを行いまして、鳥栖地区は月、水、金の南北各6便、田代地区は火、木、土の東西各6便、基里地区は火、木、土の1日各7便、旭地区は月、水、金の1日各5便で運行してまいります。

運賃はともに一律200円で乗車定員は9人です。予算につきましては、地域公共交通会議等委員の謝金等として、報償費18万7,000円とミニバスの運行委託料、鳥栖地区、田代地区の運行業務委託料が372万3,000円、基里地区、旭地区が375万2,000円の合計747万5,000円となっております。

また、委員会資料の最後の70ページの債務負担行為をつけておるのですけれども、それについては、鳥栖・田代地区のミニバス運行事業につきまして、令和3年度末で契約期間満了となるため、令和4年度からの新たな運行事業者を令和3年度中に選定するため、令和4年度から5か年の債務負担行為を計上させていただいております。

戻りまして委員会資料の66ページをお願いいたします。

事業名は地方バス路線維持費補助金。本年度予算額は5,870万2,000円で、前年度比で632万3,000円の増額となっております。令和2年度の当初予算額と比べまして、運行経費の増加や、運行収入の減少が見込まれるため、市の補助金額の増額を見込んでいるところでございます。

目的については記載のとおりで、事業内容につきましては、運行事業者であります西鉄バス佐賀株式会社に対して、その路線の運行経費から国、県の補助金運賃収入を差し引いた残りの運行赤字額の補填のため、補助金の交付を行うものです。

予算につきましては、市内線の補助額としまして、河内線、麓線、弥生が丘線の3路線の合計で2,894万1,000円。広域線の補助額としまして、久留米―鳥栖線、鳥栖―神埼線、綾部線の3路線の合計で2,976万1,000円となっております。

次に67ページをお願いいたします。項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費515万7,000円につきましては、主なものとしまして、光熱水費として新鳥栖駅周辺施設及び減温水施設の電気料510万2,000円、新鳥栖駅周辺施設の修繕料10万円となっております。

節11役務費15万5,000円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の電子マネーでの料金徴収に関わる手数料14万8,000円と、農業用水施設の管理者の傷害保険料7,000円でございます。

節12委託料4,700万7,000円につきましては、山浦町の市所有の樹木伐採委託料300万円、駐車場をはじめとした新鳥栖駅周辺施設の管理委託料2,225万7,000円、河内揚水ポンプ改修委

託料2,143万円、農業用水施設の管理委託料32万円となっております。節13使用料及び賃借料5万9,000円につきましては、新鳥栖高架下のパークアンドライド駐車場の敷地借上料でございます。

次のページをお願いします。節14工事請負費450万円につきましては、山浦第一、第二ポンプ更新工事320万円、河内揚水設備高圧受電施設高圧ケーブル更新工事130万円となっております。節24積立金3万円につきましては、九州新幹線減治水被害対策基金の利子を積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

主要事項説明書の九州新幹線減治水被害対策施設更新事業についてでございます。

目的としましては、九州新幹線筑紫トンネル工事に伴い、農業用水源の減治水対策として設置されました施設について、耐用年数満了により更新を行うものであります。

事業内容につきましては、事業費2,593万円、工事の内訳は記載のとおり、ポンプ3か所の更新及び高圧ケーブルの更新でございます。その下に揚水ポンプ3か所の位置図をそれぞれお示しさせていただいております。

以上、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算の国道・交通対策課分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

飛松妙子委員

手数料で、新鳥栖駅と鳥栖駅の電子マネー分が10万7,000円と14万8,000円と上がっているんですが、これはお金で支払うのと、電子マネーで払うのと手数料の鳥栖市の負担分はどんな感じですか。

中内利和国道・交通対策課長

それぞれ説明をさせていただきます。まず、鳥栖駅東駐車場については、料金収入の電子マネーの利用率が今年度で約50%ということで、それに電子マネーを使った利用率掛ける手数料として1.7%というのが取られるという形になります。

新鳥栖駅駐車場についても、こちらちょっと利用率が低く、30%電子マネーの利用率がありまして、それに対して手数料1.7%掛けて、その分を支払っているということでございます。

飛松妙子委員

現金を払われるのと、電子マネーで払うのとで、鳥栖市の手数料の影響っていうのはどういう感じになりますか。

中内利和国道・交通対策課長

この電子マネーを利用した際にだけ手数料がかかるという形でございます。

飛松妙子委員

ということは、現金で払われる場合は鳥栖市にその分の支払いは発生しない、手数料は発生しない。現金の回収とかはその管理委託しているところで発生する。管理委託の内容は料金の回収以外に何がありますか。

中内利和国道・交通対策課長

管理としましては、料金の徴収と駐車場の管理と清掃等になります。

飛松妙子委員

電子マネーが増えることで手数料がかかるっていうことではあるんですが、できるだけ電子マネーが私はいいのかなと思っているんですが、今までにないと思うんですが、現金の盗難とかそういうのはないと思うんですが。

今後、電子マネーをやっぱり増やしていくことで考えていらっしゃるのか、どのような見解ですか。

中内利和国道・交通対策課長

電子マネーの利用率というのは年々上がってきているというのが実情でありまして、やはり皆さん現金よりそういったものでお釣りとかもあまり出てこないのも、そういうものを使われていると思います。

ですから、そういうものに対しては、しっかりと対応していきたいというふうに考えています。

飛松妙子委員

67ページ、新幹線対策費で、前年度と比較すると、2,850万円ほど予算が増えていまして、それがポンプの改修委託料とかその辺りなのかなと思うんですが、増えている部分の御説明をしていただいていいですか。

中内利和国道・交通対策課長

おっしゃるとおり、今回河内にポンプが1か所、それと山浦に2か所ございます。それがそれぞれ耐用年数12年を迎えたということで、来年度、その改修工事をやらないといけないということで、その部分が増加している主な要因となっております。

飛松妙子委員

ということは12年に1度この改修工事が入るという考え方ですね。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

主要事項で66ページに地方バス路線維持費補助金っていうのが毎年上がっているんで、今年もちょっと増額ということで、先ほど御説明で運賃収入等国・県補助金を差し引いた分を各路線、市から助成補助金を出すということですが。

高齢者福祉乗車券とかありますよね。例えば子育ての方も、じゃあ半額にしましょうみたいな、もしそういう事業があった場合、通常200円、往復で400円、それを半分補助しますとなった場合、本人が200円払って鳥栖市が200円払うことですよ。

けど、この本人が払う200円がなければそもそもこの400円分も鳥栖市が払うということではないんですか、考え方は。要は足りない部分、補填の考えからいくと、その自腹を本人がしない限りは、その400円は全部今鳥栖市が払っているということでいいですか。この考え方でいいですかね。

松隈清之委員長

地方バスのほうなのでミニバスと料金が違う。仮にということね。

中内利和国道・交通対策課長

そのとおりでございます。

西依義規委員

とすると、ある程度の路線維持を見込んだ場合、そういう自治体が独自の事業をしたほうが路線の廃止にもつながらないし、市民の方もサービス向上になるしっていう考え方、どうせ400円払うならですよ、その赤字分を。

じゃあ高齢者福祉乗車券みたいに、いろんな方々に鳥栖市内で通学だったら幾ら補助しますよっていうのをやったほうが、この事業補助金がだんだん減って、本人さんたちが半分だけでも出していただけるっていうのが増えれば、この補助金は減っていくという考え方でいいですか。

中内利和国道・交通対策課長

おっしゃるとおりこの事業としてはそういうことになります。ただほかの福祉施設とかで言えば、そっちから出るという形になります。

西依義規委員

分かります。だから、担当課へ言えば減るけど違う課で増える、子育てのほうで増えたりするんで一緒っていうことですよ。

ということは、市の持ち出しは一緒っていうことなんで、例えばこの乗車を促進するような事業の出発点はこういったところから、例えば担当課から行くのか、高齢者福祉みたいに各子育てのほうから上がってくるのかというこの事業のスキーム自体はどういう順序から行

くんですか。

中内利和国道・交通対策課長

国道・交通対策課でいえば、公共事業を維持していくというのが大きな目標になっていきますので、こちらのほうからいろいろな路線の見直しだとか、ルートの見直しというのは提案させていただいて、この間つくりました、こういった交通網形成計画というところに、事業も含めて、どういったことをやっていくかということも含めて、まとめていくということになっております。

西依義規委員

私が言うのは、福祉のほうから高齢者福祉乗車券という事業ができたんですよね。今度、例えば妊婦の方が行けないんで、妊婦の方は、バスは無料にしましょうっていう、その事業スキームはどこから——こちらから指示するんじゃないくて、各子育てなら子育ての担当から上がってこないと、話は始まらないということですか。

中内利和国道・交通対策課長

そうなると思います。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

すみません、細かいことで。今の公共事業確保維持改善事業で、65ページのところ、前年度の予算額と本年度の予算額で、増減で6万円プラスっていうことですが、今年度から改善をしていただいたかと思うんですが、改善をしていただいた結果、この6万円で済んでいるっていうことでしょうか。ちょっと増えるのかなというふうに思っていたんですが、増額のところで6万円プラス。766万2,000円が今年度の予算で、前年が760万2,000円ということで増減がプラス6万円っていうところで。

私的には、今年度からいろいろ増便とか改善をしていただいている分増えるのかなと思ってたんですが、その辺のことを教えていただけますか。

中内利和国道・交通対策課長

来年度のミニバスの運行委託料につきましては、運行収入のところを令和元年度の9割ぐらいで見えていますので、令和2年度ちょっと見ていって、前半は落ち込んでいたんですけど、後半からちょっと持ち直している部分もあって、それでベースとして、令和元年の部分を使っているので、こういったぐらいの差になっているというような感じになっています。

飛松妙子委員

ということは、令和元年ではなくて、令和2年で換算すると、もっと増額になっているっ

ていう感じですかね。

増田義仁 国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

課長の説明に付け加える形ですけれども、地域公共交通確保維持改善事業で6万円の増加につきましては、ミニバスの運行業務委託料については、前年度比で約80万円の増加となっております。

令和2年度につきましては、バスマップ関係で、新たにリニューアルする分で165万円。それから10月にバスのダイヤの改正があった際に15万3,000円という予算がございましたので、増えた分をそこで、減った分がございましたので相殺したような形になっております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。

~~~~~

松隈清之委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時 28 分散会





令和 3 年 3 月 16 日（火）



## 1 出席委員氏名

|      |       |       |       |  |
|------|-------|-------|-------|--|
| 委員長  | 松隈 清之 |       |       |  |
| 副委員長 | 西依 義規 |       |       |  |
| 委員   | 小石 弘和 | 齊藤 正治 | 内川 隆則 |  |
|      | 古賀 和仁 | 飛松 妙子 |       |  |

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| 経済部長兼上下水道局長                               | 松隈 久雄 |
| 商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長                     | 古沢 修  |
| 商工振興課長補佐兼商工観光労政係長                         | 樋本 太郎 |
| 商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 | 三橋 秀成 |
| 農林課長                                      | 佐藤 正己 |
| 農林課長補佐兼農政係長                               | 中牟田 恒 |
| 農林課農村整備係長                                 | 中垣 秀隆 |
| 農業委員会事務局長                                 | 倉地 信夫 |
| 農業委員会事務局振興係長                              | 久保山智博 |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 上下水道局管理課長           | 古賀 和教 |
| 上下水道局管理課総務係長        | 小森 敏幸 |
| 上下水道局管理課業務係長        | 小柳 洋介 |
| 上下水道局事業課長           | 日吉 和裕 |
| 上下水道局事業課浄水場長        | 平塚 俊範 |
| 上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長  | 桑形 伸  |
| 上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 | 松雪 秀雄 |
| 上下水道局事業課下水道事業係長     | 古賀 咲子 |

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

## 5 日程

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第4号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案甲第5号鳥栖市工場立地法準則条例

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和3年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第11号鳥栖市下水道事業会計予算

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



それでは、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、農業委員会事務局関係分について御説明申し上げます。委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。まず、説明欄1項目めの農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する経費に対する県からの交付金でございます。次に説明欄4項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進委員が行う農地の集積や遊休農地の解消等の活動や成果に応じた手当を支払うための県からの交付金でございます。

次に資料4ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬は、農業委員11名分と推進委員15名分の12か月分の報酬及び農地利用最適化交付金による報酬の加算分でございます。

次に節2給料から節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の人件費でございます。

次に資料5ページをお願いいたします。節8旅費は、職員、農業委員、推進委員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席費用等でございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の当初予算説明とさせていただきます。

#### **佐藤正己農林課長**

それでは引き続き、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、農林課関係分について、委員会資料により御説明申し上げます。資料の7ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業に伴う地元負担の分担金でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。説明欄2項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げや草刈り等の基礎的保全活動や植栽による景観形成等の農村環境の質的向上を図る共同活動を支援するための補助金でございます。次に中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者の方々に対しての交付金でございます。

資料8ページをお願いいたします。1項目め、さが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するため、地域の担い手となる農業者、農業生産法人、農業者が組織する団体等が行う機械施設等の整備に必要な経費に対する県補助金でございます。詳細につきましては、歳出で具体的に御説明いたします。

次に経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために必要となる推進活動等のうち、鳥栖市農業再生協議会が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

次に農村地域防災減災事業補助金につきましては、事業として取り組みますため池廃止及びハザードマップ作成業務に係る補助金でございます。歳出で具体的に御説明いたします。

次に農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための補助金でございます。

資料9ページをお願いいたします。次に項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金の河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムを維持管理する経費に対する県からの委託金でございます。

経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野町で実施しております事業に伴い、用地買収登記事務を県より受託するものでございます。

資料10ページをお願いいたします。款20繰入金、項1基金繰入金、目6森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金は、令和3年度に実施する森林経営管理事業の予算相当額を繰り入れるものでございます。

資料11ページをお願いいたします。款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、主なものについて御説明いたします。

2項目めの市民の森ネーミングライツ料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンと令和3年度1年契約によりますネーミングライツ料でございます。

これより歳出の主なものについて御説明いたします。

資料12ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員13名分の人件費でございます。

次に節12委託料の生産組合組織力向上等業務委託料につきましては、生産組合の育成強化、生産組合員連絡調整等業務委託料につきましては、農政関係各種調査や農家意向の取りまとめ等を行うものでございます。

資料13ページをお願いいたします。目3農業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。節18負担金、補助及び交付金の説明欄3項目めのさが園芸生産888億円推進事業費補

助金につきましては、地域における農業担い手となる農業者に対し、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化などの収益性の高い園芸農業を確立するため、施設整備機械等の導入に必要な経費に対して補助するものでございます。

資料15ページをお願いいたします。主要事項説明書になります。

令和3年度は事業といたしまして、いちご高設栽培施設、ハウス用自動カーテン装置機械装置などを補助するものでございます。予算額は2,684万7,000円で県補助金が2,235万2,000円、市補助が449万5,000円です。これは農業者2名となっております。

資料14ページに戻ってください。説明欄3項目めの農業次世代人材投資資金補助金につきましては、50歳未満の青年で一定の要件を満たす新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間農業次世代人材投資資金を交付するものでございます。令和3年度につきましては、就農3年目の農業者及び来年度新規就農予定者の2名分を計上いたしております。

次に中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して交付金を交付するものでございます。鳥栖市といたしましては、神辺町、河内町と牛原町で交付金を交付しております。

次に資料16ページをお願いいたします。目5農業生産基盤整備費のうち、主なものについて御説明いたします。節1報酬から節4共済費につきましては、経営体基盤整備事業の事業推進のための会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

資料17ページをお願いいたします。節12委託料の橋梁点検委託料につきましては、柚比町にあります跨線橋横の柚比水路橋の点検業務を行うための事業費でございます。

節14工事請負費の老朽農業用水路改修工事費につきましては、既設農業用水路の原形改修及び未改良水路の整備を行うための事業費でございます。

次に節18負担金、補助及び交付金、説明欄1項目めのかんがい排水事業推進負担金につきましては、筑後川の水源を確保し農業用水の安定供給を図るため、江島町、立石町にある用水施設の維持管理費等の負担金でございます。

資料18ページをお願いいたします。2項目めの筑後川土地改良事業推進協議会負担金は、水源開発と水利用合理化並びに補助整備等の生産基盤の整備のため、筑後川水系開発計画の一環として行う土地改良事業を推進することを目的とする協議会の負担金でございます。

続きまして、筑後川下流用水事業負担金につきましては、水資源機構が施工した佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を償還するための負担金でございます。

続きまして、藤木揚水経費負担金は、取水変更に伴い用水経費を負担するものでござい



す。

次に説明欄 8 項目めの小規模土地改良事業補助金につきましては、かんがい用排水施設の改良事業、ため池幹線用排水路のしゅんせつ改良などを行うための補助金でございます。

資料19ページをお願いいたします。基盤整備促進事業補助金につきましては、土地改良区が麓地区で行う暗渠排水整備事業に対し補助を行うものでございます。

次に多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動、植栽より景観形成との農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。

次に目 6 農地等保全管理費につきまして御説明いたします。節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、会計任用職員として河内ダムの管理職員及び河内河川プール監視員を雇用する費用でございます。

資料20ページをお願いいたします。節12委託料の説明欄最初の項目、測量設計委託料につきましては、山浦町の農業用ため池である古野ため池、乗目ため池について用途廃止することとなり、測量設計に要する費用でございます。次のため池ハザードマップ作成委託料につきましては、防災重点ため池である太田ため池についてハザードマップを作成するものでございます。

資料22ページをお願いいたします。主要事項説明書です。先ほど説明いたしました委託料に係る内容で、平成30年7月の豪雨等を踏まえ、重点ため池の基準を新たに定め、全国的にため池対策を進めることとなったものです。本市においては、平成30年度に4か所、令和元年度は5か所、令和2年度に8か所、令和3年度に1か所ハザードマップの作成を行うものでございます。

また、防災重点ため池を対象に、ため池対策の制度拡充が図られ、活用されていない古野ため池、乗目ため池について用途廃止をするための測量設計を行うものでございます。

資料20ページにお戻りください。節12委託料の3項目めの河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務などの委託が主なものでございます。

次に河内河川プール施設管理委託料につきましては、河内河川プールのトイレ浄化槽の管理清掃や草刈り業務などの委託料でございます。

次に資料21ページをお願いいたします。節14工事請負費の説明欄の河内河川プール整備工事費210万円につきましては、河内河川プールの整備工事を行うものでございます。

続きまして、目 7 米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄最初の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために

必要となる推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

資料23ページをお願いいたします。目8農業研修施設費、節12委託料、滞在型農園施設等指定管理料につきましては、やまびこ山荘、とりごえ荘の管理運営委託料でございます。

節14工事請負費、滞在型農園施設等営繕工事費につきましては、滞在型農園施設の給湯ボイラー取替え工事、カーテン交換工事等に要する費用でございます。

資料24ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業総務費の節2給料から節4共済費につきましては、林務担当職員1名分の人件費でございます。

目2林業振興費、節11役務費の保険料につきましては、市有林68.86ヘクタールに係る森林保険の保険料を支払うための経費でございます。

26ページをお願いいたします。林業振興費、節24積立金の森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税、市にされます譲与税を基金に積み立てるものでございます。

目3林道事業費のうち、節12委託料の林道管理委託料につきましては、市内にあります各林道の草刈りや倒木処理、及び土砂撤去などの林道管理を行うものでございます。測量委託料につきましては、神辺町堂の元地区治山事業に伴う用地測量を行う費用でございます。

27ページをお願いいたします。目4治山事業費、節12委託料、説明欄1項目めの市民の森ネーミングライツ事業委託料につきましては、ネーミングライツ料を活用し、鳥栖市民の森のPRを兼ねて、ノベルティー作成委託及びイベント実施の業務委託料でございます。

次に市民の森管理委託料につきましては、市民の森の草刈りやトイレの清掃委託料でございます。節14工事請負費の市民の森整備工事費につきましては、老朽化した市民の森内の遊歩道、階段等の整備及びネーミングライツ料を活用し、市民の森遊歩道等の整備を行うものでございます。

資料29ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。滞在型農園施設等に係る指定管理料について、期間は令和3年度から令和7年度の5年間でございます。限度額につきましては、指定期間における各年度協定額の総額といたしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の説明とさせていただきます。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **飛松妙子委員**

27ページの市民の森の管理委託料ですが、金額をそれぞれ教えていただいてもいいでしょうか。

#### **中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

議員の質問にお答えします。市民の森管理委託料の内訳でございますけれども、トイレ浄

化槽管理17万8,000円、トイレ清掃40万円、下草刈り業務42万円、もう一つ、つり橋の点検業務というのを計画しておりまして、それが30万2,000円となっております。

以上です。

**飛松妙子委員**

下草刈り業務は、どういう業者さんに頼まれるのでしょうか。地元の方とか、業者さんとか。

**佐藤正己農林課長**

地元であります牟田林業緑化さんのほうがずっと管理をされておられますので、そこに委託しております。

**飛松妙子委員**

それは業者さんとして委託をしているってことで、随意契約という形ですか。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

そのとおり随意契約でございます。

**飛松妙子委員**

分かりました。あと23ページのテニスコートの補修工事、書かれてあったんですが事業内容はどのような内容なのかと、幾らぐらい工事費にかかるのかを教えてください。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

議員の御質問にお答えします。滞在型農園施設テニスコートの補修工事につきましては、人工芝の下のほうが凸凹しておりまして、その補修を考えています。広さ的には約110平米を対象としております。金額につきましては、100万円としております。

以上です。

**飛松妙子委員**

分かりました。2面で100平米ってことですね、ありがとうございます。

このテニスコートですが、今2面ですが今後4面にしていくとか、そういう方向性とかはありますか。

**佐藤正己農林課長**

現状、河内ダムの堤体の部分を活用させていただいておりますので、拡張する広さがありませんので、現在のまま2面でいきたいというふうに考えております。

**飛松妙子委員**

分かりました。では22ページのため池整備事業の減額2,130万4,000円のところは、今後予算が減っていくってことで見てよろしいんでしょうか。前年対比で予算が2,100万円減っているんですが、今後もその予算が減っていくってことで。

#### **中垣秀隆農林課農村整備係長**

今年度につきましては、まず、ハザードマップのほうで、全体21か所のため池に対して、既に17か所終わっておりまして、残りのため池1か所の分で、実際ハザードマップについてはこれで完了しますので減っております。

廃止の整備につきましては、現在、要望が上がっているため池が2か所ございまして、今年度測量設計を行い、来年度工事のほうを予定しております。

ですので、今後要望等ない限り、減った状態という形になります。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

分かりました。

#### **松隈清之委員長**

ほかにありますか。

#### **西依義規委員**

当初予算なので少し漠然とした質問をしたいんですけど、例えば4ページの農業委員会でいろんな経費上げられて、農業委員会は農業委員会で独自に事業を、目標を立てられて評価されていると思うんですけど。

現在の鳥栖市の農業における問題とか課題、例えば担い手の問題とか遊休農地の問題とかその辺について、概要を教えてください。

私が漠然と鳥栖市の農業はどういうふうになっているのかっていうのを知りたいんで、ぜひそういった現在の状況を、農業委員会での議論とか、こういう相談がありましたとかでもいいんで実情を分かる範囲でお願いします。

#### **倉地信夫農業委員会事務局長**

現在一番問題となっている部分については、やっぱり後継者不足だと考えております。やはり現在農業従事している方の年齢、正確なところは分かりませんが、結構年齢が高い方が多いということで、60歳になって定年になって始める方は、もう若手のほうになるというような年齢構成になっているかと思います。

補助金ということで新規就農への補助金がありますが、どうしても人数については、辞める方に対して、たくさん就農者がおるわけではないですので、人数的には減ってきているかと。

#### **西依義規委員**

多分1つ、その課題があるんですよね、後継者問題という課題が。その課題に対して当初予算で事業に反映されているかということ、例えば8ページに、農業次世代人材投資というこ

とで、新規の就農者にはこういった事業があるんでそれを活用する。だけど後継者不足を解決するような事業っていうのはこの中にあるんですか。

#### 佐藤正己農林課長

予算資料の8ページのほうに、経営継承・発展等支援事業費補助金という項目がございます。これにつきましては、去年までは人・農地プランの補助の対象、名目変更、名称変更になったんですけど、国といたしましては、人・農地プランを作成した後に、地区ごとに今から5年後、10年後の農地がどうなるかっていう、地図の色分け等を現在鳥栖市もしております。5年後10年後に、どの方がもう耕作をしなくなるだろうということについて、この担い手、ある程度法人があるとか、大規模にされている若手の方とかおられますので、その方たちでされるとかいう形の、経営継承とかのプランをずっと毎年つくっていく形になっております。

その中で、先ほど局長が言いました後継者不足であるとか、高齢化の問題とか新規就農者の、例えば就農できる場所こういうところあるよねとか、今後どういったところが耕作放棄地になる可能性があるよねっていうのは、毎年そういった形で確認をしていきながら、それを解決していく、一遍に解決はできないかもしれませんが。

そういった形で各地域の現状を把握して、耕作されない農地を減らすとかという取組は、そういう形でやっていくことになっております。

#### 西依義規委員

単純に思うんですけど、例えば次世代の担う事業とか経営、会社、法人とかのやつがばっと出てくるんですけど、55歳ぐらいになってそろそろ会社、どうかなと、地元帰ろうかなと思ったとき、若い頃は農業しよったと、手伝いよったと、で55歳ぐらいになって帰ると。多分そういう方々に、農業で帰りやすいとか、そういうプラスアルファみたいな面は何かあるんですか。

新規さんは新規さんで、例えば経営が安定するまで幾らかをお支払いするんですよ。後継ぎさんに、何らかのそういう補助事業みたいのはあるんですか。

#### 佐藤正己農林課長

年齢的には50歳未満の方になりますけど、親元で就農される方についても、年間150万円ではありませんけど、次世代人材っていう形の制度が2年前にできました。

あとは、例えば私たちが現在窓口で相談等を受けた場合には、そういった法人とか、集落営農組合とかに御紹介して、農業体験じゃないですけど、どういった農業をしていくのかというのを考える意味でも実体験をお勧めして、農業というものの御理解をしていただくような形で対応はしております。

#### 西依義規委員

農業の場合、結構国の補助金、県の補助金の関連の事業が多かったんで、できたら鳥栖市は鳥栖市の問題があると思うんで、鳥栖市の課題を解決するように、一般財源の主体的な事業をせないかんとやないかなと思ったんで質問させていただきました。

以上です。

#### 松隈清之委員長

ほかにありますか。

#### 齊藤正治委員

13ページのさが園芸888。このいちごハウスの高設の分の面積と場所はどちらですか。

#### 中牟田恒農林課長補佐兼農政係長

議員の御質問にお答えします。最初に、いちご高設栽培施設ハウス、こちらの事業場所につきましては、下野町になります。

ハウスの広さにつきましては、1,050平米2棟となっております。

次の高設いちご、もう一人の方が、事業場所は高田町になります。ハウスの事業量につきましては、636平米となっております。

最後の3件目の自動カーテンにつきましては、そのハウスの中の自動カーテンの機械の設備となっております。

以上です。

#### 齊藤正治委員

3,800万円、事業費が非常に大きい。補助金が出るわけでしょうけど、自己資金1,500万円ぐらいあるわけですけども、これについては特別な個人に対する貸付けとか何とかっていう有利な利子で貸し付けているんですかね。

#### 佐藤正己農林課長

政策金融公庫のほうに青年等就農に関する貸付金がございます、そこは10年間無利子で貸付けができるようになっておりまして、その制度を御利用されるということを伺っております。

#### 齊藤正治委員

ということは大体その期間で、採算は取っていくというような形。

#### 佐藤正己農林課長

そういうふうになられると考えていて、例えば今回最初の下野町の方につきましては、経営が安定したときには拡張というのを考えてあるみたいですし、例えば6次産業化でいちごを活用した取組をしたいとかっていう御希望もありますので、5年後、安定したときにはそ

ういった取組をされるのでは——で、収入を上げられるんじゃないかというふうに考えております。

**齊藤正治委員**

今いちごは、県が福岡県も長崎県も佐賀県も競い合うようにしていろんな種類のやつで甘味がそれぞれ違う、糖度が違うって、店頭で売っていますけれども、そういった佐賀は佐賀なりのブランドでやっぱり統一して、生産されるということですか。

**佐藤正己農林課長**

いちごで就農される方につきましては、みやき町とかでも今研修されておりまして、大体JAのほうに最初は出荷されると思います。そうすると佐賀県の今、いちごは「いちごさん」という銘柄になっていますので、それを栽培されるというふうには聞いております。

**齊藤正治委員**

ありがとうございます。次に17ページの老朽農業用水路改修工事800万円。これについての改修規模を教えてください。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

今回3か所で予定をしておりまして、具体的に申しますと原町で、U型水路の300掛ける500を約70メートル、真木町でU型水路の450を60メートル、高田町でU型水路の600を50メートル予定しておるところです。

以上です。

**齊藤正治委員**

ありがとうございます。問題は、受益者負担5%が40万円上がっているわけですが、今どこまでが生活排水か、どこまでが農業用水かよく分からん——よく分からんというよりも非常にそのの接点がなかなかつかみにくいところは、ある場所もあるわけですが。

実際、自己負担をもうなくして、やはり農地も守っていかんかんって言うならば、きちんとやっぱりそういったことは市の行政当局と一緒に、負担なしでやっていくことができるのではないのかどうかですたいね。それはいかがでございますか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

基本的に雨水排水等につきましては、担当課、維持管理課のほうの担当になると思うんですが、農業用水路であるか、そういう生活排水、雨水施設であるかというところは地元のほうで確認をしていただいて、要望を上げていただいているところでございます。

基本的に農業用施設につきましては、受益者さんの負担があるものと考えております。

以上です。(発言する者あり)

**齊藤正治委員**

国の制度やけど、その分かれ目がなかなか。今、結構、建設課でも維持管理課でもある一定のところまではしているところがあるわけですね。だからそういったことを——特にお百姓さんの収入はだんだん、それこそ先ほどから担い手不足とか言われて、要するに田んぼを借りて作ってもらってというような感じになる。金払って作るということじゃなしにですね。荒らさない程度に地権者が作ってもらってというようなことになってきてるわけですね。

そういったことから考えると、やはりこういうふうに自己負担があると、そういったものも非常に影響が大きくなってくるといようなことで、水路は続いているわけですので、そこら辺はやっぱり検討をしてもらう必要があるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

#### **松隈清之委員長**

ほかにありますか。

#### **古賀和仁委員**

22ページですけど、ため池の廃止測量業務ということについて、ため池というのはかなり数があると思うんですが、まず数がどのくらいあって、現実に廃止したいということで、農業者のほうから、管理できないから、年取ってできないからという、結構多いと思うんですが、どのぐらい出ている、今回2か所ということですが、あとどのくらい残っているんですか。

#### **中垣秀隆農林課農村整備係長**

現在、鳥栖市内に農業用ため池が28か所ございまして、そのうち下流へ人的被害を起こす可能性のあるため池が防災重点ため池として21か所指定されております。

現在、廃止につきましては、1か所、今年度廃止用の整備を実施中でございまして、来年度この2か所を上げさせていただいておりまして、現在要望が上がっているところが、その他2か所、1か所要望上がっておりまして、1か所は現在検討中ということで上がっております。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

管理できないという大きな理由はあると思うんですね。大きな理由というのはやっぱり高齢化に伴ってなかなかできない、ただ利用もほとんどしていないというところもあると思うんですけれども。実際に情報が上がっていて、まだやらない部分については、今後やる方向で検討されるのか、その確認だけ聞きたいんですけれども。



#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

おっしゃいましたように、受益地がないということで、ため池も使っていないということで廃止を要望されております。

今後につきましては、基本的にため池自体が調整機能等の利活用等の可能性があるかどうか、その辺りを市の内部で確認した上、廃止に該当する部分につきましては、廃止の整備を行っていきたいと考えております。

#### 古賀和仁委員

仮に調整池としての機能を果たすことができると考えた場合、その管理については市のほうで委託をされるんですか。そのままもう空っぽの状態にしとって、そのままするんですか、将来的にはどうなんですか。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

基本的に農業用施設ではあるんですけども、廃止を行った場合は、農業用施設ではなくなってしまいますので、雨水治水の担当部署等と協議しながら、今後の維持管理とか、調整池への活用とかにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

#### 古賀和仁委員

農業池でなくなった場合は、担当が変わるということですか。防災とかそういうふうなところに、どこで管理するということですかね、農林課でするんじゃないくて。

#### 佐藤正己農林課長

今、議員が言われているところが、今うちが検討しているところでございまして、廃止の要望が出ているため池の部分につきまして、農業用ため池を廃止して、それで終わってしまうという形ではなくて、調整池という形になりますといったときには、どこが管理するのかっていう部分等の、まだ庁内でのフローとか、どういうふうな——運動広場にするとか、いろんな地元要望とか出てきますので、そういった部分をこういった形で処理していくかっていう庁内の検討をしなきゃいけない部分がございます。

その部分について今、農林課のほうで考えをまとめておりまして、それがまとも次第、庁内の各課のほうに具体的に検討してもらって、最終的には市のほうで方針決定をした上でどういうふうな、例えば調整池になった場合の管理は維持管理課になりますよとか、維持管理課の負担を町にお願いしますよとかっていう部分を今後決めさせていただくことを考えているところでございます。

以上でございます。

#### 小石弘和委員

17ページの使用料及び賃借料3万1,000円。これ用地借上料、J R用地賃借料、立石町と儀徳町。何の用途でされるものかなというように、まず1点お伺いします。

それから27ページの工事請負費、市民の森整備工事費、市民の森遊歩道の改修工事となっておりますけど、どこをどうされるものかなということで、図面か何かあれば出していただきたいなと思うんですけど、どこをどうされるか。というふうな2点をお伺いしたいと思います。

#### **中垣秀隆農林課農村整備係長**

まず1点目の用地借上料につきまして御説明いたします。J R用地の立石町のほうにつきましては、北部のかんがい排水の管路が長崎本線に10平米占用させていただいているものです。儀徳町の分につきましては、南部かんがい排水の管路のほうが鹿児島本線で24平米、占用させていただいているものになります。

以上です。

#### **中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

議員の御質問にお答えします。27ページの市民の森整備事業につきましては、5件の工事を予定しております。内容につきましては、市民の森の広場の水路のしゅんせつ工事、市民の森の中にもみじの丘というのがございまして、そのこの階段の整備。市民の森駐車場に、市民の憩いの場として、屋根と椅子があるんですが、そのこの屋根のほうに穴が空いておりますので、その屋根の工事。市民の森道路沿いの伐採整備工事、その遊歩道の中の整備工事の5件を計画しております。

図面については、後ほど渡したいと思います。

#### **小石弘和委員**

1点目の立石町と儀徳町に何をされるわけですか。何をするために賃借されるわけですか。

#### **中垣秀隆農林課農村整備係長**

かんがい排水の水道管、農業用水管がJ R用地を横断しておりますので、その部分の占用料を計上しているところでございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

これ儀徳町もそういうふうな形式になるわけですかね。儀徳町も一緒に農業用水が結局そこを通っているというように賃借料を払っていると。これ毎年2か所で3万1,000円というふうなことの理解でよろしゅうございますか。

#### **中垣秀隆農林課農村整備係長**

おっしゃるように立石町、儀徳町も同じでございまして、毎年計上をさせていただいてい

るところでございます。

**小石弘和委員**

これ平米数で金額が違うんですか。2か所で3万1,000円を二分化していいわけですか、半分に分けていいわけですか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

まず、立石町のほうにつきましては、1万1,000円で、儀徳町のほうにつきましては、1万9,500円になっております。

以上です。

**小石弘和委員**

分かりました。工事請負費の市民の森の整備工事、どこをどうされるというようなことを図面等で分かりやすく提出いただきたいと思います。

できればそこが幾らかかるんだと、予算ですかね。5か所されるというようなことであれば、できればそこまでお示し願いたいなと思っております。

以上です。

**内川隆則委員**

14ページ、先ほどから次世代の話で、私は、百姓は生かさず殺さずずっとやっていくのが政治のやり方というふうに認識しておりますので、次世代を担う人は、今から先も大変だろうというふうに思います。

そういう前提で、14ページの下から2番目の黒丸の次世代の150万円1人と、新規が150万円ということで5年間ということですが、これは、どれだけの規模の農業をする人たちを対象とするのかお聞かせ願いたい。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

これにつきましては、まず1名の方は、継続ということで、アスパラガスをされている方です。圃場につきましては、儀徳町にありまして、新たに平成30年からされてある方になります。

**松隈清之委員長**

規模、どういう規模でやる人に出るとか、そういう交付する基準はあるんですか。

**佐藤正己農林課長**

次世代人材投資資金の補助を受けられる方は、認定新規就農者という方になってもらわないとこの補助が出ませんので、認定新規就農者になるためには、事前に、就農する前にどこかで農業体験を、例えばアスパラではアスパラの、事業者、農業者のところで3年とか4年研修されてきた方が、新規就農者という形でされまして、規模はある程度収益、5年後、10

年後の収益が回収できる農業の規模という形で、その認定新規就農の中で面積を出されます。

ある程度その中では県の東部農林事務所とか、農業改良普及センターが指導をして、例えば10アールぐらいではちょっと厳しいですよとかっていう指導があって、ある程度生計を立てる、収入が得られる面積規模をある程度指導された上で、本人さんもそれに伴ってそれに向かってするという形で、認定新規就農者になられた方に対してお出しをしている形になっています。

#### **内川隆則委員**

ということは、計算方法が、個人から出てくるわけやね。だからそうなってくると、5年後ないしは10年後経営が安定して、収入が得られますというふうなことの計算方法を出すわけやね。

#### **佐藤正己農林課長**

認定新規就農申請書のほうには計算がちゃんと出ております。

#### **内川隆則委員**

一遍その資料を見せてもらいたいくらい、俺は思うけどね。いちごの話がさっき出よかったけど、今までいちごでもうかったっていう人の話は一遍も聞いたことない。366日働いても収益が出らん、借金が減らない。そういうふうな状況の中で、今言っているように、その計算方法ってどういうふうな計算方法を出されているのか見てみたいと思います。それだけ私は疑問に思うわけです。

だからこのお金が生きたお金になるのか、どぶに捨てるようなお金なのかというふうなことを感じるわけです。

だから5年したら、もう金来んけん辞めたというふうになるような気がしてならんで、質問をいたしました。

#### **佐藤正己農林課長**

次世代人材投資資金の場合、先ほど言われたように5年で辞めると、補助金全額返還という形になりますので、必ず就農は続けないと返還が来ますので、基本的には10年以上皆さんされております。

現在鳥栖市のほうで、次世代人材投資資金とか青年等就農資金を受けられた方で離農された方っていうのは、現状アスパラとかではありませんので、今のところ就農はずっと続けていただいているという状況でございます。

#### **内川隆則委員**

そげん言われると、これ何年したら戻さんでいいと？

#### **佐藤正己農林課長**

現在の次世代人材投資資金については、10年でございます。

**内川隆則委員**

じゃあ、その10年で完全に利益を生むように、生活ができるようになるという計算方法を出すわけやね、皆さん。

**佐藤正己農林課長**

先ほど言いましたように、改良普及センターとか指導員とかが、県の職員の方とかが、ずっと就農終わった後も追跡でサポートチームをつくりますので、毎年2回ないし3回はずっとそういった形で現地に入って指導等を受けて、農業を続けるようなことをされております。

**内川隆則委員**

違う、私が聞いているのは、10年計画で、いちごなんかね、自己資金三千何百万円もかけて仕事をするわけだから。私が聞いているのは、10年後には必ず利益を生むような、借金が返済されて、丸々利益を生むような形の計算方法を出されているんでしょうねっていう。

**佐藤正己農林課長**

申請書の中で出されております。

**内川隆則委員**

だから一遍見せてもらいたいぐらいな感じがします。それは要らんですよ。見せてもらわんで。

次にその下の、中山間地域直接支払交付金ということで10アール当たり2万1,000円。これは1反2万1,000円で、1町作れば、21万円来る計算の仕方ですか、作っている人たち個人に来るわけですか。

**佐藤正己農林課長**

これは協定を結んだ集落、神辺・河内地区と牛原地区。協定を結んだ集落に出しまして、そこでいろんな作業をしてもらいます。草刈りとか、水路の側溝掃除とかそういった作業に伴う日当等で支払うような形になっております。個人の方にはそういった形でしか払われていないということになります。

**内川隆則委員**

これは田畑を作っている人たちじゃなくて、いわゆる草刈りとか側溝の整備とかそういう作業をする人たちに払うわけですか。こういう10アール当たりって何？

**佐藤正己農林課長**

これは国が定めた基準でありますので、国の基準で出しておりますけれど、当然、集落協定を結んで、集落の中で参加しますって言われた農地の所有者の方が入られて協定を結んで、その面積の合計で集落ごとにお金は払うような形になっておりますので、その中で集落の中



それから24ページ。一番下の保険料、森林保険というのは、これ何の保険ですか。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

鳥栖市の市有林のところの保険になります。保険の内容につきましては、保険が5か年対象契約期間になりまして、災害の対象には、火災、風害、水害、雪、凍結とか、8害ございます。それに対して災害の支払い等になります。

以上です。

**内川隆則委員**

そうすると最近集中豪雨で、山が崩れたりするたいね。そういう市有林に対しては、保険が下りてくるわけたい。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

水害も対象となっておりますので、そのようになります。

**松隈清之委員長**

ちなみに今まで支払い実績はあると、ここ数年でもあったけど。

**佐藤正己農林課長**

1度、頭野・芳谷線のところで市有林の森林火災があっております。その火災に関する補償はあっております。

**内川隆則委員**

集中豪雨のとき、あちこち崩れよったよね。そげんとも出されよるならば、最近しょっちゅうありやせんじやろうかなと思って聞いたわけです。

**佐藤正己農林課長**

ここ2年、3年の集中豪雨のときにはまだ市有林の被害等の確認があっておりませんので、保険の請求等はしておりません。

**内川隆則委員**

河内の奥のところにこの頃、これは維持管理課が補修したばってんね。崩れてくるたいね。すると道路に埋まってしまうたい。そがんとは保険でされるとやないと、市有林ならば。

**佐藤正己農林課長**

市有林のうちの、スギ、ヒノキ等の樹木に対しての保険でございますので、それが倒れるとか、燃えるとかっていう形なら対象になります。

**松隈清之委員長**

ということは、そのスギとかヒノキっていうことは、木材の資産としてそれが何らかの形でなくなったら、その木材の価値を補償されるってことですか。

**佐藤正己農林課長**

保険の対象は、市有林の木材のスギ、ヒノキとかですね。例えば今回は、みどり資源に委託している分収林とか、そういった樹木の財産に対して樹齢などをかけながら保険料が算出されておりますので、そういう形になります。

#### **小石弘和委員**

今のお話をお聞きしよと、自然発火になるわけですか。自然発火で森林が燃えたというふうなことも保険対象が主ですか。これ例えば原因者が分かった場合はどんなふうになるわけですか、この保険は。

自然発火で例えば50ヘクタールぐらい燃えたと。これは保険対象になるやろう。例えば火をつけたと、たき火ばしとって森林が燃えたとか、市有林に保険をかけているときにそのときの原因者がはっきりした場合も、保険の対象になるとですか。

#### **佐藤正己農林課長**

申し訳ございません。そこはちょっと把握できておりませんが、前回の頭野・芳谷線の部分はたき火跡が燃えたというふうに聞いておりますので、そこで特定できれば何らかの保険請求をした後に、保険会社さんがされるのか、うちのほうで損害賠償を請求するのにはなるかと思いますが、そういった請求の部分については森林保険のほうでは把握しておりませんので、申し訳ございません。

#### **小石弘和委員**

それははっきりお答えをいただきたいと思います。

それからこういう事例があるんですよ、河内ダムの上の見晴らし台の火災があったわけですよ。こういうふうなものも市有林のところにそういうふうな火災に遭ったときに、そういう見晴らし台も保険対象になるわけですか。

#### **佐藤正己農林課長**

前回市民の森の展望台のところが火災になった部分については対象となっております。

確認をしましたが対象になっておりませんので、保険金の支払いはあっておりません。

#### **小石弘和委員**

じゃあ原因者が分からなければ、保険の対象にならないと。

ということは展望台を復元したのは市の費用で全部やられるわけですね。

#### **佐藤正己農林課長**

前回の展望台の火災のときは、市の費用で復元をしております。

#### **松隈清之委員長**

この森林保険は、見晴らし台とか、もともと対象になっていないんでしょう、補償の対象に。先ほどの話じゃ、要は森林だけでしょう。



公共施設何とかの保険ってあるよね、もともと別個に。別に山の中とか限らず、それは対象にならないんだっけ、そういう山の展望台とか。

全部の公共施設にかかっている保険があるよね、多分ね、道路とかも含めて。

今じゃなくて結構です。（発言する者あり）

最終日にまた調べた上で、先ほどの小石委員のやつも含めて見解をいただきたいと思います。

#### **古賀和仁委員**

前回の火事では、どのくらい焼けて、どのくらいの保険が下りたんですか。

#### **松隈清之委員長**

合わせて最終日にいいですか。

#### **西依義規委員**

先ほどの農業委員会の課題の件で、中山間地にあった遊休農地に関する措置っていう資料があったんですよ。現在、令和2年度に遊休農地が7.8ヘクタールで、昨年度は5.0ヘクタール、ただ平成28年とか43ヘクタールあるんですよ。

で、課題の解消の考え方が、中山間地の山林化した荒廃農地等の整理を行うって書いてあるんですけど、まずこの遊休農地をどういうふうにしたら解消になるんですか。その山林化したのをまた田んぼに戻すわけじゃないんでしょう。どういうふうにしたらまず遊休農地じゃなくなるのか。

#### **倉地信夫農業委員会事務局長**

ちょっとデータが分らないですけど、有休農地の解消といいますか、山林化した、昔みかん山とかあった部分につきましては、非農地通知ということで、農業委員会で議決しまして、もう農地がないということで判断して、所有者の方に送って、一応農地外ということにして減らした経過はあります。

#### **西依義規委員**

令和2年度の目標では、遊休農地の解消面積を1ヘクタールって農業委員会のほうで、目標掲げられているんですよ。それは結局、地目変更か何かして農地じゃなくすっていう意味でいいんですか。この解消っていう考え方は。

#### **松隈清之委員長**

解消の手法として、地目変更なのか、農地として活用していただくことなのか。

#### **久保山智博農業委員会事務局振興係長**

御質問の遊休農地の解消についてはまず、一番ベターなのは、本人に連絡をして解消してもらおうということでございます。回答としては、まず率直に農地を現況に回復してもらおうと

というのが1つです。

それから2番目は、耕作まではされていなくても、いつでも耕作できるような状態にしてもらうというのが2つ目です。

それからここはどうしても作ってもらわないと周りが迷惑をしますよというような場所につきましては、中間管理機構に貸しますというようなことで、そういう中間管理機構を経由して担い手を探すというような、あっせんですね、簡単に言いますと。そういうことをやっていくということで探していく、こういう解消が考えられます。

それから山林化したような場合についてのお尋ねですけど、そちらに対して現地確認をいたしまして、もう木が生えて森のようになっているとか、昔は作ってあったんですけど現在はもう山林になっていて、山林の中に農地がまだ農地として残っているような場合っていうのは、なかなか私もそこまでは把握してないというのがあります。

ですので、現地確認の中でそういうのが上がってくることが、時としてございますので、そういう部分が、令和2年の分としては4ヘクタールほどございますけれども、その分の整理をさせていただくということでございます。

まずそういう2面性から、遊休農地の解消と、山林化した農地を農地として落とすっていうことの面で、解消ということで考えております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

この数字を見ると、令和2年度が1,270ヘクタールのうちの7.8ヘクタールで0.6%って書いてあるんですね。それが全国的に少ないほうなのか多いほうなのか。

それと先ほどおっしゃった、遊休農地を解消していくための、例えば事業費とか、そういったのは、今おっしゃったのはここに書いてある、例えば農業委員や最適化推進委員による定期的な農地パトロールや農家との情報交換により、該当箇所を把握し、その後事務局と確認するって書いてあるんですね。

確認して本人に戻してくださいって言っても、ちょっともう年なんでってなった場合に、新たな経費っていうか事業費がかかるんじゃないかなっていう、その辺の遊休農地を減らしていくための何らかの事業費っていうのはかかっていないですかね。要らないんですかね。

#### **倉地信夫農業委員会事務局長**

事業費としては、農業委員会事務局で補助金を出すとかすることはありませんので、あくまでもそこになりますと農業委員さんとか推進員さんと話し合いをしていただきながら、新しい方を見つけるとか、そういうところはとにかく保全管理だけはしていただくとか、そういうことで話し合いをしていただく場を設けるようなことを行っております。

#### 西依義規委員

さっきの数字、過去に上ったときに平成28年が43ヘクタールあったのが、次の年に14ヘクタールに減って、もう次の年も8.7ヘクタールぐらいにずっと減っているんですよね。

その大きな要因は何ですか。

#### 倉地信夫農業委員会事務局長

その部分につきましては、先ほどちょっと説明しましたが、山林化したみかん畑とか、いうところを非農地通知ということで決めましたので、減っているということです。

#### 松隈清之委員長

よろしいですか。ほかにありますか。

#### 飛松妙子委員

26ページの林道管理委託料と測量委託料のところを御説明していただいてよろしいですか。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

まず、林道管理委託料につきましては、林道の通行管理のための草刈りであるとか、倒木処理、土砂の撤去及び側溝のしゅんせつ、清掃等の林道の管理の委託料を計上させていただいております。

測量委託料につきましては、平成30年の集中豪雨により、神辺町の堂の元地区におきまして土砂崩れが発生し、その際、県のほうの治山事業で復旧を行っておるんですけども、その用地につきましては、山林以外の市道の一部が含まれておりまして、そこを分筆し、山林に地目変更するための測量業務となっております。

以上です。

#### 飛松妙子委員

分かりました。堂の元は神辺だったんですね。探すけど分からなかったものでありがとうございます。

先ほどの林道管理委託料ですが、通行のための草刈りとかしゅんせつとか、そういう委託料ってことですが、これもう随意契約になっているんでしょうか。それとも毎年入札とかされているんでしょうか。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

その時々に必要な箇所、必要な業者さんに対して、ここ何年かはもう随意契約で実施しております。

以上です。

#### 飛松妙子委員

先ほども随意契約ってお話をいただいていたんですが、ここの林道の場所と随意契約の先

の企業名とか教えていただけますか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

林道8路線ほどありますが、それぞれの林道について必要な際に行っております。草刈りにつきましては、九千部山横断線で毎年草が生えている状況にございますので、そこに関しましては、九千部山横断線の草刈りは毎年行っている状況です。

業者につきましては、九千部山横断線につきましては、シルバー人材センターと随意契約させていただいているところです。

以上です。

**飛松妙子委員**

随意契約をしているところもあるってということだったので、その随意契約しているところの路線と企業名とかは言えますか。

**松隈清之委員長**

それ令和2年度でいってことですか。令和3年度の予算ではまだ決まっていないでしょうから。令和2年度の実績でいいですか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

令和2年度につきましては、業者名につきましては、飛鳥緑化建設、酒井組、丸建等と契約をさせていただいております。

**飛松妙子委員**

ということは8路線のうち、3者が随意契約をされたということによかったのでしょうか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

一覧等がないですけれども、3者以外にも契約をしております。随意契約の理由としましては、業務費が50万円以下になっておりますので、その都度その都度、発生した場所について、業者さんに見積り等をとって相談したところで業者を選定して決めています。

**飛松妙子委員**

随意契約が悪いとかいうのを言っているわけではないんですが、できればそういう明細とあります。随意契約、令和3年度も随意契約の可能性も出てくるわけですね。

ですから、令和2年度はこうでした、令和元年度はこうでした、というところで教えていただければと思います。

この林道に限らず、管理委託料というのが結構たくさん出てきて、ほとんど随意契約なのかなってところがあるので、そこは随意契約でもいいんですけど、しっかりと見ていかないといけないかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

松隈清之委員長

資料ってことですか。さっきの林道はいいでしょうけど、全ての随契の資料出せって言われるとちょっとしんどいと思うんですけども。林道でいいですか。

それ出せますか、最終日にお願いします。

## 西依義規委員

先ほど遊休農地で鳥栖市の0.6%が、他市町に比べてどうかという質問したんですけど、それに対する答えがなかったんで、それだけ。

## 倉地信夫農業委員会事務局長

今の他市の分を調べておりませんので、把握できておりません。

## 西依義規委員

後で出してください。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では議案乙第 6 号令和 3 年度鳥栖市一般会計予算の農林課、農業委員会事務局関係議案の質疑を終わります。



## 議案甲第4号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第４号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 佐藤正己農林課長

議案甲第４号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。最初に条例案参考資料14ページ、15ページをお願いいたします。

改正理由といたしましては、ミニキャンプ場の利用者の増加に伴い施設における利用者の安全確保及び適切な管理運営を図るため、ミニキャンプ場の使用料を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、市内居住者及び会員は一般利用料金を現行の210円から550円、

小・中学生を100円から440円、市外居住者の一般を310円から660円、小・中学生を210円から550円に改正を行い、新たにテントサイト1区画につき550円を設け、ミニキャンプ場の使用料に加算するものでございます。

続きまして、御手元に配付いたしております建設経済常任委員会参考資料、農林課分をお願いいたします。本日は修正がありますので差し替えで赤い修正をする分をお願いしたいと思います。

まず、現状の課題につきまして、2ページをお願いいたします。

現状ミニキャンプ場の利用者は年間1万人を超える利用があっていることから、トイレのくみ取り、流し台やトイレ清掃、場内清掃と施設管理に係る費用、それに対応する職員やフロント対応等人件費などが増えており、入場料では賄い切れない額になっております。

また利用者が増えたことでキャンプ場内の車の台数が増えたため、利用者間の密集、車台数の増加により危険性が増しております。

表①は、平成29年度と令和元年度の利用状況、収支内訳でございます。見ていただければ分かりますように、平成29年度の利用者は179人、令和元年度1万696人、売上げは4万1,500円に対して248万9,600円、支出額は19万1,618円に対し583万9,303円となっており、損益額は平成29年度マイナスの15万118円、令和元年度は334万9,703円のマイナスとなっているところでございます。

その内容につきましては、汲み取り料、砂利搬入、敷設業者委託、人件費になりますけれども、トイレ場内清掃、電話対応フロント受付、苦情対応、それから消耗品と砂利(10kg袋)職員敷設等を購入する費用として、内訳を出しているところでございます。次に3ページをお願いいたします。

使用料改定の説明をいたします。改訂の内容は、今後のキャンプ場維持経費分として年間700万円程度――資料5ページの参照をお願いいたします。

下段の表の収入支出内訳の支出のところが、令和3年度では694万1,000円を見込んでいるところでございます。これを切上げいたしまして、年間700万円という形で計算をいたしております。

市内居住者の大人の使用料額を利用者見込み数1万人で割り返すと、1人当たり700円の経費が必要という形になります。平成29年度の施設利用料改定時に、施設維持管理費用に係る使用料収入総額と指定管理の割合を6・4というふうな基準を設けて前回改定をしておりますので、この基準から700円の6割は420円となり、切上げを行い500円としております。ですから、市内大人利用者の使用料は500円といたしております。

鳥栖市の他の施設で、市内利用者、市外利用者の区分及び大人と子供料金を設けているの

は、体育施設がございます。あとは市外料金を設けているのは、鳥栖市斎場条例がありますけど、これは、市内の方は無料、市外の方は有料ということになっておりますので、体育施設のほうが参考になるかと思えます。

体育施設につきましては、市外利用者は市内利用者の2倍の料金設定となっております。また、子供料金は2分の1の料金設定となっております。今回の料金改定につきましては、平成29年度の施設使用料改定時の基準を踏襲し、子供との差額、市外利用者との差額をそれぞれ100円として、市内子供100円マイナスで400円、市外大人100円プラスして600円、市外の子供、市外の大人600円から100円引いて500円とし、消費税を乗じた金額を使用料といたしているところでございます。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。区画使用料の積算根拠について説明いたします。今回、試験的に区画割りを行って運営を行いました。その結果として、弊害として予約時に別グループを装い隣接する複数の区画を予約し、利用する際には一つの区画にまともって利用する事例等があるなど、適切な利用がなされなかったことから、区画使用料を徴収する方針を決定したところでございます。

また、テントサイト1区画の金額につきましては、下のほうにあります近隣オートキャンプ施設の使用料内訳にありますように、県内のキャンプ場のサイト利用額を参考にしています。

この額でいきますと、個人使用料を徴収しサイト区画料を定額にする料金設定と、個人使用料は徴収せずにサイト区画料のみを設定する料金があっているということがありました。本市といたしましては、個人使用料を徴収していますので、サイト区画料を低い金額にするということでの選択をしているところでございます。

今回550円という金額を設定したのは、今までの利用状況から平均利用者大人2人子供1人として、今回の金額は550円を合わせると、市内利用者2,090円という形になりますので、そうしますと、一番安い小城市の分が2,090円という形になりますので、大体同等ぐらいの金額になるというふうに設定したところでございます。

5ページをお願いいたします。使用料改定案につきましては、先ほど説明いたしましたので省略いたしますが、下段の表をお願いいたします。今回の使用料改定によりまして、令和3年度の収入支出内訳でございますが、収入は1万90人で788万2,600円。支出は、いろんな支出をしたところで最終的に694万1,000円で、収支で94万1,600円の収入増という、利益が出るような形になっております。6ページをお願いいたします。

最初の段は、大体の利用人数の予測をした表でございまして、4月から3月までで1万90人で、市内大人、子供を半分半分でお寄せいただいた形で、この金額を基に料金を計算した

ところでございます。

最後の今後の使用料改定の検討についてでございますが、平成29年度、30年度の大規模改修により、地域休養施設及び滞在型農園施設は一体化をしております。現在は、鳥栖市地域休養施設条例、鳥栖市滞在型農園施設条例の下に施設使用料金の徴収を行っておりますので、今後施設に関する条例の統合を行い、施設使用料を一本化することを検討していきます。

また、鳥栖市地域休養施設条例は市内料金、市外料金の区分を設けておらず、滞在型農園施設条例では市内利用者、市外利用者の料金区分を設けているというふうな形で、条例が分かれていますから、このようなことから、統合後の料金設定については、市内利用者、市外利用者、大人、子供に係る料金設定について、基準を設けることを検討し、その基準において料金改定を行っていきたいと考えております。

以上で鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **内川隆則委員**

市民の生活環境がよくなったせいか、ここの場所は以前と比べて、バンガローみたいところにエアコンがついていないと宿泊がなかなかおぼつかないということで、何もなかったところにテント張ってやるということは、皆もうしないだろうというふうになってきていたんですが。

突如コロナの影響でか知らないけれども、こういうふうにして増えてきたというふうなことでありますが、原因と、今後の見通し、いつまでもコロナがこういうふうなことでもないでしょうし、どういうふうな見通しを立てられているのか、直接関係ないけど、お聞かせ願いたい。

#### **中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

議員の御質問にお答えします。おっしゃられたとおり今コロナ禍でありまして、ソロキャンプとかがはやっていると感じておりまして、ここ近年、急激に増加しています。

今後については、コロナが影響するかどうか分かりませんが、まだまだソロキャンプ等がはやっていて、続くと思っております。

以上です。

#### **松隈清之委員長**

ほかありますか。

#### **飛松妙子委員**



今、いろんな市町のことを書かれて御説明いただいたんですが、具体的に、この場所が鳥栖の滞在農園と何が違うのか、例えば鳥栖のキャンプ場に関しては、車ごとその場所に入ってキャンプができるんですけど、示されたこの場所というのは、車もそうやって入って鳥栖と同じような感じでキャンプをされていらっしゃるのか。

あとトイレの整備とか、例えば鳥栖の場合は上に宿泊施設がありますので、お風呂があるのかとか、その辺のことを御説明いただきたいと思うんですが。

#### **佐藤正己農林課長**

全てについて把握はしておりませんが、例えば波戸岬キャンプ場でありますと、区画の中に電源の取れるような設備があるとか、道の駅大和オートキャンプ場でありますと、これも電源利用ができるという形できちっと区画を整理してありますし、道の駅ですのでトイレとかそういった部分はきちっと管理してあるような形になっております。

全ての施設の状況については把握していませんが、ある程度区画が高いところで電源料というのは、きちっとサイトがあって車を横につけて電源を使えるような形になっているというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

どのような感じで他の市町と比べて積算されたのかなというところをちょっとお聞きしたかったんですが。あまり把握ができていないというところかと思います。

あとこの料金体系に関して、現行と改正案を見比べたときに、例えば一般の場合、市内210円から550円になったことで、料金的に2.6倍、小中学生は100円から440円なので、4.4倍、市外の居住者に関しては、一般が310円から660円で、2.13倍ぐらい、小中学生が210円から550円で2.6倍ということで、市外より市内のほうが料金体系がかなり高く、特に小中学生に関して4.4倍。今まで100円で泊まっていたところが440円かかるということは、子供を持つ御家庭にとっては大変負担が大きくなる。

というところを見たときに、どういう積算でこういう金額にされたのかなというところがとても不思議に思っております。ただ単に700万円を出すために計算されてあるんじゃないかなというところが伺えましたので、この辺りのことはどのようにお考えでしょうか。

#### **中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

議員の御質問にお答えします。おっしゃるとおり700万円のまず積算ではありまして、そこから1万人を割りまして、税抜500円、一般の500円というのを決めております。

そこから前回同様の差額、前回一般210円から、子供が100円の100円差、これを同じく500円から100円引きまして400円、そこを基準に、また市外も100円高い600円、そこからまた子

供が100円引き500円税抜ということで今回積算を決めさせていただいております。

以上です。

**飛松妙子委員**

それは分かるので、だからこの市内と市外の単価の差について、鳥栖市がとても高く感じるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**佐藤正己農林課長**

今回の改定につきましては、先ほど課長補佐が説明しましたような形で計算をいたしております。また議員が言ったように、基本的に700万円を超える改正にするっていうところも1つ目的としてありましたので、そういった部分は御指摘のとおりかなと思ってはございます。

最後のほうに今後っていうところで御説明しましたが、前回改定から5年経過しております。平成29年度改定のときの計算も同じような料金で、お風呂の利用者の部分も現実的には大きく変わってはいませんが、同じやり方をして、金額的には半額という形になっております。今後そういう形になっておりますので、さっき言いましたように市内、市外、大人と子供の料金体系の部分の見直しを早急に行いたいと考えております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

例えばこの1万人いますっていった中で、例えば市内の利用者の子供が、大人がどのくらいいるのかとか、市外の方がどのくらいいるのかとか、そういうところまで積算した上で、鳥栖市の利用者が少ないんだと、だからもう私たちは市内じゃなくて、市外の人たちを呼び込むんだっていう思いでこの金額を決めたんであればそういうふうに言っていただきたかったんですね。

逆に言えば、せっかくこんないい場所があるのに、鳥栖市民の方々が知らなくて、こんなに近くでキャンプできるのに、安くできるのにつけていうところで、もしかしたらPRが足りてなくて、キャンプされていないというところもあるんじゃないかなと思ったので、その辺のことの認識とかいうのも、できたら教えていただければと思うんですが。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

議員の御質問にお答えします。現状のミニキャンプ場につきましては、市外の方が利用は多い実績等あるのかなと思っております。

現状はそういう状況です。

**松隈清之委員長**

細かい数字とかって把握されていますか。現段階では把握できていない、調べれば分かる、今、手元にないだけで後からは分かるっていうことですか。申込みのときに何も書かんとか

な。

現行でも市内とか市外と違って書いてあるってことは、申込みのときにあるんでしょう、だから実績としては分かるんだよね。すぐは分からない？後からなら分かる？

**佐藤正己農林課長**

現行、キャンプ場の指定管理者のほうから毎月月報を頂いております。その中では利用件数と利用者数、それから鳥栖市の利用件数については報告をしていただいております。具体的に大人の件数が幾ら、子供の利用者が幾らっていうのは現行報告をしていただいておりますので把握はできておりません。

**松隈清之委員長**

報告はもらってないんだけど、向こうでは分かるんだよね、申込みの区分が違うってことは。料金が違うから。

**佐藤正己農林課長**

滞在型農園施設のほうではフロントで受付時に住所、利用者人数を把握してもらっておりますので、申込書を書いてもらっていますのでそれは把握できます。

**松隈清之委員長**

だからこの料金改定のときに、そういう実績を調べてないのかなあということなんですよ。先ほど飛松委員が言われているのも。

だからそういう過去の実績見て、今回の料金体系で照らしたらこれだけ金額が――仮に令和元年度の実績で照らしていくと、料金改定のときには、これぐらいの金額になりますよとってっていうのがあるんだったらそれはそれでいいし、どれだけ市外の利用があるのかとってっていうのが分かったほうが、金額を出すときに説得力があるんじゃないかなということなんですけど、把握していないんですね。

**中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

今の市内、市外につきましては、今回の積算につきましては、皆さんの御手元の6ページのこの人数としまして計算をさせていただいているところです。

**佐藤正己農林課長**

料金の試算をするときには、ある程度担当が指定管理者のほうとやりとりをしまして、大体さっき言いました大人と子供の利用割合とかいうのは聞いておりますし、あと平日の利用者の人数、土日の利用人数とかっていうのを確認した上で、積算をしておりますが、そこで市外と市内については確認をしておりません。

**松隈清之委員長**

試算を見ると、大人と子供と違って大体基本的に半分で、ざっと市内、市外も結局半分ず

つみたいな。さっきの説明だと市外が多いとかっていうけど、ここでは同数になっているよね。大人も子供も半分、大人に対して子供がその半分っていう感じなんだけど。これが本当に正しいのかなあっていう感じがするわけですよ、この割合が。実績が見えないから何とも言えないんだけどね。

いずれにしても今回はこの金額でどうですかっていうことであるんですけど。

ちなみにテントサイトって1区画につきですけど、これテントサイトって今ないんですよ。区画って決まっていらないのかな。

#### **中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

利用者が増えた頃、昨年の9月ぐらいから試験的に決めまして、区画割りを試験的にやっていて、今はございます。

#### **松隈清之委員長**

ということは、このキャンプ場でテントサイト何区画取れるのかな。

#### **中牟田恒農林課長補佐兼農政係長**

今、41区画で計画をしております。

#### **松隈清之委員長**

ということは41区画埋まったらもうそれで入れないということになるんですかね。1人で来るときでもテントサイト1区画につき、例えば大人だったら1人料金、大人でいうと、1,100円が最低金額、1人ソロキャンプでもっていう考え方ですよ。

#### **佐藤正己農林課長**

そのとおりでございます。

#### **松隈清之委員長**

41区画で、もう今満杯になることって結構あるんですか。この令和2年度の実績で。

#### **佐藤正己農林課長**

土日につきましては、土曜から日曜にかけてになるんですけど、ほぼ満杯になっております。

#### **西依義規委員**

十分説明は聞いたんですけど、ほんと単純に考えて、例えば同じような価格設定、例えば市民プールがあるんですよ。今年子供100円、大人200円、シンプル。ただ今度から市民プールを子供440円ですよというような議案を出されているのと一緒に。

市民からすれば、指定管理者とか何とかそんな話知らんし、市民の方は100円が440円になるっていう、だからもうあとは皆さん方のこの読みが、こんなに小学生行かないと思うんですよ、もう440円だったら。

だからもう、多分あとは民間と一緒にでもう440円が高いなら行きません、200円やったら行きますみたいな、もう天に任せるしかないような数字だと思うんですけど。

これ本当にこの積算根拠が、それはどうかなと。もちろん市外の方はあんまり分からないんですよ、ちょっと上がるんですけど。

だからその辺の料金改定って、いろんな目線で見えていったほうがいいんですよ。指定管理者側やろうが役所側やろうが、市民側の気持ちがちょっと足りんやったような気がするんですけど。

もしこれでもう、いや、やらしてくださいっていうことであれば、僕はやっぱりトイレとか炊事場とか、せめてミニキャンプ場って名乗れるぐらいにはして行って、440円出しても市民の小学生が行きたいというぐらいにさせていただきたいなという気持ちがあるんですけど、いかがですか。

#### **松隈久雄経済部長兼上下水道局長**

今、いろいろと御指摘いただいた点につきましては、誠にそのとおりだと、その調査等を今後も続けさせていただきまして、今回この議案でぜひお願いをさせていただいて、またその都度資料提示をさせていただきまして、ここ1年のうちには当然施設自体の統合で料金統合というやつも、課題としてございます。その中で改めて満足のいくような資料を提出させていただいて、決定前に、この委員会の中で資料を提示して、議論のほうをお願いできればというふうに思っております。

ぜひ、今回よろしく願いいたします。

#### **内川隆則委員**

そうであるならば、付け加えたい分が2つ。1つは、コロナだからこういう状況だけど、コロナが続かなくても、ずっと増えていくという答弁やったけど、絶対落ちると思うこれ、絶対落ちると思う。今もうバンガローでエアコンつきでないと泊まらんような、市民の環境よね。だからテント張って、何もなかところに。こういうふうなやり方するのは、長く続かんと思う、絶対。

それともう一つ、あそこの下の河内の河川プールも、市外が圧倒的に多い。だから鳥栖市民は、市外に行くわけよ。鳥栖市には市外から来る。それは子供連れで、我々の時代も一緒やったけど、子供連れで行くならば、ちょっと違ったところに、遠くに足伸ばしていこうというふうなことが必ず起きる。だから鳥栖市民は市外に行く、市内には市外から来る。これが圧倒的に河川プール見ても一緒、そういうふうなこの現象っちゅうのは、前提として、料金の話も加えてください。

よろしく。

**松隈清之委員長**

ほかにありますか。

**飛松妙子委員**

子供クラブとか団体が利用する場合の割引、その辺も付け加えていただければと思っておりますので。

**佐藤正己農林課長**

子供クラブ等が利用される場合は、現在も減免はしておりますので、子供クラブは半額減免になりますので、現行は50円という形になりますし、改定後が220円となります。

**松隈清之委員長**

今回、改定案出されておりますけど、また近いうちというか、施設の統合に合わせて、改めて料金を提示したいということで、提示前には委員会にも御相談をするということでございます。

いずれにしても、例えば今、委員からあったように、大人は別としても子供の料金が上がり過ぎじゃないかと。例えばこれが、大人と子供が100円違いやけんてなっているけど、見方によれば半額なんですよね、大人の半額なんですよ子供って。だから550円が270円とかになってもおかしくないんですよ、考え方ですれば。

ただそのときに270円でいいのかも去年の実績とかで、この人数で金額出したら、270円でも市外がこのままでも採算取れるじゃんってなればいいじゃないですかって言えるけど。

今その数字がないからその議論ができないですよ。

だから今後また、実績見ながら考えていきたいと思いますんで、そういうデータもちゃんと指定管理者のほうから、大人と子供とか、市内、市外も細かく分かるような報告書のほうを出してもらうようにお願いしてください。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案甲第4号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例に対する質疑を終わります。

以上で農林課、農業委員会事務局に対する質疑を終わります。

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、再開を午後1時10分とし、執行部準備のため暫時休憩いたします。

**午前11時57分休憩**



たしました車止めの取替え工事費でございます。

委員会資料の34ページをお願いいたします。節18負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明をいたします。まず、説明欄の上から5行目、企業立地奨励金に関しましてですが、主要事項の資料をつけておりますので、次のページを御覧ください。

市内に事業所等の新設、増設などを行った進出企業に対する奨励金となっております。今回5社に対して、1億5,683万7,000円を交付するものでございます。交付対象企業の内訳といたしましては、5社ありますうちの1年目大石ホールディングス、大石膏盛堂並びに東洋新薬。2年目となっておりますアイリスオーヤマ。それから3年目となっております三井住友信託銀行でございます。

次に雇用奨励金でございますけれども、これにつきましては、事業所等の新設や増設によりまして、新規に市内居住者を雇用した人数に対しまして、1人当たり20万円を交付する制度でございます。今回は2社に対しまして2,040万円を交付するものでございます。ちなみに2社の内訳といたしましては、大石膏盛堂30人、それから東洋新薬が72人という内訳となっております。

委員会資料の34ページでございます。節20貸付金につきましてですけれども、例年同額の3億3,800万円を計上しております。

内訳といたしましては、商工中金1,300万円、佐賀東信用組合2,500万円。それから市小口融資資金預託金3億円という形になっておりまして、市内の各金融機関のほうに預託するものとなっております。

節21補償、補填及び賠償金でございますけれども、市小口資金融資制度に基づく中小企業への融資に係る保証料を全額負担するものでございます。

節27繰出金につきましては、産業団地造成特別会計へ繰り出すものでございます。

委員会資料37ページをお願いいたします。節14工事請負費の主なものにつきましては、昨年7月の豪雨の際に、倒木により被災いたしました御手洗の滝の倉庫、これを再設置するのが主なものとなっております。委員会資料の38ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、観光イベント推進補助金に関しましては、次のページの資料を御覧ください。

委員会資料39ページですけれども、例年でございますけれども、鳥栖山笠、まつり鳥栖、とす長崎街道まつりなどの観光イベントの開催、それから観光ボランティアの育成など、まちづくり推進事業に必要な経費を観光協会に補助するものでございます。

なお、新型コロナ対応の臨時交付金を活用いたしました経済対策につきましては、3月補正の御審議の際に、三密対策のほうを繰り越して、令和3年度対策をまた引き続き講じてい



くってというふうに御説明いたしましたけれども、新年度につきましては、それとは別に予算のほうは一定確保しております。その事業内容及び実施時期につきましては、検討を行っているところでございます。2月18日の委員会の際にも、御指摘をいただきました影響を受けた業種の分析など、そういったもの。それから事業者の方々の生の御意見とかも収集をさせていただいて、今後の状況を見させていただき、実施をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **西依義規委員**

32ページに勤労者協議会補助金70万円とあるんですけど、勤労者協議会の主な活動内容等を教えてください。

#### **樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

勤労者協議会補助金について御説明をさせていただきます。勤労者福祉協議会に対しまして、支給する補助金でございまして、こちらにつきましては、会の目的といたしまして、勤労者の親睦と融和を図り、勤労者相互の連携を深めるということで会が設立しております。

具体的な事業といたしましては、労働問題講座、それから労働問題相談、パソコン教室等、その他レクリエーション関係の事業をなさっておるところでございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

正式名称は何て言うんですか。事務局はどこにありますか。

#### **樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

正式名称は鳥栖市勤労者協議会でございます。会長は、中村議員でございまして、事務局につきまして……。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

事務所の場所につきましては、以前はトスパレス内にあったんですけども、移転をされて、桜町のほうに今あるようになっております。

#### **西依義規委員**

補助金なのでどういう団体に補助されているのかなっていうのも、何となく文字で分かるんですけど、どういう活動をされて、例えば何名ぐらいの勤労者が登録されとって、そのほかにもいろいろ体協の補助金とか、PTAとか、子どもクラブとかいろいろあるんで、文字で大体分かるんですけど、ここがどういう——何名ぐらいの団体ですか。

#### **樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

こちらにつきまして、会員が560名でございます。主なメンバーといたしましては、市職労をはじめ、県職労といった方々が会員となっております。

#### **西依義規委員**

補助金の額にいろいろ言いにくいところあるんですけど、例えばもちろん人数でいっぱい、ほかの団体いろいろある中で、この70万円という額が私の感覚でちょっと多いなと思ったんですけど、例年ずっとこの額ということですか。

それともどういう基準に対して何割とか、何%とかを決められているのか、その辺について教えてください。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

補助額につきましては、例年70万円となっております、事業に対する補助金ということで、実績報告を出していただいて補助しているものでございます。

#### **西依義規委員**

ということは、例えば140万円ぐらいの事業をされとって、その2分の1の70万円ぐらいの補助をしているのか。それとも丸々、例えば七、八十万円ぐらいの事業で、70万円ぐらいの補助金として行っているのかだけ教えてください。

#### **樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

事業費の総額といたしましては、190万円程度でございます。そのうち70万円ですので、補助金の占める割合といたしましては、30%程度かと思われます。

以上です。

#### **西依義規委員**

ちゃんといろいろ内部で精査されて決められた額だと思うんで、言いませんけど、ただいろんな団体ってその時代時代に応じた活動があって、例えばその時代、その団体は違う団体に移行したり、新たな団体が出てきたりっていうのがあるんで、数年に1回は補助金もいろいろ見直しじゃないけど、70万円の妥当性については、ずっと70万円だからというよりも、5年に1回ぐらいこう何かするとかそういうのはないんですかね。ほかの団体もいろいろ、観光協会もいろいろ補助金あるんですけど。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

例年当初予算を組ませていただく際に、担当課のほうから適切なのかというのは、まずもって計上する際に、財政課とかには説明が必要になってまいりますので、何年かに1回とかいうわけではなくて、毎年度毎年度その額でいいのかっていうのは、適切に判断して計上を行っております。

**飛松妙子委員**

今のところで、インターネットで調べてみたんですけど、出てこなかったんでもう一度確認ですけど、名前は鳥栖市勤労者協議会、会員は、県の職員と市の職員で鳥栖市の方が会員560人、中村議員が会長っておっしゃられたんですかね。中村議員というのは市議会議員、中村直人さん。副会長さんはどなたですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

副会長さんまでは手元に資料は持ち合わせておりません。私が先ほど桜町と申し上げましたが、すみません、現在は土井町のほうに事務所がございます。

**飛松妙子委員**

あとその会長さんとか副会長さんの任期とかは、こちらではもう把握せずに向こうでされているってことで、補助金だけ出しているような感じですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

こちらのほうでそういった会長さんの任期だとか、いつまでっていうことでは把握はしていないところでございます。

**飛松妙子委員**

分かりました。ありがとうございます。あと35ページの、先ほど雇用奨励金2社、大石膏盛堂さん30人、東洋新薬さん72名っていうことだったんですが、例年どのような推移をしているかをまず教えていただけますか。

**三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長**

御質問は雇用奨励金の例年の交付額っていうふうなことですか。

過去3年間でまいりますと、平成30年度が3件、320万円。平成31年度、令和2年度につきましては、該当企業はございませんでしたので、交付しておりません。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。例年私も記憶が――こんなにあったかなと思って、お聞きしたんですけど、今回102名の方を雇用していただいているってことで、この方々は、非正規、それから社員関係なしで102名の方に対してお支払いということによかったのでしょうか。

**三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長**

雇用奨励金につきましては、正社員の市内居住者というふうなことでございます。

以上です。

**飛松妙子委員**

正社員ですね。あともう一つお聞きしたいのが、雇用したときは鳥栖市内にいらっしゃっ

ただ、その後、例えば引っ越して久留米市に在住しているとか、そういう場合もあるのではないかなと思うんですが、その辺の最初の企業さんとの取決めといいますか、どのようになっていますでしょうか。

**三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長**

雇用奨励金の交付の条件につきましては、まず進出企業さんとは進出協定を締結させていただくんですけど、その進出協定をした時点から操業を開始して操業開始1年後までに、鳥栖市内の方を雇用した場合というふうな条件になっております。

**飛松妙子委員**

ということは、その時点で鳥栖市在住であればという事ですね。他の市町もそういう形でされていらっしゃるのか。それとも何か、そこにまた1つプラス、居住を何年間とかしていただくとかいうのを設けていらっしゃるのか。

鳥栖市はそれをされていないってことなので、そういうことは調べるとかはされていますか。

**三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長**

雇用奨励金に似たような制度っていうのは、県にもございます。県内の市でもやっておられるところもございます。

**飛松妙子委員**

市内に事業所等の新設とか増設していただいたところで、また雇用していただいたということで、1人20万円の奨励金を出すということで、今回は100人、2,000万円という金額が出されています。ですから、また今後こういう金額が出るのであれば、その辺も考えていったほうがいいのかなという気が私自身はしたのですが、他の市町の状況を見ながら、その辺の企業との取決め、今後検討してくださいとは言えないんですけど、考えていただければなということを思いました。

何かそれに対してございますか。

**松隈清之委員長**

その辺のところっていうのは、市内に何年間か居住してもらう条件とかも要るんじゃないかということですか。

**飛松妙子委員**

そうですね。そういうルールというか、検討というか、金額が2,000万円とかすごく今後増えるのであれば、どうなのかなというところで他の市町の状況も確認しながら、雇用奨励金というものをどういうふうに考えていったらいいのかなっていうところで。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

企業立地奨励金、それから雇用奨励金もですけども、このままの制度でよろしいのかというのは、毎年度毎年度先ほどの補助金ではございませんけど、この姿でいいのかっていうのは随時、検討はしていくべきだと思います。

居住要件を入れたらどうかという御提案も検討に値すると思うんですが、鳥栖市内で働いていただけていること、市内に通勤していただいている、鳥栖市にお住まいのときに勤務されて、その後御結婚されて市外に行かれたかもしれないですけど、引き続き鳥栖市に勤務されているっていう状況の方もおられるかもしれません。ですので、ちょっと居住要件を縛るっていうのはどうかなあと思うんですが、ただ、そういった事例がほかにあるのかないのかというのは、調査等は必要ではないかなと思っております。

以上です。

#### 飛松妙子委員

ぜひよろしくお願いします。

以上です。

#### 松隈清之委員長

ほかにありますか。

#### 内川隆則委員

今の話は、それぞれの県市町村で来てもらいたい、力を入れたいというところは、極めてそこにお金を注いでいるわけよね。例えば阿蘇に工場団地があるけど、無料で来てくださいますと、土地はただで提供しますというようなところもあるしね。

だから鳥栖市の場合、黙っとったって来るけんが、非常に条件というのは幾らか厳しい部分というのはよそに比べてあると思うたかね。

だからそれはそれぞれで考えてやるべきであって、他の市町村と比較する必要は何もないというふうに思うわけです。そこで昭栄化学工業が、去年かおととしか知らんけど東京の本社を鳥栖に移したたかね。

だからそういうものに対してどう扱うかというふうなことは、全然考えていないだろうかなあというふうに思うけど。例えば先ほどの大石膏盛堂や東洋新薬なんかは非常に利益を出している会社だよね。なのにそこまでせないかんかというふうな思いもあるし、じゃあ昭栄化学の場合どうなのかというふうなことも考えるので、改めてその辺どう思われているのか、ちょっとお聞きしたい。

#### 三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

昭栄化学さんが、研究開発部門を鳥栖のほうに移していただきまして、本社機能の一部というふうなことで、来ていただいております。ただ鳥栖市には、それに対しての優遇措置と

というのはございませんで、県のほうにはありまして、県のほうから補助金が出ています。あと国がしている、税制とかの優遇措置というのは該当されてあるというふうにお聞きしています。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

先ほどおっしゃられた、既存企業といいますか、利益を上げておられるかもしれないだろうという企業について、どうなのかっていうところでございますけれども、市内に本社を置いていただいとるわけですが、この後、甲議案で工場立地法の準則条例等を出しておりますけれども、そこでもちょっと触れるんですが、市内にそのまま、本社機能、生産拠点を置いていただくためにも、奨励金制度っていうのはそれなりの投資をしていただいたところには、必要ではないかなというふうに考えております。

と言いますのが、先ほどおっしゃられた企業の中でも、関西のほうに拠点をつくりたいとかいうことで、一部本社機能を移したいとかいう御相談とかも受けたりはするんです。実際されてはいらっしゃるんですけども。

そういったことで、違うところに市内の製造工程の拠点の一部を、それなら、より優遇があるところ、需要が多いところに移そうかっていう検討は聞きますもんですから、そういったことの防止策といいますか、そういう流出がないようにするためにも、奨励金制度っていうのは一定必要かというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

先ほど農林課の議論、滞在型農園施設の条例でキャンプ場の値段を上げるという議案だったんですけど、部長がいらっしゃるんであれですけど、結局、市民絡みでは、御手洗の滝キャンプ場は商工振興課の管轄、とりごえ荘のほうは農林課の管轄で、観光と見た場合、観光は商工振興課の所管ですんで、もしとりごえ荘とやまびこ山荘の国の縛りとかもないのであれば、本当にそこが農業という目的なのか、今利用されているのが、観光という目的も結構あると思うんですよ。

その辺で、僕はどちらかに――どっちでもいいですよ、農業のほうに全部、四阿屋から御手水の滝から、で、農林観光課にするのか、それとも商工観光課にするのかっていうのを、今、あんまり合っていないと思うんですけど、その辺について部長として何か思われますか。

#### **松隈久雄経済部長兼上下水道局長**

確かに以前は、所管がそういう具合でしたので、所管する農林であり、商工でありという形になっておりましたけれども、言われるように基本的にはその縛りがもうなくなってきた、基本的には河内地区についてもそういうレクリエーションエリアという形ですので、皆さんに自然等に親しんでいただければということが第一の目的ですから、当然、市役所の中でも、

そういう議論を確かにやっていく必要があるかと思っております。

以上です。

**松隈清之委員長**

ほかにありますか。

**内川隆則委員**

今、やっていく必要がありますって言ったけんが。結局、国から県からの補助の関係でそういうつながりを持ってやっているわけやろ。だからそういうやつは関係ありませんというふうなことで一くくりにできるならば、農林課の補助であろうと、商工振興課のそういう補助であろうと関係なく、一くくりにしますということが市でできるならば、できるならよ、今部長が言ったふうなことになると思うばってん。できんなら、考えたって一緒、どうですか。

**松隈久雄経済部長兼上下水道局長**

それができるかどうか、それが適切かどうかということを考えていくということでお答えしたつもりでございます。

**松隈清之委員長**

現状もうその縛りがなくなったんですね。縛りがなくなったので、検討していくと。

ほかありますか。

**飛松妙子委員**

37ページの観光施設整備工事費、御手洗の滝駐車場倉庫建設工事、四阿屋遊泳場のしゅんせつ工事等で、まず費用がどういうふうになっているのかと、御手洗の滝の駐車場倉庫建設は、内容的にどういうものなのかっていうのを教えていただけますか。

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

観光施設整備工事費についてお答えをさせていただきます。まずこちらにつきましては、御手洗の滝の駐車場倉庫の建設工事が先ほど課長のほうから御説明をさせていただいたとおりでございます。昨年の豪雨によりまして、倒木をいたしまして、それによりまして御手洗の滝にあります倉庫が破損いたしましたので、それを建て替える工事でございます。

それから四阿屋遊泳場のしゅんせつ工事、こちらにつきましては、四阿屋につきましては、夏場に親水施設として、本市のほうで管理をさせていただいておるんですけれども、そこを開設する前に、泥のしゅんせつをして泳げる状態にさせていただくということで、毎年させていただいているものでございます。

事業費について申し上げます。四阿屋遊泳場のしゅんせつ工事一式が約53万円、それから御手洗の滝の駐車場倉庫建設工事が187万円、駐車場倉庫を解体させていただきますので、そ

ちらの解体工事が24万円。

それからとんぼ公園につきまして、こちらについてはしゅんせつ等させていただきたいと考えておりますので、こちらが400万円。それからとんぼ公園の案内板のほうが壊れておりましたので、そちらについて、設置工事をさせていただきますので25万円、計689万円の予算を見込ませていただいております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。とんぼ公園がついていなかったの、どこに入っているのか分からなかったんですが、ここだったんですね。

とんぼ公園のほうが高かったのに、今お聞きしたら、工事等の中に含まれてしまって、そういうことですね。とんぼ公園に関して私も拝見させてもらって、担当課の方にも来ていただいて、今後とんぼ公園をどうしていくのかという課題もかなりあるのではないかと思っておりますが、看板も設置をしていただけるということで、ありがとうございます。

あと四阿屋のしゅんせつを毎年されているってことなんですけど、この53万円って毎年同じ金額なのか、あと契約関係はどのように、随意契約とか、その辺を教えてください。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

例年、四阿屋遊泳場は夏休みに開設をしておりますけれども、その前にしゅんせつをしております、例年50万円程度でございます。この工事請負費につきましては、130万円未満ですので、随意契約で行っております。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。もう一つ教えてください。随意契約は、何年間とかあるんですかね。もうずっと随意契約できるってことでよかったのでしょうか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

地方自治法施行例の中に金額、随意契約の範囲が決まっております、工事請負費であれば130万円、委託であれば50万円。そういったことでやっておりますので、何年間とかいう縛りはございません。その金額に応じて、随意契約するのかそれとも入札をするのかで判断をしております。

以上です。

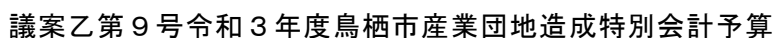
**松隈清之委員長**

ほかありますか。

〔発言する者なし〕

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算の商工振興課関係分の質疑を終わります。





続きまして、議案乙第9号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算を議題といたします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、産業団地造成特別会計について御説明をいたします。委員会資料は40ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

款 1 県支出金につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴う県負担金でございます。

款２繰入金につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、一般会計からの繰入金となっております。

次のページ、委員会資料の41ページをお願いいたします。款5市債につきましてですけれども、これにつきましても、エリア整備事業に伴う市債でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。次のページ、委員会資料の42ページをお願いいたします。

節 7 報償費につきましてですけれども、これにつきましては、農地法違反の是正、それから開発、農地転用申請、それから用地買収等におけます権利関係の取扱いにつきまして、法的専門家である弁護士、司法書士に法的見地から意見を頂くものでございます。

節12委託料につきましては、事業用地内の草刈りに要する委託料でございます。節21補償、補填及び賠償金についてでございますけれども、事業用地内に農地法違反状態となっている農地がございます。そのため地元の生産組合に農地賦課金の損失が発生しておりますので、その損失相当額を補償するものでございます。

委員会資料の44ページをお願いいたします。款2 公債費につきましてでございますけれども、地方債の元金と利子の償還金でございます。

以上、説明を終わります。

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### 小石弘和委員

先ほど報償費の弁護士、司法書士への相談謝金100万円について、これを詳しく説明を聞きたいんですけど。ゆっくりお願いをしたいと思います。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

法的専門家のほうに相談をして、その謝金となっておりますけれども、まず新産業集積エリアの大部分の農地について、農地法違反状態となっております。そこにつきましては、これから農地転用申請、それから開発許可申請等があるわけですが、農業委員会のほうからいろいろ御指摘を頂いているところでもございますので、その辺りについて、御意見等を賜るとともに、農地法違反で登記を行っている農地等がございますので、その辺りにつきましても、司法書士等から御意見を頂きながら進めていくものでございます。

以上でございます。

#### 小石弘和委員

こういうふうなことであるなら、農地法違反が出たときに、なぜ最初からこの予算を組んで、いろいろな相談をしなかったのかと。今さらもう結局——何かいろいろ話を聞くと、こじれにこじれってというような状況で、果たして弁護士さん、司法書士さんで、法的な専門で解決できるようなものじゃないんじゃないかなと私は思うんですけど。弁護士さんに、こういうふうな御相談をしていくものかなというふうにちょっとお尋ねをしたいと思います。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

弁護士のほうには農地法違反状態の是正に当たりまして、農地法上の取扱い、そういったものについて御意見を頂きたいと思ひますし、今の状態がどういう状態にあるのかということも含めまして御意見を賜りながら、転用申請に向けて間違いのないようにやっていきたいという趣旨でございます。

#### 松隈清之委員長

いいですか。

#### 小石弘和委員

確認しますが、農地法違反に対しての是正をしていくための、いろいろな相談というふうに理解していいですか。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それから開発申請も控えておりますので、開発申請につきましても、御意見等賜りながらやらせていただきたいと思います。

#### 小石弘和委員

じゃあ司法書士の法的、専門的にいろいろ御相談していくというふうなことで理解してよ



がよろしいでしょうか。

それでは開いていただきまして、ページ数は2ページですけれども、鳥栖市工場立地法準則条例案についてです。

目的でございますけれども、工場立地法という法律がございます、その法律の中で、工場の緑地面積、その割合が定まっております。工場立地法は、高度経済成長期、公害が多発をしたときにその抑制のために、昭和49年に施行をされている法律でございます。ちょうど公害問題がひどくなったといいますか、世間を騒がしてきたときに、その対策として施行されております。

その後ですけれども、環境関連の法整備、それから公害防止技術の進歩、そういったものに伴いまして、工場等から排出される汚染物質、これは大きく減ってきたところは御承知のとおりかと思います。

そこで国のほうは、全国一律の緑地率の考え方から、国が定める範囲内において地域で緑地率を設定できる制度に平成24年から改正をされております。平成24年から改正をされまして、県内におきましては、県内10市中、8市が緩和を行っております。緩和していないのは、鳥栖市と鹿島市だけとなっております。近隣の町ですけど、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町全て緩和を行っております。

そうした中、本市に所在するこの工場立地法に該当する工場というのが36工場ございます。そこが、建て替え等を迎えるところとかがございまして、建て替えに向けての検討に当たって、工場等の新設で、有効に土地を活用できないかと、より設備を大きくできないかと、こういうことで御相談等があっておりました。ここ数年ですけれども。

そういったこともありまして、昨年8月に市内の特定工場と言うんですが、この工場立地法の36工場のほうにアンケート調査を行っております。そうしましたら、半数以上の工場から緑地率の規制が事業活動に影響したということが回答され、それから、5分の2以上の工場からは緑地率の緩和によって、設備投資は促進されるというような回答を頂いております。

また半数以上の工場から、今後、工場等の新設、増設の計画があるというふうな回答を頂いておりまして、昨今、新型コロナの感染拡大に伴いまして、市内の製造業というのはかなり影響を受けておるところがございまして、2月の日経新聞だったと思うんですが、ブリヂストンが日本国内も含めた拠点160あるんですけど、2023年までに4割削減するって言っているんですよ、ブリヂストンがです。

そういったこともありまして、この緑地率の緩和が、これだけではないのかもしれませんがけれども、近隣の県内市町と見比べますと、この緑地率の規制があるがために市外への流出があつてはならないというふうに考えておりまして、今、規制緩和をして整える必要がある

というふうに考えたものですから、この準則条例案を御提案させていただいているところでございます。

そもそもの国の基準では特定工場、先ほど市内に36あるというふうに申し上げましたけれども、規模については敷地面積が9,000平米以上、または建築面積が3,000平米以上の工場となっております。敷地面積に対する緑地面積率の割合は、もともとは緑地が20%以上、環境施設というものが、緑地プラス緑地以外の環境施設、米印の1と書いておりますけれども、この米印の1の下に注意書きをしておりますが、緑地以外の環境施設、例えば噴水とか、土のグラウンドだとか、太陽光発電施設などが含まれます。そういったものを入れまして25%以上。重複緑地、これ米印の2と書いておりますけれども、重複して緑地とみなせる範囲が25%以下と、これ米印の2で下に注意書きを書いておりますけれども、他用途と重複した緑地——駐車場緑化とか、屋上緑化などがこの重複緑地となっております。

原則といいますか、もともとの規制といたしましては緑地20%、緑地を含めた環境施設25%以上、それからそのうち、重複施設は25%以下っていうことで決まっておりました。しかし、先ほど申し上げた平成24年の緩和に基づきまして、次のページめくっていただきまして、3ページでございますけれども、鳥栖市における緑地率緩和の内容といたしまして、用途地域に応じて、緑地率の緩和ができるようになっております。今までは一律緑地20%、緑地含めた環境施設25%以上、それから重複緑地は25%以下ということで定まっておりましたけれども、そこを用途地域、準工業であれば、緑地が10%以上、緑地含めた環境施設が15%以上、それから工業地域、工業専用地域から調整区域につきましては、緑地が5%以上、緑地含めた環境施設が10%以上、重複する緑地については、50%以下ということで緩和をしたいというふうに御提案をしているものでございます。

なお、5番目に書いておりますけれども、工場敷地周辺への配慮ということで、工場立地法におきましては、緑地については、環境施設面積のうち全体の15%は周辺部敷地の周りに配置するようになっております。15%未満につきましては、全部を周辺に配置するように定められております。ですので、緑地を削減しても周辺部には緑地を含む環境施設が残るということになります。

(2)でございますけれども、市の準則条例におきまして、特定工場における環境施設——緑地を含む環境施設でございますけれども、これにつきましては、周辺地域の生活環境に配慮して整備するものというふうに条文でうたっております。なおかつ、住宅教育施設、医療施設等が隣接する場合においては、その隣接部分に重点的に配置しなさいというふうにしておるところでございます。

(3)ですけれども、既に設置されている、先ほど36あるというふうに申し上げた特定工場で

ございますけれども、その特定工場におきましては、事業の用に供する施設を増加する場合のみ、緩和した面積率の適用を認めますけれども、ただ単に緑地を削るということにつきましては、認めないものとしております。

以上でございます。

**松隈清之委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

**西依義規委員**

すみません、説明あったと思うんですけど、国の緩和があったのは何年ですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

平成24年になります。

**西依義規委員**

平成24年に緩和があって、9年前、他自治体では随時緩和されたんですね。鳥栖市が遅れた理由っていうのは、そもそもそういう方針がなかったのかという点について、今になった理由っていうのは何かありますか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

先ほど申し上げたとおりここ二、三年で、立地する特定工場のほうから御相談がありまして、近隣については緩和をしているというお声も頂戴したものですから、そういったことを含めて、近隣の状況等を調査・研究を行いつつ、なおかつアンケート調査を実施いたしまして、今、規制緩和の条例を設置すべきというふうに考えたものでございます。

**西依義規委員**

緩和率はこれより緩和できないんですかね。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

工場立地法においては、これより緩和はできないです。

**西依義規委員**

分かりました。ほかの自治体見ても大体こんな感じなんで分かりますけど、できたら今後は国の規制緩和等を随時チェックして、やっぱり一步遅れただけで企業とか、いろんな、商工業もあるんでぜひ注視をしていただきたいと思います。

以上です。

**古賀和仁委員**

工場立地法の規制緩和によってこうなったと思うんですけど、これ面積の規制緩和ですかね、お尋ねしますけれども。改正後5%と10%ということは、緑地とか駐車場関係が15%で、それ以外の敷地に対して何割か建物を建てることができるようになるということですか。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

建物を建てる面積等につきましては、都市計画法で決まっております。敷地面積について用途地域に応じて建蔽容積が決まっております。それに基づいて工場等も建設することになるんですけれども、今までの緑地率の割合だと、その建蔽容積に満たない部分で建設をされてらっしゃる部分がございます。

#### 古賀和仁委員

特にこれ、製造の品物によってそれぞれ建てる広さが定められているんですよね。敷地の10%から40%ぐらいまで。これでいくと大体、現在建っている建物の何割ぐらい増築とか改築する場合に可能なのか、実際に。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今、36工場あるというふうに申し上げましたけれども、それぞれ立地している用途地域が違っております。それぞれ工場の規模も違うところでございまして、一概にどれぐらい増築できますよってというのは、現時点では持ち合わせておりませんけれども、先ほど申し上げたとおり、都市計画法、それからこの工場立地法に基づいて増築ができるものというふうに考えております。

#### 松隈清之委員長

よろしいですか。

#### 古賀和仁委員

会社にとっては、増築できるっていうのは生産を増やすのに大変いいことですけれども、実際に申請が出た場合、出る可能性がありますから、当然。

今よく聞くのは建てたいけど、なかなか土地がなくてねというような工場の関係者からよく聞くんですよ。私の住んでいる商工団地でも建てたいけど、よく敷地がないと。いろんな、そういうところでも当然この規制によって、何割かはできるというふうに考えていいですか。

大ざっぱにいいですから、いろいろ規制がありますから。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

その趣旨は、新たに用地を求めてある場合でしょうか。それとも、今の既存の立地工場のことをおっしゃってあるんでしょうか。

#### 古賀和仁委員

既存の立地工場の敷地の中で、大体10%から40%ぐらいは建物を建てることできるというふうになっていますから、それで種類によってそれぞれ違いますから、そのときに、これが20%と25%からすると、5%と10%で15%になった場合、単純に計算すれば30%ぐらいは少なくなっていますから、それに近い分ができるのかなと単純に計算しておるんですけど、

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

飛松妙子委員

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

飛松妙子委員

分かりました。

松隈清之委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、議案甲第5号鳥栖市工場立地法準則条例に関する質疑を終わります。

以上で商工振興課関係議案に対する質疑は終わります。次に上下水道局関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 分休憩



午後 2 時 14 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



上下水道局





## 古賀和数上下水道局次長兼管理課長

議案乙第10号令和3年度鳥栖市水道事業会計予算について御説明いたします。最初に別冊となっております紫色の表紙の、令和3年度水道事業会計予算書から御説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。まず、第2条で業務の予定量を定めております。給水戸数につきましては、前年度から300戸増の3万1,800戸。年間総給水量につきましては、前年度比0.5%減の748立方メートル。1日平均給水量につきましては、2万493立方メートルを予定しているところでございます。

続きまして、第3条で収益的収支を、第4条で資本的収支を定めております。詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第5条で起債の目的や限度額等を定め、令和2年度の起債限度額を6億1,560万円としております。

第6条で一時借入金の限度額を6億円と定めております。

第7条で流用することができる項目として、営業費用及び営業外費用間の流用と定めております。

第8条で議会の議決を経なければ充用することができない経費として、職員給与費を定めております。

第9条で棚卸資産の購入限度額を2,370万6,000円と定めております。

続きまして、予算に関する説明書でございますが、4ページ、5ページの予算実施計画書は、後ほど別途資料で御説明をさせていただきますので、6ページをお願いいたします。

令和3年度のキャッシュフロー計算書を記載しております。1年間の資金の流れを見るための財務諸表でございます。ページの右下段になりますが、資金期首残高に対して3,697万4,529円減少して、資金期末残高は18億486万703円となります。

続きまして、7ページをお願いいたします。水道事業の職員26名分の給与費明細書でございます。項目ごとに職員数、金額等を記載しております。

続きまして、10ページから12ページまでは、令和3年度の予定貸借対照表でございます。

10ページの右下の資産合計及び12ページの中段、右下の負債資本合計は、それぞれ156億7,693万4,362円となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。13ページは、前年度分の予定損益計算書を、14ページから16ページまでには、前年度末の予定貸借対照表を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。予算書の説明は以上でございます。

続きまして、タブレットのほうにお願いをしております当初予算説明資料をお願いいたし

ます。3ページをお願いいたします。

最初に令和3年度の主要事項について御説明をいたしたいと思っておりますので、2ページ戻っていただきまして、資料中ほどの2の事業内容を御覧ください。

現在、令和11年度までの計画期間とする鳥栖市水道事業ビジョンに基づきまして事業を進めております。令和3年度は主として4つの事業に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目の事業は、配水管の更新工事を実施するものでございます。本年度は、元町、宿町、蔵上町などで施工を予定しており、事業費は、工事請負費3億4,983万円を計上しております。

続きまして、2つ目の事業は、平成30年度から事業に着手しております導水管更新工事でございます。この事業は、安楽寺の水源地から原古賀町の浄水場まで原水を送る導水管を延長約5キロメートルで布設する事業でございます。本年度は、真木町及び蔵上町で施工を予定しており、事業費は工事請負費1億3,510万円を計上しております。

工事箇所につきましては、次のページの図面を御覧ください。導水管更新工事の予定箇所を図示したものでございます。赤く着色した箇所が、令和3年度の実施予定箇所で延長530メートルの施工を予定しているところでございます。

すいませんが1ページ戻っていただきまして、主要事項3つ目の事業でございます。

水道施設全体の更新事業による重要度、優先度を踏まえまして、実施するアセットマネジメント施設更新の工事でございます。本年度は、濃縮槽に係る機械設備等、法定耐用年数を超過した現有施設の更新を予定しており、事業費は工事請負費2億900万円を計上しているところでございます。

最後に4つ目の事業ですが、近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の水道における市民への影響を踏まえ、安楽寺水源地の浸水対策及び地震対策に取り組むものでございます。

本年度は、水源地の浸水対策及び地震対策設計業務を委託することを予定しておりまして、事業費は、委託料4,378万円を計上しているところでございます。

以上が主要事項の説明になります。

それでは、3ページをお願いいたします。ここから予算に関する実施計画の説明でございます。まず、収益的収支の主なものについて御説明をいたします。

款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益の水道料金につきましては、令和3年度の業務の予定量で算出した額を計上しております。

目、加入金につきましては、給水装置の新設、または改造等の工事申込みによる加入負担金の見込額を計上しております。

目、受託工事収益につきましては、開発行為、県工事等関連の受託工事収益を計上しております。

目、その他営業収益につきましては、給水装置工事申込みに係る設計審査、工事検査手数料及び消火栓維持管理に係る一般会計負担金等の雑収益を計上しております。

次に営業外収益、目、受取利息及び配当金につきましては、預金及び有価証券等の利息を計上しております。

目、消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、消費税の還付金の見込額を計上しております。

目、長期前受金戻入につきましては、費用側の減価償却と同様に、その財源についても繰り延べて収益化するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。収益的支出について御説明をいたします。

款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費の委託料は、浄水場の運転管理業務委託料、機械設備等の保守点検委託料及び水質検査委託料が主なものでございます。修繕費は機械電気設備及び水質分析機器等の修繕費でございます。動力費は、浄水場及び水源地の電気料でございます。薬品費は、粉末活性炭等の水処理に要する薬品や、水質検査用の試薬の購入費でございます。負担金は、ダム等の施設管理費負担金が主なものでございます。

目、配水及び給水費の委託料は、給配水管修繕当番委託料、水道施設管理システム保守点検業務などが主なものでございます。修繕費は、主に給配水管の修繕費でございます。路面復旧費は、配水管布設工事後の道路舗装工事費でございます。動力費は、北部中継ポンプ場の電気料でございます。

目、業務費の委託料は、検針業務委託料及び検定満期の量水器取替え業務委託料が主なものでございます。修繕費は、検定満期の量水器、ハンディターミナルに係るものでございます。

目、総係費の貸倒引当金繰入額は、次年度に水道料金が回収困難と予想される額を計上しております。

目、減価償却費につきましては、構築物や機械及び装置などの固定資産等の減価償却予定額を計上いたしております。

目、資産減耗費につきましては、配水管布設替え及び水道施設更新に伴う固定資産の除却費でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等の償還額を計上しております。

次に項、特別損失、目、その他特別損失につきましては、経常的な除却でない場合、特別損失として計上可能とされており、水道施設更新工事に伴う旧施設の資産減耗費を計上しております。

次に項、予備費につきましては、前年度同額を計上させていただいております。

次に資本的収支の主なものについて御説明をいたします。款、資本的収入、項、企業債につきましては、配水管の更新等に係る額を計上しております。

次に項、工事負担金につきましては、下水道工事、開発行為、県工事及び雨水整備関連の工事負担金の見込額を計上しております。

次に項、他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴う一般会計負担金を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款、資本的支出について御説明をいたします。

項、建設改良費、目、原水設備費の委託料は、安楽寺水源地の浸水対策及び地震対策設計業務委託に係るものでございます。機器購入費は、仮設導水ポンプ現場操作盤の新設を行うものでございます。

目、浄水設備費の工事請負費は、浄水場濃縮槽機械設備ほか更新工事が主なものでございます。機器購入費は、浄水場内の空調設備等の更新を行うものです。

目、送配水設備費の委託料は、配水管更新工事及び導水管更新工事に伴う測量調査及び実施設計の委託が主なものでございます。工事請負費は、配水管更新工事及び導水管更新工事が主なものでございます。

次に企業債償還金につきましては、所要の額を計上いたしております。

次に予備費につきましては、前年同額を計上しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案乙第10号令和3年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

よろしいですか。

#### **飛松妙子委員**

すいません、分からないので教えていただきたいんですが、5ページのその他特別損失3億3,548万7,000円の御説明をいただいてもよろしいでしょうか。前年度が3億3,648万7,000円に対して、本年度が100万円ということをお願いいたします。

#### **小森敏幸上下水道局管理課総務係長**

昨年度につきましては、平成28年度から引き続き行っておりました急速ろ過池工事の完工が行われております。それに基づきまして、資産の除却が大量に行われたことが一番の原因

になっております。

以上です。

#### **松隈清之委員長**

いいですか。ほかありますか。

#### **西依義規委員**

2 ページから 3 ページの間に地図をつけてもらいましてありがとうございます。大変分かりやすくなっているんですけど、この導水管の例えば県道を通るときの工事。轟木というか、地下道のところ。これは令和 4 年度以降に実施予定とされているんですけど、この真下に道路が入っているということですか。導水管が。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

計画については、今御質問あったように県道久留米基山筑紫野線の道路の中に埋設をする計画といたしております。詳細な設計については、今からの設計にはなりますけれども、今、J R の横断部分とかというところにつきましては、県道のほうも拡幅工事等も行っております。そのため、今後の設計の中で、県とも協議をしながら埋設位置については決定をしたいというふうに考えています。

#### **西依義規委員**

あともう一点、前のページに戻って 4 番の安楽寺水源地の浸水対策は、具体的にはどういう対策をされるんですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

水源地につきましては、皆さん御存じのように令和元年のハザードマップのほうで、下水道の浄化センターも含めて 3 メートルから 5 メートルの浸水想定区域に位置づけられております。そのため浸水対策といたしまして、一般的には、施設の周辺を壁で覆うような対策であったり、開口部を耐水扉で塞ぎながら浸水を防止する方策だったり、重要施設を高いところに移設するような対策が一般的には考えられます。

そのため水源地につきましては、耐水壁など、壁等も含めてこの地に一番適した対策等を検討した上で、設計等を進めていきたいというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

現在 3 メートルから 5 メートルつかった場合、ここはどういう状況になると想定されるんですか。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

現時点で安楽寺水源地在断水した場合、おおむね 1 週間断水が続くということになります。それをしないために、現時点で予備のポンプ、予備の電源車を準備し、それから受入れの配

電盤の整備をしている途中でございます。

**西依義規委員**

今、浸水すれば1週間ぐらいの断水があるということですが、今浄水場にある水で、市民の皆さんは急に1週間断水、ぷつっとなってしまうんですか。それとも今ある水で何日間、1週間ぐらいつないで、何とか市民生活には支障がないふうになるんでしょうか。

**平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

今の施設でいきますと、朝日山に入れている部分、それから北部の配水池の分、合わせて6時間しかもちません。そういうことですので、あそこがもしもつかるとすると大ごとになります。そういった意味合いで、絶対に水が入らないようにするための策を今講じている最中でございます。

**西依義規委員**

じゃあ今この浸水対策をする前でも水が入らないような対策はできているっていうことですか。

**平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

第1陣として、安楽寺の建屋内に水が入らないように1メートルの高さまで外壁を囲うようにしております。

**松隈清之委員長**

ほかにありますか。

**古賀和仁委員**

4ページですかね。減価償却費ですけど4億7,000万円から6億円まで増えているってことですけど、これ何か特別なあれがあったから増えたということですか。

**小森敏幸上下水道局管理課総務係長**

先ほどの急速ろ過池の工事の完成に関連するところですが、通常、減価償却費というのが供用開始された次の年から減価償却がスタートすることになります。この増額については、ほぼ急速ろ過池の関係の施設関係の減価償却が増加したものが主な要因でございます。

**古賀和仁委員**

何年かかって償却するんですか。急速のところ、1億3,000万円っていうと普通、建物とかも大体50年から60年でするんですけれども、これ何年間で償却されるんですか。

**小森敏幸上下水道局管理課総務係長**

ちょっと構築物であるとか、機械でそれぞればらつきがあるんですが、平均的なところで38年が償却の年数になります。

**古賀和仁委員**





すか、そういうところも含まれてあるのか。導水管が民有地とかを通っているのかっていうのを教えていただきたいです。

**平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

民有地につきましては、今のところ計画では、買収をして、購入後埋設という形を取っております。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

整備延長につきましては、現在約5キロのうち1キロほど終わっております。進捗率的に約20%、整備延長的には20%程度が整備をしております。

**飛松妙子委員**

1キロ終わって、来年度が530メートルということで、残りが約3.5キロ残っているっていうことですね。あと今後民有地があれば買収をするということですが、それは今年度はかかっていないということですかね。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今年度の530メートルに関しましては、道路の中に埋設をする予定でございます。

**松隈清之委員長**

いいですか。

**齊藤正治委員**

主要事項の中に先ほど西依議員が質問しました安楽寺水源地の浸水対策及び地震対策ということで、安楽寺水源の話がありましたけれども、これまで水道ビジョンの中にも入っていると思うんですけども、トンネルの水も――要するに何かあったときのバックアップ体制ですよ。それについてはどの程度進捗しているのか、お尋ねします。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今年度、ビジョンでもお話しましたように、検討をしていくということで、湧水の出ている施設の管理者であるJR九州、それと鉄道運輸機構のほうに、現在の湧水状況であるとか、もしくは流量関係について協議をさせていただいております。

今後、流量の確認等をできる場所があるか、そういうところを今確認している状況ですので、今後、そういう確認ができる場所等があったら流量の測定等をまず図っていききたいというふうには考えております。

**齊藤正治委員**

ということは、実現に向けて着々と進んでいると理解してよろしいですか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

まずは確認事項を1個ずつ確認しながら進めていきたいというふうには考えております。

**齊藤正治委員**

ぜひよろしく願いしたいと思います。

もう一つ、前からずっと課題でございます、未給水地域の給水対策ですね。これについてはどのようにお考えになっておりますか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

未普及地域につきましては、市内の未普及地域を可能な限りなくしていきたいということは考えております。今年度につきましては、未普及地域の中の1地区であります立石地区につきまして、未普及地域に施設を整備していくためのポンプの施設だとか、そういう施設の用地の確保をさせていただいております。

**齊藤正治委員**

立石地区とあと牛原地区と、そういったところあると思うんですけども、個別にポンプアップっていうか、造られていくという話ですか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今お話あったように未普及地域は今の給水地域の周囲に点在をしておりますので、それぞれの地区に適した、ポンプで圧送をしたり、簡易的な貯水槽を造ったりするような方法を個別に検討しながら進めていくことになります。

**齊藤正治委員**

ぜひ早急に対策打っていただいて、文化の薫る鳥栖市をぜひつくっていただきたいと思います。

よろしく願います。

**内川隆則委員**

今の話の件で立石の話が出されたけど、ずっと年次的に、計画的にそれは進めていくようになっていくんですか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

現時点では、具体的な整備の実施年度とかっていうのはまだ決っておりません。今回は未普及地域の近くのところで、給水の申出があったときに、そういう施設の用地の候補地の中で御相談をさせていただいたら、用地の寄附を頂きましたので、今準備をしているということになっております。そのため、今後の計画につきましては、まだ具体的に進めていくような時点ではございません？

**内川隆則委員**

水道というのは、企業会計でやられて、採算が、費用対効果がないところについては、なかなか今まで話が進まなかったんですが、そういうふうにやられてくる例があるならば、今

その辺、費用対効果がないところはそんな投資はできませんっていうふうになるのか、ちょっとその辺まで答えてくれん。

今、私たち現場のほうでできることにつきましては、開発行為等があって大規模に収益があるところ、またその土地を寄附していただくとか、協力していただく可能性があるところを真っ先に進めております。

先々は基本的には全未普及地域については、行くのは当然だと思います。ただ費用対効果という意味合いでは、少しずつ毎年計画を立てるのか、それともできたときにするのかってというのは、その都度計画をさせていただきたいと思います。

ぜひこれまた前向きに検討して、進めていただくようお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、議案乙第10号令和3年度鳥栖市水道事業会計に対する質疑を終わります。



続きまして、議案乙第11号令和3年度鳥栖市下水道事業会計を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第11号令和3年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明をさせていただきます。最初に別冊となっております紫色の表紙の令和3年度下水道事業予算書から御説明をいたします。予算書の18ページをお願いします。

第2条において、業務の予定量について定めております。水洗化戸数につきましては、前年度から400戸増の2万9,300戸。年間総処理水量は910万立方メートル。1日平均処理水量については、2万4,932立方メートルと定めております。

第3条で収益的収支及び第4条で資本的収支について定めております。詳細につきまして

は、後ほど説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。第5条で債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

第6条で起債の目的及び限度額を定めております。本年度の起債借入れ予定を9億9,790万円としております。

第10条で一般会計から補助を受ける他会計補助金として4億8,884万円を規定いたします。

続きまして、予算に関する説明書でございますが、21ページ、22ページの予算実施計画書は、後ほど別途の資料で御説明させていただきますので、23ページをお願いいたします。

令和3年度のキャッシュフロー計算書を記載しております。ページ下段になりますが、資金期首残高に対して、4,615万8,210円増加して、資金期末残高は2億4,528万4,889円となります。

24ページをお願いいたします。下水道事業の職員16名分の給与費明細書でございます。

以下、26ページまで項目ごとに職員数、金額等を記載いたします。

27ページをお願いいたします。令和3年度以降の支払義務発生予定額を設定いたします債務負担行為に関する調書でございます。28ページから30ページまでは、令和3年度の予定貸借対照表でございます。

資産合計及び負債資本合計は、それぞれ423億1,539万2,465円となっております。

31ページに前年度分の予定損益計算書を、32ページから35ページに前年度末の予定貸借対照表を記載いたします。

続きまして、タブレットの当初予算説明資料をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。最初に令和3年度の事業概要について御説明します。2ページ戻っていただきまして主要事項説明書の中ほどの2の事業内容を御覧ください。

令和3年度は、市として4つの事業に取り組んでまいります。

1つ目の事業は、西田川排水対策工事でございます。この事業は旭地区の課題である西田川関連雨水対策を講じるため、国の交付金を活用して整備を進めるものでございます。本年度の事業費といたしましては、1億9,585万5,000円を計上いたしております。工事の予定箇所につきましては、次のページを御覧ください。

西田川排水区の雨水整備計画を図示したものでございます。赤色のラインが令和3年度の予定箇所、延長約320メートルの施工を予定いたしております。

次に2つ目の事業につきましては、浄化センター施設増設工事でございます。近年の浄化センターに流入する汚水量は増加傾向にあり、下水道施設の施設能力を増強するため、増設

工事を施工するものでございます。令和3年度、4年度の2か年をもって水処理機械設備等の増設を行うことを予定しており、本年度の事業費といたしましては、1億6,500万円を計上いたしております。

次に3つ目の事業は、平成30年度から取り組んでおりますストックマネジメント事業でございます。この事業は、急速に老朽化することが見込まれる下水道施設の管理の最適化を図る事業でございます。本年度事業といたしまして1,030万6,000円を計上いたしております。

最後に4つ目の事業は浄化センターの耐水化対策でございます。この事業は近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の下水道における市民への影響及び国の動向を踏まえ、浄化センターの耐水化に取り組むものでございます。本年度は、浄化センターの耐水化の基本計画を策定することを予定しており、事業費といたしまして、1,260万円を計上しております。7ページをお願いいたします。

収益的収支のうち、収入の主なものについて説明をいたします。

款、下水道事業収益、項、営業収益、目、下水道使用料につきましては、令和3年度の業務予定量で算定した額を計上しております。

目、他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費について一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

項、営業外収益、目、他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。次に収益的支出について説明をいたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管きよ費につきましては、下水管渠などの維持管理に要する経費でございます。委託料につきましては、汚水管渠清掃委託料及び下水道台帳データ更新業務委託料などが主なものでございます。修繕費は、マンホール等の補修に係る修繕費でございます。

目、処理場費の委託料は、浄化センター及び北部中継ポンプ場などの運転管理業務や、薬品代、光熱水費などを包括的に委託する経費及び汚水処理で発生いたします汚泥の収集運搬の委託に関するものが主なものでございます。修繕費につきましては、浄化センターの機械電気設備に関する修繕が主なものでございます。

目、業務費の報償費は、受益者負担金の前納報奨金となっております。また、負担金は下水道使用料などの徴収事務の負担金となっております。

目、総係費のうち、貸倒引当金繰入額は、次年度に下水道使用料が回収困難と予想される額を計上いたしております。

目、減価償却費につきましては、下水道管渠や浄化センターなどの構築物や、機械装置な

どの減価償却費予定額を計上いたしております。

9 ページをお願いいたします。項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息などを計上いたしております。

目、消費税及び地方消費税につきましては、消費税経理による令和3年度予算に対する納税予定額を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。次に資本的収支について御説明いたします。

款、資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金などへの充当する財源といたしまして、項の企業債、国県補助金、出資金、分担金及び負担金などを計上いたしております。

次に11ページをお願いいたします。款、資本的支出、項、建設改良費、目、施設建設費の委託料は、浄化センターの施設増設工事委託や管渠のストックマネジメント点検調査委託などが主なものとなっております。工事費につきましては、西田川雨水対策工事及び国県道の道路改良工事に伴う下水道管渠の移設工事などが主なものでございます。

項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、本年度分の建設事業債と資本費平準化債の償還金となっております。

以上で簡単ではございますが、議案乙第11号令和3年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **西依義規委員**

主要事項の52ページの浄化センター施設増設工事と4番の浄化センター耐水化対策。

例えば順番的には浄化センター体制化基本計画を策定し、それに応じていろんな設備をどこにつけるとか、どこにするっていう感じなのかなと思うんですけど。増設工事は増設工事でやって、耐水化対策の計画は別につくるっていう、計画と設備があまりあっていないようなものにはならんのかっていう疑問があるんですけど、それはいかがですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

耐水化対策については、浸水深が非常に深いものですから、今回は施設周囲を壁で覆うような対策を主体として考えております。そのため、増設につきましては、流入量は増加をしてきておりますので、その分の対策は並行しながら進めていきたいというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

じゃあ壁で覆うので、例えばよくごみ処理場で言っているような電気設備を上にも上げるとか、そういう感じは全くなくて、もう外を囲ってしまうので、今までどおりの増設をするという感じでいいですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

今回、高所に下水道施設を移設するのは、実現性的に非常に難しいと考えております。今回、壁で周囲を囲うことによって、下水道施設は非常に施設自体も大きく、いろんな地下構造物等もございますので、現時点では周囲を壁で囲うのが最適ではないかというふうに考えております。

今後耐水化計画の中でその辺も踏まえて、配置図の状況とか実現的なものかというところを検討してまいりたいというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

先ほど上水道でも質問したんですけど、じゃあ現在、浄化センターが浸水した場合はどういうことが起こり得るんですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

浄化センターも先ほど言いましたように、地下構造物が非常に多くございます。浸水したら地下はもう管路という通路でほとんどつながっていますので、1階部分以下の施設については、ほとんどもう浸水して動かないような状況になってまいります。そのとき、電気の設定等を復旧したりするのには、被災状況にもよりますけれども、やっぱり数か月程度は、仮設まで準備するのにかかってくるような状況になってきます。そういうふうに今のところ想定をしております。

#### **西依義規委員**

じゃあ先ほどの、要はバックアップじゃないですけど、もし水が襲ってきた場合は、職員さんたちで何か手当てをするんですか。機械がつかる。それとも、もうそれは諦めざるを得んわけですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

現在は、特に事後の早期復旧ができるように、昨年度、日本下水道事業団と災害協定を結んでおります。そのため、事前の対策とかってというのは、土のう程度で敷地の中に入っていくような対策は今も取っておりますけれども、大きな対策としましては、災害があったときに、少しでも早く復旧ができるような対策として、そのような協定を結ばせていただいております。

#### **西依義規委員**

協定で——機械が駄目になりましたと。そうしたら、どこからかそういう電源とか下水道

が、そういう協定先から何らかのバックアップができるようになっているんですか。

協定ってどういうふうになっているんですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

今の協定内容につきましては、災害用で被災状況を把握して、早期に復旧の設計だとか、今言った仮設の準備等も手配等も含めてお願いするような形を考えております。仮設等につきましては、全体的な浸水の被災になった場合につきましては、また沿線自治体も含めて、そういう日本下水道協会等も通じてほかの自治体との協力も得たいというふうには考えております。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

下水処理場におきましては、現時点では、道路から1メートルぐらいのところまで水深については耐え得る構造になっております。ただ、地下ピットについては全て排水ポンプがついていますので、それを全て交換するという形になります。ですから、その分がどういうふうになるか、例えば発電機で大丈夫なのかというところが関連してきますので、今後の方針としては、もう囲って施設全体を守る、守らないと、全てうまくいかない。例えば宮崎とかでつかったところは、2度つかっているんですよ。3メートル上がってつかって、それから5メートル上がってつかりそうになっている。

そういう事例がもう実際発生していますので、鳥栖市としては、全ての施設を囲って、頑固なものにすると。絶対に運転をしていくようにということを前提に計画を進めているところでございます。

#### **西依義規委員**

私はその耐水化基本計画に反対でもないし、早くしてほしいと思うんですけど、今なった場合はどう——例えば水道は普通につかっていますよね。で、下水は流しますよね。けど、浄化センターは水につかりましたよねっていうときはどういうふうになるのかなと思ったんで、質問したので。その状況だけ教えてください。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

現時点で、もしもつかってしまった場合は、全て止まります。運転のしようがございませんので。

#### **西依義規委員**

家庭の排水は止められるんですか。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

その場合については、河川にそのまま流す、途中でポンプを流すしかなくなります。例えば地震で下水道管が詰まったり壊れたりしたじゃないですか。その場合については河川に流





午後 3 時16分散会

令和 3 年 3 月 17 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則

古賀 和仁 飛松 妙子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 松隈 久雄

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成

商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

## 5 日程

所管事務調査

新産業集積エリア整備事業について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

5人

## 7 その他

なし

松隈清之委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



所管事務調査

## 新産業集積エリア整備事業について

松隈清之委員長

付託議案に対する質疑は終了しておりますが、委員よりお尋ねのあった新産業集積エリア整備事業について、今日は所管事務調査の範囲で委員会を開きたいと思います。

それでは、事前に求められた資料につきまして、執行部のほうから御説明をお願いいたします。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前 9 時 58 分休憩



午前 9 時 59 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

では、小石委員のほうからお尋ねしたいということがあるそうなので、小石委員、どうぞ。

小石弘和委員

私は、この新産業集積エリア事業は、市にとっても、地元にとっても大型な目玉事業として、必ず成就したいというふうなことを思っております。

今、状態とすれば、非常に前に進んでいないというふうな形で、私は12月の一般質問で、新産業集積エリアの件で、市長とのやり取りをさせていただきました。

そういうふうな中で、昨年２月頃、匿名の電話で数回にわたってエリア事業の公共補償費が町内に多額に支払われている内容であったわけです。

私も信用できるものではないと思っておりましたが、私は平成29年の12月より委員会に所属しております。

平成29年と平成30年と令和元年度の産業団地造成特別会計の決算を見てみますと、電話で言われた補償費の金額などは見当たらなかったわけでございます。

また、昨年11月頃だったと思いますが、匿名で電話があり、そのときは委員会の所属じゃなかった平成28年度の産業団地造成特別会計の決算書、議事録を調べてみました。そうすると、言われる金額が出てきたわけですね。その中で、担当者の説明もなく、委員会の特別会計の質疑も何もあっておりませんでした。

平成28年の産業団地造成は認定であり、この件に関して、おかしい支払いがなされた——私は、本年の1月に、市情報公開請求を出させていただきました。その理由として、公共補償費の3,006万7,200円の支払いの理由、支払い先の請求を行い、2月に公文書公開部分通知書を頂いたわけでございます。

支払いの理由は、新産業集積エリア整備事業の工業用地の整備に係る調整池の貯留雨水を下野町区が、維持管理を負担している農業用の水路に排出することから、それに維持管理費の相当額を土砂などのしゅんせつ費用などの補償を行う必要があるためとその理由が書かれておりました。

この時点において、まだ用地買収も終わっていないし、工事関係の着工もなく、調整池の形も何もありませんでした。その原因者がはっきりしないのに、このような多額な3,006万7,200円の公共補償費が市の税金で支払われておるわけで、これは大きな問題ではないかなというふうなことで、このような事例を市民が知ったら、どのように思われるのかなと、計り知れません。

この件に関して市当局、執行部はどのように考えられておるのか。ちょっとその件をお尋ねしたいと思います。

#### **松隈清之委員長**

小石委員の今言われた分の、問題と言われるところをちょっと整理したいんですけど。

まず金額ですか、それとも支払いした時期。

#### **小石弘和委員**

平成28年度に3,006万7,200円を支払われた時期ですたい。ですから、そのときは工事も何もあっていないわけです。まだ形もないし。それから支払われた理由が非常に不明なんですよ、理由が。

その点からちょっとお聞きしたいと思うんです。

#### **松隈清之委員長**



先ほど原因者がはっきりしないって言われた部分ありましたよね。

原因者がはっきりしないっていうのは、具体的には。

#### **小石弘和委員**

原因者がはっきりしないのには、工事が何も始まっていないんですよ。調整池もないわけです。工事でも始まっていない。

そういうようなところに、原因者がいないのに——まず原因者がいないのに、結局そういうふうな公共補償費が支払われていいものかと。そりゃあ形があれば、私はいいと思いますよ、調整池が。

それから結局、工事が始まっていれば、原因者がはっきりするんですよ。工事が始まって土砂が流れたりすると、その原因者はその工事屋さんが払うか、市が払うか。そういうふうな段階になると思いますよね。

#### **松隈清之委員長**

そういうところですね。お答えできますか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

先ほどからおっしゃられてある平成28年度になりますかね、その分の公共補償につきましては、事前にお支払いをしておるんですけれども、そこはしゅんせつに対する補償といたしまして、公共補償ということで、調整池ができる——造成工事をして調整池がもちろんできますけれども、その後30年間について、市のほうではしゅんせつをしませんということでの積算を行ったものでございます。それは用地費についても補償費についてもですけれども、もし事業が成立をしないということであれば、用地費の回収とかということにもなっているかもしれないと思われます。もし事業がしないということであればですね。

ただ我々は事業をするということでやっておりますので、その前提で想定されるべきものにつきましては、排水同意を頂いたことに対しまして、補償を行っているものでございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

そういうふうな話は私は聞いたことないですよ。事前にお金を市側が払って、そういうふうな公共補償費って、これは市民の税金ですよ。まして30年間、3,000万円ですよ。

こんなばかげたこと、市民の税金ですよ、これは。それが鳥栖市側から、何でそういうような形で払わなきゃいけないんですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

前回の補正予算の繰越しの審議の際にも御説明はいたしましたけれども、関係する町につきましては、排水同意を頂ければ、その補償費については、応分を事前にお支払いするとい

う予算を組んでおります。それを踏まえて30年間というものはいかなものなのかっていうことで御質問かと思うんですけども、もちろんこの補償、それから用地費等につきましては、県と共同でやっている事業でございます、もちろん県と折半になるものでございますから、もちろん県のほうと確認をさせていただきながら、補償をさせていただいているものでございます。

**小石弘和委員**

今の答弁の中で、この3,006万7,200円というのは、県と市が折半しているわけですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

起債により事業を推進しておりますけれども、その償還を行っていく際には、県費が半分入ることになっております。

**小石弘和委員**

私が言っているのは――それは償還とかは分かりますよ。しかし公共補償費、下野町に払われた3,006万7,200円も結局県と折半ですかというふうなことをお聞きしているんです。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

はい。県と折半になります。

**小石弘和委員**

しかし何も形がない、ただ排水同意書をもらっただけで市民の税金を、これだけの税金を簡単に払うというふうなことはいかなものかなと私は思うんですけどね。これ市民が知ったら大きな問題じゃないですか。

ただ私は、公文書の公開開示を頂いて、その結果を見て哑然としているわけですよ。漠然としているわけですよ。

こういうふうなことを常日頃やられているんじゃないかなというふうなことを思うわけです。

そういうような事例はないんですか。

**松隈清之委員長**

小石委員、具体的にどういう事例ですか。

**小石弘和委員**

排水同意書をもらったら結局すぐ補償費を払うとか。それでもうこの1年間に100万円ですよ、30年間ですよ。そういう取決めか何かして話をされているんですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

補償契約の際には、補償契約書そのものを小石議員はお持ちだと思んですが、調整池ができて、それ以降一切のものについては補償しないというようになっているかと思うんです。

けれども。一定期間が必要でございますので、30年間については、町と市で交互に3年おきにしゅんせつを行うということでございます。市が補償している分については、半分ですから、15年分に相当する分でございます。

**小石弘和委員**

今の30年間は、15年間は鳥栖市が見る、そして15年間は地元が見る、3年ごと。それは要するに市もしゅんせつしていくわけですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

あくまでも補償の話ですので、その分はしゅんせついたしませんということで、補償の積算をしているものでございます。

**小石弘和委員**

じゃあ30年間市は一切しゅんせつしないと。それで理解していいんですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

はい。それでよろしいかと思えます。

**小石弘和委員**

私は土木関係にも疎いし、農業関係にも疎いんですけど、公開開示も頂いたんですけど、黒塗りもありますけど、積算がちょっとやってみないと分からんというようなことも出てきます。正当かどうか。これだけのものが30年間――5年、5年すればこんな数字は出てこないと思う。

これ私はまだこの委員会が終わり次第、ある詳しい方にお尋ねして、実際この積算が間違いないかというふうな形だけはお尋ねしようと思っているんですけど。

確かに私も農業関係にも疎いです。土木関係の建築にも疎いですから、積算の理由はもらっても分かりません。しかしこういうふうな莫大な金額が一時的に出るというふうなことが、私はいかななものかなと思っているわけですよ。後で答弁はしてください。

それからこの形がないのに、上川原、下川原の地区では恐らく昔から長年にわたって、農業を営まれていますよね。農業用水は、農業を行っていただく人の命の水です。水はなかったらどうかと私は思うんですよね。水は、上から下に流れていくわけですから、農業用水路は多方面から流れ込みが来ると思うんですよ。下流に迷惑がかからないように結局、上川原、下川原のお百姓さんと言ったらいかんですけど、農業を営まれる方が、やっぱり水路の整備を全部でやってあって、下流に迷惑をかけてないというふうな話もお聞きしているわけですよ。上川原、下川原の農業を営んである方が、下のほうからいろいろな苦情があったというふうなことは一度もないと。

そして地元の方も言われておりましたが、ここ四、五年に大雨が降っても、水路が詰ま

ったりしたことがないとお聞きしていますよ。現在においても何一つ問題がないと聞いています。

私は、先ほど申し上げたように、農業に関してちょっと知識は疎うございますので、この上川原で現在、農業してある方、これは友人ですけど、この方にもいろいろお話を聞かせていただいております。ですから、幾度か友人の方にお会いして、お話をお聞きしていますよ。

平成29年の3月24日に下野町区に公共補償費の支払いが3,006万7,200円。これは、本当に疑念が持たれるような公共補償だと私は思っているわけですよ。いかがでしょうか。その思いはありますか。

#### 松隈清之委員長

疑念が持たれ……（発言する者あり）金額。

#### 古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほども申し上げたとおり、関係する町に対する公共補償費というのは予算上、現在も繰越し予算で持っております。ですから、そこだけっていうことで補償しているわけではございませんで、水路の幅員、それから延長によって計算をして、積算をして、県とも確認をした上で補償を行っております。

ですから、関係する町につきましても、排水同意頂ければ、事前に積算した補償費をお支払いすると。公共補償契約を締結させていただいて、補償費をお支払いするということになります。

それと先ほどから3,000という数字はいかななものなのかということもおっしゃってあるんだと思うんですけども。ちなみに、この委員会で現地視察をされたG L Pの水路。あれ、認定いただいたと思うんですけども、維持管理課のほうでしゅんせつをするということとで現地をこの頃見に行きましたよね。

その際に、飛松議員が、ここの水路は造成してから何回かしゅんせつしているんですかっていうふうに松雪部長に尋ねられたかと思えますけれども、いや造成してから一度もやっていないということで、あそこの水路のしゅんせつのほうは延長が約600メートルで400万円です。幅員については大体3メートルぐらいですね。

ですから、今回の延長については3キロあるんですけども、600メートルからすると、5倍ですね。経費が400万円かかっています。400万円掛ける5倍すると、単純に計算すると2,000万円です。水路の幅員が、G L Pは主な幅員のところで3メートルなんですけれども、今回の補償した幅員については、4.5メートルになっております。現況幅員がですね。

そうすると2,000の1.5倍ですね。そうしたら3,000という数字が出てまいります。G L Pの造成が終わって、分譲を開始し始めたのが、平成18年の4月からです。それからしますと、

ほぼ15年経過をしております。その土量と見比べてもそんなにおかしいものではないというふうに考えています。

以上です。

#### **小石弘和委員**

しかし、今の状況から見て、これはそんなに泥はたまらないと思うんですよ。調整池ができて。調整池は何のためですか。これは上澄みしか出ないんですよ。30ヘクタールの工業用地の分を調整池に入れるんですから。そうしたら上澄みしか出ていかないんですよ。下には堆積物がたまりますから。

極端に言うなら土砂が混じった水は流れていかないんですよ。そういうような現状で、年間100万円もかかるようなしゅんせつがありますか。計算上は出てきますけど。私はそういうふうな点が非常にこの部分開示をもらったときに、疑問に思ったわけですよ。

ですから、この時点において、平成28年度の当初予算とか、決算のときに委員の皆さんが徹底的にやられていたなら、この事件は起きていないかも知れません。いろいろな議論をされていたら、そういうようなことが起きていないかも知れません。そこで止められている場合もあると思いますよ。そういうふうなことを、私は言いたくて、この前の補正予算と一緒にお話をさせていただいて。

私が思うのは、補正予算で出て、補償費もいろいろお聞きしましたよ、聞いていますよ。ですから、どこにどうというのはもう言えないというようなことは、お話も聞いております。

しかしこの形もないところに、市が——地元が請求されたわけじゃない、市がこれだけの補償をします、排水同意もらってこれだけの補償をしますという自体がおかしいんじゃないかなと。地元の協議をしながら、これだけですと。鳥栖市が、下野町さんこれだけ払いますよっていうふうな自体がおかしいんじゃないかなって。

エリア事業は30ヘクタールですよ。95%ぐらいは幸津町です。あと若干の方が下野町です。そんなことに対して私は結局この3,006万7,200円というような公共補償費は高いんじゃないかというふうに思うからこの委員会を開いていただいたわけです。

#### **松隈清之委員長**

先ほどから金額が、どうしても多分折り合っていないと思うんですけど、先ほどのG L Pの金額のこともありましたけど、下野町ですかね、払われた補償費の積算の根拠となるやつというのは市のしゅんせつ工事とか、そういうしゅんせつ工事でどのくらいかかるとかっていうので回数とかで積算をされているってことですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

公共補償工事の積算システムというものがございまして、それにて積算を行っております。

**松隈清之委員長**

それが3年ごとの何回ということで、積算がされているってことですね。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

はい。そういうことでございます。

**松隈清之委員長**

小石委員、金額に関してはそういう公共単価で積算をされているということなんで、年数が長いから金額的には大きくなると思うんですけど、そこはまた御自身で調べられるということで、金額についてよろしいですか。

**小石弘和委員**

私は30年の補償というふうなことが非常に問題じゃないかなと。

鳥栖市ではそういうような事例がありますか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

鳥栖市が事業者になって、工業団地を造成したものがございませんので、事例はございません。

**松隈清之委員長**

私のほうからも確認したいんですけども、先ほど小石委員がお尋ねというか、発言された中で、この補償っていうのは、一方的に鳥栖市がこれだけ払いますというふうに言うものなのか、一面的に見れば、鳥栖市の責任でやるべきじゃないですか。

例えばもともと水路の維持管理は地元がなされている、だから半分ずつ15年、15年で本来、地元でやる分と、今回もしエリアができたときに、今まで以上の土砂が入ってくることを想定して、その分に関しては市の責任があるから、半分は市がやりますということであったとしても、補償しなくても市がやればよいという見方もあるんですね。

そこって、排水同意の中で、こういうことをやってくれと、こういうふうにしてくれっていう話合いの中で、補償費が支払われたっていうことなんですかね。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

委員長がおっしゃられるとおり、鳥栖市の責任で行うというパターンもあると思います。今回につきましては、その分については地元をお願いをしますということで補償をしているところでございます。

**松隈清之委員長**

それは地元のほうから地元でやらしてくれっていうような話があったってことですか。

当時の担当者じゃないと分らんかもしれんけど、そこって分かりますか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

排水同意を頂く際にですけれども、例えばそういった補償は要らないから、土砂が堆積した際には、市のほうでやっていただきたいと、不都合が発生した場合には市のほうでやっていただきたいということであれば、補償はいたしません。

ただ、それについてはそれなりの補償をしていただきたいということであれば、それについては協議を行う。で、合意をすれば、補償契約を結ぶという形になります。

#### **松隈清之委員長**

下野町については地元のほうでやるということで、補償費をお支払いしたということですかね。

#### **小石弘和委員**

先ほど30年間、3年ごとに市と地元がやると。その補償が3,000万円でしょう。市がやる場合はそのお金はどこから出るんですか。15年、15年とはどういうふうな意味合いですか、ちょっと理解しにくいんですよ。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

15年、15年と申しますのは、30年間に於いて町と市と交互でってということで、半分半分で15年、15年というふうに申し上げました。

#### **松隈清之委員長**

補足すると、もともと地元が維持管理する部分と、エリアができることによって市が今まで以上に土砂が入ってくる可能性があるんで、半分は市がやりましょうと。

で、市がやりましょうの分をお金で地元をお願いをしたってことですね。だから市はもう30年間やらないんですよ。市がやる分はお金で地元で補償しているということですよ。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

そういうことです。

#### **小石弘和委員**

エリアの30ヘクタールの雨水が流れ込む可能性があるというふうなことで、その補償も決められたわけですか。しかし今、形も何もないんですよ、調整池は。草刈りも今始まっているような状況ですよ。そしてここ何にも障害起きていないじゃないですか。

地元の友人に聞きますと調整池がなくてもうまくいくんじゃないかって。いや、調整池は造ってもいいですよ。しかし今までの何もなかったんですから。

#### **松隈清之委員長**

小石委員、恐らく地元の人としたら、排水の同意をするに当たっては、やっぱり担保したいと思うわけですよ。もしこうなったら、ちゃんとやってくれるのかと。だから、やってみてからこうなったからっていうよりは、同意するに当たってはちゃんとこれだけのことをや

ってくれるんでしょうねっていうところが多分事前に契約としてあって、市がやるのか地元がやるのかの部分で、地元のほうがやるということで、納得をされて同意をされたんじゃないかなと思うんですね。

だから今何もないから今後もないだろうということじゃあ、多分地元が当時納得しなかったんじゃないかなと私も思うんですけど。

#### **小石弘和委員**

私は30年間の補償というふうなことが非常に疑問に思っているわけですよ、30年。最後、30年は全部忘れていますよ。私たちもおりませんし、こうやったと。恐らく議員さんたちも、何人かはもう終わりというふうな形にはなりやせんですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

御心配はごもっともかと思しますので、買収、それから補償、その書類については永久保存になっております。御心配なさらなくても大丈夫でございます。

#### **松隈清之委員長**

確かに30年って長期ですよ。僕は排水同意の経緯も分かんないですけど、要はそれぐらいの長期間、言うたら責任持ってくれっていうような話があって、30年になっているけど。

例えば20年でも10年でも、それはいいのかもしれませんが、地元がそのぐらい長期にわたってちゃんと面倒見てくれっていうような話で、その30年というのが出ているのか。基本的にこういうのは30年が大体普通みたいなものってあるんですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

どれぐらいの年数が普通かっていうのはないかと思えます。ただそこは、ある一定の合意に基づいてからなされるべきものでございますので、その30年ということで15年、15年っていう割合で合意をしたということでございます。

#### **西依義規委員**

今の30年はまだスタートは始まっていないんですよ、調整池ができて、どの時点から30年カウントされるんですか。

例えば造成工事がある程度終わりました、調整池ができましたからなのか。きれいに整地されて企業が来てからなのか。30年後はもうこれで終わりなのかっていうのは何かそういうのも書かれているんですか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

造成工事がまず終わりました、それから調整池もでき上がりましたからのスタートになります。

#### **松隈清之委員長**



その後、30年以降のことについては。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

その30年を過ぎたっていうことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのときにつきまして、また状況に応じて考えないかんとおもいます。そのときの状況に応じてですね。

**小石弘和委員**

それなら今はスタートしていないわけですね。スタートしていないわけですね。調整池ができてスタートするわけですね。その間、いろいろあった場合、それは市が面倒見らないかんとですか。

**松隈清之委員長**

具体的にはどういう想定を、いろいろっていうのは。

**小石弘和委員**

結局その調整池ができるまで、相当な土砂がたまつたと。これは農業に支障を来すというようなことになる、どこが責任持ってしゅんせつをせないかんわけですか。

**松隈清之委員長**

それは工事の途中とかっていう想定じゃなくて。（発言する者あり）

でき上がる前に工事とかするじゃないですか。そういうときに土砂が流れ込んできたときは、どこがするかってことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

造成工事期間中も含めて、その後、調整池ができますけれども、それから後の30年ということになりますので、現在は農地ですから、こちらのほうからしゅんせつをするということはないかとおもいます。

**松隈清之委員長**

だから通常のことであれば、もともと地元で管理することになっているんで、そうだと思うんですけど。例えば工事が始まりましたとか、その工事によって土砂が入ってきたということが明らかになったときは、それはもう市がやるということでもいいんですかね。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

その造成期間中に市の造成工事によって不都合が生じた分についてはそうなるかとおもいます。

**小石弘和委員**

それは工事主がやるわけじゃない、鳥栖市ですか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

発注した業者か、鳥栖市かっていうことをおっしゃられてあるんでしょうか。そのときの状況、原因者の負担になると思います。

**小石弘和委員**

先ほど西依委員が確認したように、調整池が完成して、その後、30年間というふうなことになるわけですね。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

そうです。

**小石弘和委員**

それは担当課は担当課で言うんですけど、こういうふうな——最終的に私はこれ市長は呼んでいただいて、もうお話聞きたいんですよ。担当課は担当課ですんですけど、本当に私はおかしいなあと思いながら、この委員会を開いていただいたわけでございます。もうこれ以上言っても堂々巡りですから、あとはもう何らかの形で、私は質問なり何なりさせていただきたいと思います。

**松隈清之委員長**

よろしいですか。ほかありますか。

**飛松妙子委員**

すみません、確認をさせていただきたいんですが。

平成28年、私、委員会にりましたが、議事録を拝見したんですけど、そこの部分の御説明はどのような形で御説明されたかっていうところで、当時は違う方だったんですけど、この公共補償のところをどういうふうな形で御説明されるか、普通だったらですね。どのように説明されるか、今、言えますか。

**松隈清之委員長**

今のは普通ならどういう説明をされますかっていうことでいいんですか。

**飛松妙子委員**

そうです。

**松隈清之委員長**

当時どうだったかではなくて。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

当時は私じゃないもんですから、当時のことはちょっと分かりませんが、当時の決算書を手に持っておりますけれども、移転補償費が2,400万円ほどで載っております。それから公共補償費が先ほど言われた項目として3,000万円ほどで載っております。項目的には上がっております。備考欄にですね。

その際の決算の説明といたしましては、移転補償費等で2,900万円ほど。それから公共補償費等で3,000万円ほどでございますということで、この公共補償についてはということで御説明をするかと思います。

**飛松妙子委員**

今決算書で御説明いただいたんですが、予算書の場合はどのような説明になりますでしょうか。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

予算のほうにおきましては補償で一くくりでございますので、内訳等については、1件ずつは御説明申し上げないですね。

**飛松妙子委員**

分かりました。確かに議事録にも載っていなかったのも、どこの部分がそれに当たるのかなと思ったんですが。質問者も少なく、その部分じゃなくて契約に関することしか質問もなされていなかったのも、本当知識不足で質問できなかったことは大変申し訳なかったとは思っております。

**松隈清之委員長**

いいですか、じゃあ。

**小石弘和委員**

先ほど説明をされたというふうなことを課長おっしゃったんですけど、私が議事録を見る限りは……（発言する者あり）

**松隈清之委員長**

今のは、当時のことは分からないので、もし今説明をするなら、課長どういうふうな説明をされますかっていうことなので、当時のことではありません。当時はしていないかもしれません。

**小石弘和委員**

いや、私は議事録を抜粋していただいとるわけです。そのときに公共補償費って何も説明もあっていないんですね。先ほど課長は、説明があっていると。しかしこれ議事録をひもといてみたら、ないんです。今、課長が言われることは説明されたと。

**松隈清之委員長**

違います。今飛松委員がお尋ねになったのは、当時のことはもう分からないけれども、今、古沢課長が説明するとしたらどのような説明をされますかっていうお尋ねなんで、当時どのような説明をしたかっていうことは課長答えていないんですよ。いいですか。

**飛松妙子委員**

分かりました。確かに当初予算のときにも、そういう説明はなかったんですが、例えば今回口頭で、あそこの部分が3キロとかおっしゃられるんですが、実際、目で見たわけではないので、どこの部分が、その3,000万円の補償なのかというところ分らないんですね。

そういう地図とかは、今から出すこととかは可能でしょうか。

それともう一つ、地元、幸津町のほうに渡されている部分の草刈りの部分が、どこの部分に対して予算化をされたのかっていうところで、そういう地図は出せますか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

確認ですけど、補償した水路の位置が分かる図面。それから草刈りの図面ということですよ。ろしゅうございますか。それであれば、少々休憩をいただければ、準備をいたしますが。

#### **松隈清之委員長**

今日でなければならなければお時間頂きますし、最終日まででよければそれまでに御準備をしていただきます。（発言する者あり）

じゃあ最終日でよろしいですか、まとめて資料提出ということ。

ほかにありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

確かに先ほど飛松委員言われたように、確認をしなかった、質問をしなかったという議会の問題もあるかもしれませんが、やはりそこは議会に対して丁寧な説明が当時必要だったのかなあというふうに私は思います。

やはり地元でこういう形で御同意いただきましたと、こういう形で補償いたしますということは、そういう説明が当時なかったからこそ、今になってこういうふうに金額についても高額だと。あるいは説明もなく不透明だみたいな議論になるので。やっぱり当時の執行部の説明は不足していたんじゃないのかなというふうに思いますし、今後そういうことがないように執行部にはお願いしたいと思います。

#### **松隈久雄経済部長兼上下水道局長**

今後、丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

ないようであれば本日の建設経済常任委員会を閉会いたします。

**午前10時47分散会**

令和 3 年 3 月 18 日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則

古賀 和仁 飛松 妙子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 松隈 久雄

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

農 林 課 長 佐藤 正己

農業委員会事務局 倉地 信夫

上下水道局管理課 長 古賀 和教

上下水道局管理課総務係 長 小森 敏幸

上下水道局事業課 長 日吉 和裕

建設部 長 松雪 努

建設部次長兼建設課 長 佐藤 晃一

建設課庶務住宅係 長 安永 伸也

維持管理課 長 大石 泰之

建設部次長兼都市計画課 長 藤川 博一

国道・交通対策課 長 中内 利和

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

## 5 日程

### 現地視察

50戸連たんの運用（江島町）

鳥栖駅東6号線ほか1路線整備事業（藤木町）

国土交通省・今町線道路改良事業（田代昌町）

都市公園遊具等改修事業（ハツ並公園ステージ）（弥生が丘）

### 自由討議

### 議案審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案乙第10号令和3年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第11号令和3年度鳥栖市下水道事業会計予算

議案甲第4号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

議案甲第5号鳥栖市工場立地法準則条例

議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



自 午前10時

## 現地視察

50戸連たんの運用（江島町）

鳥栖駅東6号線ほか1路線整備事業（藤木町）

国土交通省・今町線道路改良事業（田代昌町）

都市公園遊具等改修事業（ハツ並公園ステージ）（弥生が丘）

至 午前11時15分

~~~~~

午前11時30分開会

松隈清之委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

~~~~~

松隈清之委員長

質疑は終了しておりますが、質疑の過程で資料の提出を求められた分につきまして、提出をされ、今御手元に配付をいたしましたので、これにつきまして順次説明をお願いいたします。

## 佐藤晃一建設部次長兼建設課長

令和3年度の市営住宅の樹木管理業務委託につきまして、住宅の場所、それから箇所数を記載しております。それと市営住宅の火災報知機の取付け計画につきまして平成30年度から令和3年度、それから令和4年度までの計画の箇所数を記載しております。おおむね10年に1度の更新となっております。

以上です。

## 久保山智博農業委員会事務局振興係長

委員会の追加資料のうち、2ページをお願いいたします。

令和元年度県内市町遊休農地の発生状況の資料でございます。市町別に、農地面積、遊休

農地面積、遊休農地率を掲載しております。

以上でございます。

#### **佐藤正己農林課長**

引き続き、3ページをお願いいたします。森林保険についてでございます。委員会のときに、私、鳥栖市有林で森林保険が下りておりますというふうに申し上げましたが、実際は鳥栖市で発生した山火事で、佐賀市の市有林の間違いでした。お詫びをいたします。申し訳ございませんでした。

それで森林保険につきましては、ここにあります火災等の災害、鳥栖市の場合は樹種がスギ、クヌギ、ヒノキ等となっております。また、第三者が行った場合は保険金が支払われまして、加害者に森林保険側から請求されるように確認をしております。

4ページをお願いいたします。

林道管理委託料につきまして、令和元年度は3件、令和2年度は12件に委託しております。令和2年度の業務内容につきましては、ここにありますように内訳を示しております。災害時の土砂撤去とか、倒木等の撤去業務につきまして、随契をいたしているところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。来年度、市民の森の整備工事の位置図であります。1から4まで予定をしております。内容につきましては、ここにありますとおりでございます。

以上でございます。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

昨日、資料の提出の要望がございました新産業集積エリアに係ります追加資料でございます。資料のほうはA3横となっております。A3横左側でございますけれども、公共補償に係る水路の位置図。それから右側でございますけれども、地元が発注しました草刈りの範囲図でございます。

以上でございます。

#### **松隈清之委員長**

ただいま提出されました資料につきまして、何か御確認したいこと、お尋ねしたいことございますか。

#### **飛松妙子委員**

資料の提出ありがとうございます。林道管理委託料で令和元年度と2年度を比べたら、2年度のほうが多く委託をされているということで、これは土砂災害とか豪雨災害があったということで、令和2年度が増えているのかなと思ったんですが。例年令和元年度のよ

佐藤正己農林課長

以上でございます。（発言する者あり）

松隈清之委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

災害があったときに、こういう管理委託が発生するっていうことでよかったでしょうか。

佐藤正己農林課長

現行そのような対応を取らせていただいております。

松隈清之委員長

よろしいですか。資料については、ほかありますか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、資料についての説明やお尋ねを終わります。

=====

## 自由討議

松隈清之委員長

続きまして、委員間での自由討議を行います。特にこれまで自由討議に対する要望ございましたが、よろしいですか。

「はい」と呼ぶ者あり

では自由討議を終わります。

=====

準備はもういいんですかね、このまま採決行けるんですかね。このまま採決行けますか。  
(発言する者あり)



それでは、総括を行います。議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

それと駅前のコインパーキングがどうもあんまり納得——1,360万円であそこをきれいに整備して、コインパーキングなどで管理業務を委託か何かされると思うんですけど、その整備費に、暫定整備に1,360万円もかけないかんのかなというのが、これだけ——最終的には鳥

繰り返しになりますが、市が整備せないかん理由がちょっとよくは分らなかったんですが、鳥栖駅が動いたときにということで、一応、あんまりは納得いってないけど、やっぱこういうのは、僕はもう今のまま民間に幾らでどうですかって言ったほうが、この1,360万円、市の税金をかけてきれいにして、どうも——4,300万円のほうの広場は、いろいろあって暫定でもしょうがないかなと思うんですけど。ちょっとコインパーキングだけがどうかと思ったんで、一応、総括の場ですが、そういった意見を言わせていただきます。

「はい」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss



御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議案甲第 4 号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第４号鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

ss

議案甲第5号鳥栖市工場立地法準則条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第5号鳥栖市工場立地法準則条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

ss

議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第6号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

